

令和7年習志野市教育委員会第7回定例会

日時：令和7年7月23日(水)15時00分

場所：市庁舎5階委員会室

日 程

審議順

1 会議録の承認

(予定)

2 報告事項

- | | | |
|-------------------------------|---------|---|
| (1) 令和7年習志野市議会第2回定例会一般質問等について | (教育総務課) | 1 |
| (2) 令和6年度教育費予算の繰越しについて | (教育総務課) | 2 |
| ※(3) いじめ重大事態に関する再調査報告書について | (指導課) | 7 |

3 議決事項

- | | | |
|---------------------------------------------|---------|---|
| ※議案第26号 令和7年度教育費予算案(9月補正)について | (教育総務課) | 6 |
| 議案第27号 令和8年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校の図書) | (学務課) | 3 |

4 協議事項

- | | | |
|------------------------------------------------|---------|---|
| 協議第1号 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について | (教育総務課) | 4 |
| 協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について
令和7年8月26日(火)午後3時00分 | | 5 |

5 その他

※は非公開の見込み

令和7年習志野市教育委員会第7回定例会 議題概要
【報告事項(3)並びに議案第26号については非公開の見込み】

報告事項(1)

令和7年習志野市議会第2回定例会一般質問等について

- ・令和7年習志野市議会第2回定例会における一般質問等について、報告するものです。

報告事項(2)

令和6年度教育費予算の繰越しについて

- ・令和6年度教育費予算の繰越しについて、地方自治法施行令第145条第1項及び第146条第2項の規定により議会へ報告したので、報告するものです。

報告事項(3)【非公開予定】

いじめ重大事態に関する再調査報告書について

- ・いじめ重大事態に関する再調査報告書について、報告するものです。

議案第26号【非公開予定】

令和7年度教育費予算案(9月補正)について

- ・令和7年度教育費予算案(9月補正)について、市長に申し入れるものです。

議案第27号

令和8年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校の図書)

- ・習志野市教育委員会行政組織規則第3条第16号の規定に基づき、令和8年度習志野市立習志野高等学校使用的教科用図書を採択するものです。

協議第1号

令和7年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和7年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告書案を作成したので、協議するものです。

報告事項(1)

令和7年習志野市議会第2回定例会一般質問等について

令和7年習志野市議会第2回定例会における一般質問等について、別紙のとおり報告する。

令和7年7月23日報告

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

定例会一般質問一覧表

教育委員会

日程	通告No.	議員名【会派名】	通告内容	担当課	質問時間	頁
6月11日	1	金子 友之 (真政会)	5. 習志野高校の入学者選抜における志願者数について 受験倍率が低くなっているが、どのような認識を持っているか伺う。	学務課	60	1
	2	央 重則 (環境みらい)	3. 教育施設問題について (1)学校整備及び運営の基本的な方針について 学校施設の長寿命化計画について伺う。 (2)学校施設(空き教室等)の開放について 空き教室について、地域の方の利用状況と、市民への周知について伺う。 5. 不登校の親のケアについて 市内小中学校の不登校児童生徒の親のケアに対する、学校の具体的な対応について伺う。	教育総務課 教育総務課 指導課	80 80	2
	3	宮内 一夫 (市民の会)	該当なし		80	4
	4	丸山 秀雄 (公明党)	該当なし		60	4
6月12日	5	布施 孝一 (公明党)	2. 地域問題について (1)本大久保保育所跡地の活用について 3. 教育環境の整備について (1)第3次学校施設再生計画について 【関根議員2. (1)と同内容】	社会教育課 教育総務課	60 60	4
	6	市角 雄幸 (環境みらい)	該当なし		60	
	7	三代川 雄哉 (真政会)	該当なし		60	
	8	金井 宏志 (公明党)	1. 特別支援教育 (1)教員の配置と免許保有について 特別支援学級数、本務者と講師別の数と割合、特別支援学級の担任の特支免許の保有者数と率について伺う。 (2)教育支援委員会と発達・知能検査について 児童生徒の適正就学に向けた取り組みについて伺う。 2. 公共建築物再生計画 (2)(仮称)新総合教育センターについて 総合教育センターのシンクタンク機能など複合施設に求められる機能について伺う。	学務課 指導課 総合教育センター	60	5
6月13日	9	斎藤 賢治 (真政会)	該当なし		60	
	10	鴨 哲登志 (民意と歩む会)	該当なし		70	
	11	木村 孝 (民意と歩む会)	4. 秋津サッカー場の再整備について (2)ネーミングライツについて 秋津サッカー場のネーミングライツについて、今後の見通しを伺う。 5. 不登校児童へ対応する「学びの多様化学校」について 「学びの多様化学校」が設置に至った理由とこれまでの経緯について伺う。	生涯スポーツ課 指導課	60	8
	12	田中 慶子 (公明党)	2. 不登校対策について (1)学びの多様化学校の設置概要と現況 【荒原議員2. (2)と同内容】 (2)適応指導教室「フレンドあいあい」とのすみ分けについて 3. 教育委員会における会計年度任用職員について (1)職種と人数について (2)待遇と処遇について	指導課 総合教育センター 指導課 教育総務課 学務課 教育総務課 学務課	60	9

定例会一般質問一覧表 教育委員会

	13	寺川 貴隆 (環境みらい)	該当なし		70	10
	14	大宮 こうた (明日の習志野)	<p>3. 子どもにやさしい街について (1)憲法の定める「義務教育の無償」原則の真の実現 ①学校徴収金にテスト、ワーク、ドリルの費用を含める妥当性 市内小・中学校における学校徴収金の金額（平均額、最高額、最低額）、そのうちテスト、ワーク、ドリルの占める割合、教育活動の一環であるテスト等の費用について「受益者負担の原則」に基づいて保護者に負担を求める妥当性について伺う。</p> <p>(2)特別支援学校中学部・高等部の市内設置 ①令和8年度に予定されている県による中間評価に向けて、県との協議状況、評価に向けた準備状況 昨年6月の議会における議論以降、県による中間評価（令和8年度に実施予定）に向けて、県との協議状況とその論点、評価に向けた準備状況、設置場所候補の検討状況について伺う。</p>	教育総務課 教育総務課	80	12
6月16日	15	荒原 ちえみ (日本共産党)	<p>2. 不登校児童生徒の居場所づくりの充実を (1)校内教育支援センターの設置の経緯と現状について 校内教育支援センターの設置の経緯と現状について伺う。</p> <p>(2)学びの多様化学校の現状について 学びの多様化学校の現状について伺う。 【田中慶子議員2. (1)と同内容】</p> <p>3. 準要保護制度を必要な家庭が利用できるよう求める (1)準要保護制度を受けやすくする改善を求める 令和4年度から令和6年度までの3年間における小中学校の準要保護を必要とする児童生徒数及び割合を伺う。</p> <p>(2)準要保護の受給基準の引き上げを求める 習志野市の受給基準について伺う。</p> <p>7. 全国・千葉県に広がっている学校給食費の無償化について (1)本市の小中学校給食費無償化を求める 県内では、完全無償化が2025年4月現在20市町に広がっているため習志野市も早急に給食費無償化することを求める。</p>	指導課 指導課 学務課 学務課 保健体育安全課	80	13
	16	平川 博文 (都市政策研究会)	<p>1. 宮本泰介市長＆荒木勇前市長の人事権を考える。懲役1年執行猶予3年の市役所公務員が普通退職している。懲戒免職処分ではない。なぜなのか。最近、懲戒免職処分の市役所公務員がいる。どんな理由なのか。処分までの手続きを知りたい。</p> <p>令和3年12月の答弁では、懲役1年執行猶予3年の市役所公務員の処分について、荒木勇弁護士市長が審査会を招集したとの答弁がなされている。有罪判決を受けた横井宏遠市役所公務員の習志野市における処分は、本人の意思を尊重する立場から、懲戒免職処分ではなく、平成13年6月22日付けで分限休職処分としている。分限処分とは、正当な理由のない欠勤などで行われる軽度な処分といえる。さらに、裁判中にもかかわらず、平成13年8月29日付けで退職願いを習志野市は受理してしまった。令和4年3月定例会以降、司法による有罪判決という厳格な判断も下されている。けじめはついているものと認識しているとの答弁になっている。司法では、有罪判決なのに、習志野市では懲戒免職処分にしている。自主退職させている。けじめは、ついていない。欠勤程度の軽度の分限休職処分にした審査委員は、当時の荒木勇弁護士市長、篠原潔助役、富谷輝夫収入役が選任したという。篠原潔助役、富谷輝夫収入役、松盛弘教育長、佐藤倉二企業管理者、西原民義総務部長、本城章次良総務部次長、石井享人事課長をもって組織したとある。（令和3年12月の会議録参照）懲役1年執行猶予3年の市役所公務員を懲戒免職処分ではなく、欠勤程度の分限処分にした審査委員の氏名と役職の公表を求めてきた。令和3年12月定例会から、総務部長が答弁したとおりとの答弁になっている。なぜ、宮本泰介現市長からの答弁ができないのか。犯罪を犯す市役所公務員の懲戒処分が骨抜きになっている。</p> <p>Q5 最近、懲戒免職処分の市役所公務員がいる。どんな理由なのか。処分までの手続きを知りたい。</p>	教育総務課	80	16

定例会一般質問一覧表

教育委員会

6月17日	17	佐野 正人 (民意と歩む会)	該当なし		60	/
	18	谷岡 隆 (日本共産党)	3. 特別支援教育に役立つ心理検査について (1)前定例会で教育長から「教育支援委員会における判断材料の一つとしては、田中ビネー式知能検査を基本とし、その上で真にWISC検査の必要な児童・生徒に対しては、心理士等有資格者によるWISC検査を行う」との答弁があつた。自閉症・情緒障がい特別支援学級やLD・ADHD等通級指導教室の支援・指導において、子どもたちの特性をはかるWISC検査は不可欠と考えるが、その必要性について教育長の見解を伺う。	指導課	70	16
	19	佐藤 まり (市民の会)	該当なし		70	/
	20	関根 洋幸 (元気な習志野をつくる会)	2. 習志野市第2次学校施設再生計画について (1)現状と今後の取組について 【布施議員3. (1)と同内容】	教育総務課	60	17
6月18日	21	入沢 としゆき (日本共産党)	7. 鶩沼特定土地区画整理事業について (2)「過大規模」の鶩沼小学校建設について 文部科学省は「きめ細やかな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい」などと大規模校の課題を挙げ、過大規模校については速やかに解消を図るように設置者に促している。児童の急増への対応や学校の分離新設、通学区域の見直しについてどのように検討しているのか伺う。	教育総務課	80	18

【教育委員会】令和7年第2回定例会一般質問答弁要旨総括表

回 告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
						大	中	小					
R7/2 1	金子 友之	真政会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		再質問2	1. 自治体DXについて (1) 業務用FAXの利用状況について デジタル化に伴いFAX廃止の流れになっているが、市の状況について伺う。 教育委員会ではFAXは使用していないとなっているが、学校現場でのFAX使用率は86.4%となっていて、全国平均よりも高い数値となっている。学校現場でのFAXの運用状況と廃止に向けた取組について伺う。	文部科学省から令和7年3月に公表された「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」は、自己点検結果であることから、大きな傾向は掴めるものの、結果を単純比較できるものではないと捉えている。学校現場でのFAX使用率については、1日に1回の使用など、少ない活用状況も加えたことにより、本市は86.4%の使用率になったものと分析している。現在においては、従前からのメールに加え、令和5年度に導入した校務支援システムの活用が進んだことにより、学校現場でのFAXの利用は減っており、非常時対応や相手方がFAXでの送付を求める場合以外では、原則使わない方向で取り組んでいる。	-	-
R7/2 1	金子 友之	真政会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		要望	校務DXを進めるよう要望する。	-	非常時対応や相手方がFAXでの送付を求める場合以外では、原則使わない方向で今後も取り組む。	済
R7/2 1	金子 友之	真政会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(1)		再質問3	入学式や体育祭の案内について、教育委員会から議員宛てに小中学校のスケジュールが一覧化されたものが配布されていて、そこには、校長からの案内は教育委員会からの案内をもって代えさせていただく、と書いているにも関わらず、学校からも個別に案内が届いた。これは市内全域の小中学校で行っているのか伺う。	小中学校の入学式や体育祭等の行事における市議会議員を始めとするご来賓の皆様への案内については、学校ごとに案内先の範囲等それぞれの事情に応じて判断し、対応しているところである。	-	-
R7/2 1	金子 友之	真政会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(1)		再質問4	しかるべき立場から「個別に案内を送るのは禁止する」とお知らせし、個別に案内をしている現状を今後やめさせることはできないのか伺う。	【教育長答弁】 個別に案内状をお送りしているご来賓は、学校によって異なるが、学校運営協議会委員、町会長・自治会長、ボランティアの方々、民生委員児童委員等である。個々にお送りする以外の方法で、確実に情報が届く方法があれば、業務の効率化の観点も踏まえて、見直しについて検討していきたいと考えている。	個々にお送りする以外の方法で、確実に情報が届く方法があれば、業務の効率化の観点も踏まえて、見直しについて検討していきたいと考えている。	済
R7/2 1	金子 友之	真政会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(1)		要望	出欠の意思表明に係る業務のDX化についても進めるよう要望する。	-	個々にお送りする以外の方法で、確実に情報が届く方法があれば、業務の効率化の観点も踏まえて、見直しについて検討していきたいと考えている。	済
R7/2 1	金子 友之	真政会	学校教育部	学務課	学校教育について	5			本答弁	5. 習志野高校の入学者選抜における志願者数について受験倍率が低くなっているが、どのような認識を持っているか伺う。	令和7年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜における定員は普通科240名、商業科80名で、志願者数は普通科253名、商業科89名であった。また、募集定員に対して志願者が何人いるかを示す数値で、志願状況を把握する上で目安となる倍率は、普通科が1.05倍、商業科が1.11倍であった。習志野高校は「未来を担う人材を育成し、習志野市を全国に知らしめる」という思いのもと、市立高校として昭和32年に開校した。以降、進学指導や部活動、そして、地域とのつながりなど、多くの面で確かに実績と地域に根付いた学校を築いてきた。少子化と人口減少社会を迎える、高等学校教育においても多様化、個別化が進んでいる。また、私立高校の授業料無償化など、公立高校を取り巻く環境は大きく変化しており、競争性も増してきている。習志野高校においても、これまで築いてきた実績を継承しつつ、さらに向上させていくとともに、受験生や保護者に選んでいただけるよう、習志野高校の実績や特色、魅力を積極的に発信していく必要があると考えている。具体的には、まず、本年5月から、新たにインスタグラムを活用し、学校の様子や行事予定等の発信を行っている。学校紹介のパンフレットについても、学校の魅力が分かりやすく伝わるよう大幅なりューアルを行った。次に、受験生及び保護者を対象とするイベントの充実を図るため、本年8月に幕張メッセで開催される首都圏進学フェアに出展するほか、8月と10月には習志野高校で学校説明会を開催、さらに、希望者を対象とした少人数での学校見学ツアーを実施する。進路の面では、例年、7割から8割の生徒が4年生大学に進学していることから、進学実績や大学との交流といった成果を積極的に発信する。また、部活動への理解や関心を高めるよう、新たに、各部活動において、本市の小・中学校体育連盟が主体となり、中学生を対象に体験会を実施する。合わせて、本市に関係がありスポーツに理解があるチームと連携して行う体験会など、特色ある活動について、学校説明会で紹介していく。このほか、老朽化が進んでいる学校施設への対応として、令和7年度には体育館にエアコンを設置するとともに、校内の照明のLED化に向けた設計を実施する。この5月には、私も市長とともに学校を直接訪問し、改めて対策が必要と考えられる施設や設備を確認した。今後、習志野高校応援基金やクラウドファンディングの活用を含め、更なる施設の充実や必要な修繕等を検討し、実施していきたいと考えている。いずれにしても、このような取り組みを通じて、生徒や保護者にとって魅力ある学校づくりに取り組み、それらを積極的に発信し、受験生が自ら習志野高校を前向きに進路先の選択肢の一つとして検討してもらえるよう邁進していく。	生徒や保護者にとって魅力ある学校づくりに取り組み、それらを積極的に発信していく。	済

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/2 1	金子 友之	真政会	学校教育部	学務課	学校教育について	5				再質問1	直近4年間(R4~R7)の科別志願倍率はどの程度か。また、その数値をどのように評価しているか伺う。	令和4年度の普通科は1.27倍、令和5年度は1.10倍、令和6年度は1.22倍、令和7年度の普通科は1.05倍となっている。令和4年度の商業科は1.33倍、令和5年度は1.25倍、令和6年度は1.51倍、令和7年度は1.11倍となっている。教育長答弁で申し上げた通り、志願者数や倍率は、その年ごとの募集要項や制度の変更、地域の進学動向、前年度の倍率に影響を受ける場合がある。一方これまで、多くの受験生の方に志願をしていただいていることは習志野高校にとって大変ありがたいことであると捉えている。今後は、今まで以上に選ばれる学校となるように、習志野高校の特色や魅力を積極的に発信していく。	習志野高校の特色や魅力を積極的に発信していく。	済
R7/2 1	金子 友之	真政会	学校教育部	学務課	学校教育について	5				再質問2	教育長答弁に、「本年度は部活だけでなく、進学実績や大学との交流といった成果も積極的に発信する」とあるが、具体的にどう発信するのか伺う。	具体的な発信方法として、ターゲットとなる10代の世代で利用率が高いインスタグラムを新たに活用している。今後も学校生活や学習等について積極的に投稿を行うことで、閲覧数の増加を目指していく。また、学校紹介のパンフレットについて、昨年度よりページ数を増やし、普通科、商業科それぞれの特徴についてのQ&A形式での説明や、進路実績の割合を新たに掲載する。さらに、学校説明会での説明やホームページに掲載する学校紹介動画においても、入学後の学習や進路先の紹介について、工夫を行っていく。その他、中学3年生対象の進学フェアや、学校説明会において、個別の相談にきめ細やかに応じることにより、進学先を検討している中学生やその保護者に対し、選ばれる学校となるように、分かりやすく積極的な情報発信を行っていく。	進学先を検討している中学生やその保護者に対し、選ばれる学校となるように、分かりやすく積極的な情報発信を行っていく。	済
R7/2 1	金子 友之	真政会	学校教育部	学務課	学校教育について	5				要望	習志野高校が部活動強豪校というイメージを持たれているとすると、部活に入るつもりがなかったり、緩くやりたいという子からは敬遠されてしまうことも考えられる。そうした子でもしっかり輝ける、有意義な高校生活が送れるという事を発信していただきたい。	-	進学先を検討している中学生やその保護者に対し、選ばれる学校となるように、分かりやすく積極的な情報発信を行っていく。	済
R7/2 1	金子 友之	真政会	学校教育部	学務課	学校教育について	5				再質問3	教育長答弁で、「本市に拠点があるトップチームと連携して行う体験会など」、とあったが、このトップチームとはアメリカンフットボールのオービックシーガルズのこと、体験会とはオービックの選手やスタッフと共にアメリカンフットボールのプレーを体験する機会ということなのか伺う。	その通りである。	-	-
R7/2 1	金子 友之	真政会	学校教育部	学務課	学校教育について	5				再質問4	2027年度に創立70周年を迎えるが、記念行事の中で志願者数の増加に繋がるようなイベントを打つたらどうかと考えるが、見解を伺う。	創立70周年の記念事業については、令和9年度の実施に向けて、今年度中にPTAや学校の教職員を中心とした校内準備委員会を立ち上げる予定となっている。記念事業におけるイベントについては、習志野高等学校の魅力を広く内外にPRできるよう、創立70周年にふさわしいイベントを検討していく。	校内準備委員会を立ち上げ、学校の魅力をPRでき、70周年にふさわしいイベントを検討していく。	未
R7/2 1	金子 友之	真政会	学校教育部	学務課	学校教育について	5				要望	令和9年度の受験は、例年だと令和9年の2月に願書受付があるので、70周年記念イベントには間に合わない。令和8年度中に翌年度の70周年に向けて機運を高めて、70周年の年に入学する事の特別さやメリットを受験生がイメージできるような取組をしていただきたい。	-	今年度中に校内準備委員会を立ち上げ、検討を開始する。	未
R7/2 2	央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)			本答弁	3. 教育施設問題について (1)学校整備及び運営の基本的な方針について 学校施設の長寿命化計画について伺う。	本市教育委員会では、児童生徒により良い教育環境を提供するため、学校施設再生計画に基づき、老朽化した学校施設の建替や長寿命化工事等に取り組んでいるところである。本計画における基本方針として、「安全で潤いのある学校環境の整備」を掲げ、この基本方針のもと、5つの視点に立って、新しい学校施設づくりを進めることとしている。1点目は、柔軟性に富んだ施設、2点目に、ゆとりと潤いのある施設、3点目に、環境に配慮した施設、4点目に、安全・安心で質の高い教育環境、最後5点目として、地域との交流・連携施設である。今後とも、これらの考え方に基づき、学校施設の再生を着実に進めていく。	今後も、これらの考え方に基づき、学校施設の再生を着実に進めていく。	済
R7/2 2	央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)			再質問1	整備した学校は視点5に立って実行しているのか。藤崎小も視点5に立って整備を行うのか。	第2次学校施設再生計画で示した視点5「地域との交流・連携施設」に基づく取組としては、体育館やグラウンドの地域利用、バリアフリー等の機能向上を図ってきたところである。また、建替えを行った谷津小学校では、ミーティング室と体育馆といった地域開放を行うエリアとその他の学校管理エリアをシャッターで区分しているほか、大久保小学校では、外部から直接出入りが可能な会議室を整備しており、地域開放にも配慮している。運営面においては、学校運営協議会や地域学校協働活動などの取り組みを始めている。今後、長寿命化改修を行う藤崎小学校においても、「地域との交流・連携施設」の視点に立ち、地域に開かれた学校づくりを推進していく。	今後、長寿命化改修を行う藤崎小学校においても、「地域との交流・連携施設」の視点に立ち、地域に開かれた学校づくりを推進していく。	済
R7/2 2	央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)			再質問2	藤崎小学校においてもミーティング室などを整備する予定なのか。	全面改修を行った谷津小学校や大久保小学校と違い、藤崎小学校は長寿命化改修であり、地域の方が利用できる動線への配慮ができるかどうかといった点も踏まえて、長寿命化改修を実施していかないと考えている。	-	-
R7/2 2	央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)			再質問3	藤崎小において、視点5「地域との交流・連携施設」はどのように実現するのか。	児童の安全確保を第一に考える必要がある。その上で、地域の方が利用できる施設をどのように確保することができるのかを検討していく。	児童の安全確保を第一に考えた上で、地域の方が利用できる施設をどのように確保することができるのかを検討していく。	未

【教育委員会】令和7年第2回定例会一般質問答弁要旨総括表

回 告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
						大	中	小					
R7/2 2	央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(2)		本答弁	3. 教育施設問題について (2)学校施設(空き教室等)の開放について 空き教室について、地域の方の利用状況と、市民への周知について伺う。	余裕教室等の学校教育以外での使用については、学校教育及び施設管理上支障がなく、社会教育その他公共の目的のために利用すると認められる場合、許可することができるものとしている。現状としては、放課後子供教室や放課後児童会など、児童の学校生活の延長となる利用を優先としている。その他、地域生涯学習の場としてのコミュニティルーム、習志野市青少年育成団体連絡協議会の構成団体による研修や会議などの目的でも使用の許可を行っている。余裕教室の地域利用にあたっては、児童生徒の安全の確保のため、学校と地域、それぞれの動線を区分する必要があるなど、セキュリティ面での課題などがある。また、学校によって、余裕教室の有無、及びその数に違いがあり、一律に取り扱えない点もあることから、市民への周知については、様々な課題を解決していく必要があるものと考えている。	-	-
R7/2 2	央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(2)		再質問1	社会教育その他公共の目的のために利用すると認められる場合とは、どういう意味か。	習志野市立学校施設の目的外使用に関する規則第4条において、使用許可の基準を定めており、学校教育及び施設管理上支障がなく、次の目的で使用すると認められる場合は、学校施設の使用を許可するものとしている。第一に、法令に基づいて使用するとき。第二に、国又は他の地方公共団体が、市の業務に関連のある業務を行うとき。第三に、公共的団体が、市の施策に協力するための事業を行なうとき。第四に、社会教育及び社会体育に利用するとき。第五に、その他特に必要があると認められるとき。となっている。	-	-
R7/2 2	央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(2)		再質問2	個人が学校施設を借りる場合は、「その他特に必要があると認められるとき」に該当するのか。	団体に対する許可となっており、個人が学校施設を借用する場合は、慎重に判断する必要があると思っている。	-	-
R7/2 2	央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(2)		再質問3	個人が何人かを集めて、社会貢献のために借りたい場合は貸し出しができるのか。	個々の学校の状況にもよるが、そのような利用であれば貸し出しの対象になってくると判断している。	-	-
R7/2 2	央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(2)		再質問4	地域の人は、空き教室を使っているのか。	余裕教室については、PTAや学校開放委員、社会体育団体の会議等に貸し出しを行っていることを確認しているが、地域住民の方への貸し出しが確認できていない状況である。	-	-
R7/2 2	央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(2)		再質問5	旧藤崎幼稚園は地域で活用できるのか。	旧藤崎幼稚園には、保育室4室、遊戲室、職員室があり、そのうち、遊戲室及び保育室2室については、これまで家庭科室を活動場所としていた放課後子供教室が6月に移転し活用している。その他の保育室等については決まっていないが、特別支援学級としての活用など、小学校において活用方法を検討している状況にある。現状においては、地域の方に貸し出しができる状況にないことを確認している。	-	-
R7/2 2	央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(2)		再質問6	旧藤崎幼稚園の現状について伺う。	遊戯室及び保育室2室については、放課後子供教室が6月から活用している。	-	-
R7/2 2	央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(2)		再質問7	旧藤崎幼稚園についても、地域の方が利用できるように検討するということでいいのか。	開かれた学校という中では地域への開放という部分も出てこようかと思うが、一方でセキュリティ面での課題もあり、平成13年6月に大阪府池田市の小学校で発生した事件、最近では、東京都立川市の小学校において、男性2名が教室に侵入し、教職員が負傷する事件も発生している。このような状況を考えると、地域利用にあたり、平日昼間の児童生徒が学校に居る時間においては、児童生徒の安全確保が最優先すべき必須条件と考えている、その上で、どのような形で地域の方にご利用いただけるか、その仕組みづくりを進めていかなければならないと考えている。	児童生徒の安全確保が最優先すべき必須条件とした上で、どのような形で地域の方にご利用いただけるか、その仕組みづくりを進めていく。	未
R7/2 2	央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(2)		再質問8	地域の方が利用できるということでいいのか。	【教育長答弁】 学校施設は特殊性がある。そういったことも踏まえたうえで、どういった使い方ができるのかを考えていかなければならぬと捉えている。	児童生徒の安全確保が最優先すべき必須条件とした上で、どのような形で地域の方にご利用いただけるか、その仕組みづくりを進めていく。	未
R7/2 2	央 重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	5			本答弁	5. 不登校の親のケアについて 市内小中学校の不登校児童生徒の親のケアに対する、学校の具体的な対応について伺う。	不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的原因により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあり病気や経済的理由以外で年間30日以上欠席したも」と定義されている。令和6年度における、本市の不登校児童生徒数は、小学校が220名で割合として全体の2.48%、中学校は280名で割合として全体の6.85%となっている。各学校においては、不登校の児童生徒を持つ保護者に対して、児童生徒の心身の状態や家庭環境に応じて柔軟に対応しているところである。具体的には、保護者と連絡を密に取ることはもちろんのこと、スクールカウンセラーや教育相談員による相談も行っている。また、学校外で相談できる場として、市総合教育センターの来所相談や県の子どもと親のサポートセンターの講演会など、各関係機関の紹介も行っている。さらに、不登校児童生徒を抱え、同じ悩みを持つ保護者同士が情報交換をできる場を設け、保護者同士で情報を共有することで、孤立感をなくし、互いに支え合える関係を作れるようにしている学校もあり、このような取り組みを、校長会議を通じて各校へ伝えているところである。また、不登校児童生徒の実態に合わせた学びの場を提供し、児童と保護者へのケアを含めた支援を行うために、学びの多様化学校を開室した。入室した児童については、概ね登校できている状況となっている。入室だけでなく定期的な面談を行うことで、保護者の声を積極的に受け止め、負担が軽減できるよう体制を整えている。一方で児童生徒の学びの場であるそれぞれの学校が児童、生徒、保護者に対して、丁寧な対応をする必要があることは言うまでもない。今後も、不登校児童生徒を抱える保護者の不安や悩みに寄り添い、多様な支援が行えるよう、学校とともに取り組んでいく。	今後も、不登校児童生徒を抱える保護者の不安や悩みに寄り添い、多様な支援が行えるよう、学校とともに取り組んでいく。	済

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/2	2	央 重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	5			再質問1	コロナ前後の不登校児童生徒数の推移について伺う。	小学校における不登校児童数の推移としては、コロナ前である令和元年度が89名、コロナ禍の令和2年度は、76名、令和3年度は143名、令和4年度は149名、コロナ後の令和5年度は226名、令和6年度は220名となっている。中学校については、令和元年度は158名、令和2年度は137名、令和3年度は209名、令和4年度は221名、令和5年度は273名、令和6年度は280名となっている。小中学校共に、コロナ禍に入った当初は、臨時休業や分散登校により、一時的に不登校数が減少したが、コロナ後の令和5年度につきましては急増している。令和5年度から令和6年度にかけては、横ばいといったような状態となっている。	-	-
R7/2	2	央 重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	5			再質問2	不登校児童生徒の保護者の対応における、小学校と中学校での違いについて伺う。	小学校と中学校では発達段階や進路関係等によって相談内容は異なってくるが、教育長答弁にあったように、教育相談の体制や関係機関との連携、家庭への連絡や家庭訪問等、保護者対応の仕方については、小学校と中学校で違はない。	-	-
R7/2	2	央 重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	5			再質問3	保護者同士の情報共有の場を設けている学校とその具体的な内容について伺う。	市内小中学校23校のうち、小学校では1校、中学校では2校が保護者同士の情報共有の場を設けている。具体的には、藤崎小学校では、学校の会議室にて月1回程度、保護者が10名程度集まり、情報共有の場を設けている。第五中学校では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員も加わり、10名程度が参加して懇談会を開いている。第七中学校においては、教頭・スクールカウンセラー・教育相談員などが加わり、年10回ほど開催されている状態である。	-	-
R7/2	2	央 重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	5			再質問4	保護者同士の情報共有の場を、教育委員会として増やしていくつもりであるのか伺う。	【教育長答弁】 不登校に絡む保護者との連携は非常に重要であると、教育長就任時から校長会議の中でお話をしてきた。具体的な内容については説明をさせていただいたとおりだが、これ以外の方法でも保護者との連携が必要であると捉えている。ただ、直接話し合うことが大切なので、しっかりと増やしていかなければならないと捉えている。	答弁した内容について丁寧に対応していく。	未
R7/2	3	宮内 一夫	市民の会	学校教育部	指導課	学校教育について	1			再質問3	1. 津田沼駅南口再開発事業について 保護者が負担する児童生徒の会場までの交通費を市が補助すべきではないか伺う。	習志野文化ホールが使用できなくなったことに伴い、中学校の「合唱コンクール」、「小中学校音楽会」、「ならしの学校音楽祭」については、他市の施設を借用して実施している。その会場使用料は、全額市費で負担している。また、「小中学校音楽会」については、会場までの児童生徒の送迎バスの費用も、全額市費で負担している。一方で、これまで習志野文化ホールで音楽発表会等を行っていた際の児童生徒の会場までの交通費は自己負担しているが、会場が変わった後についても、同様に自己負担をお願いしている。保護者負担といつた面からも検討事項の一つであると捉えている。	-	-
R7/2	4	丸山 秀雄	公明党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2	(1)		再質問3	2. 熱中症対策について (1) 本市の取組について 学校での熱中症対策はどのようにされているか。	市立小・中・高等学校における熱中症対策としては、千葉県教育委員会から令和6年4月に改訂版が発出された「学校における熱中症対策ガイドライン」に則り対応している。その中で、暑さ指数のWBGT値が31を超える場合、運動は原則中止している。まず、児童生徒の活動前には、活動場所のWBGT値を測定するとともに、児童生徒の健康観察を実施している。次に、活動中においては、こまめに休憩を取り、水分補給をするとともに、活動場所のWBGT値や児童生徒の健康状態を適宜確認し、体調に不安がある場合は、無理をさせず、休憩をさせるなどの対応をしている。そして、活動後にも児童生徒の健康観察を行い、体調の変化がないかをよく確認し、不調があればすぐ教員に伝えるよう指導している。このように、各段階で対応を行うことにより、熱中症が発生しないよう努めている。	-	-
R7/2	4	丸山 秀雄	公明党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2	(1)		要望	子どもの命を守る観点から、全教職員の方へ熱中症対策についての意識啓発と具体的な対策の再確認を早急に行い、徹底することを要求する。	-	職員への意識啓発と予防及び対応策の周知を図る。	済
R7/2	4	丸山 秀雄	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	4	(1)		再質問3	4. 若者向け施策について (1) 現状の取組について 習志野市こども若者まんなか計画における若者の施策について 若者向け情報発信事業の具体的な内容について	若者向け施策については、「ならしのまんなかプラン」策定時において、高校生以上29歳までの若者の意見を反映すべく、インターネット調査や意見交換会、LINEを活用した意見聴取などの機会を設けた。そのなかでは、「地元のつながりが欲しい」「市の公式LINEをもっとPRし、さらに活用してほしい」「スマホなどでも市が行っているサービスについて手軽に知れるコンテンツなどがあると嬉しい」といったご意見が寄せられた。これらのことから、具体的な若者向け情報発信事業については、本市で今年度から新たに製作する子育て・若者情報を発信するウェブサイトにおいて若者が必要とする情報を一元化、かつ既存のSNSとも連携し、効果的に発信できるよう、取り組む予定としている。	子育て・若者情報を発信するウェブサイトにおいて若者が必要とする情報を一元化、かつ既存のSNSとも連携し、効果的に発信していく。	未
R7/2	5	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(1)		本答弁	2. 地域問題について (1) 本大久保育所跡地の活用について	旧大久保育所跡地については、令和2年度から埋蔵文化財調査室として使用し、発掘した出土品等の調査及び保管、展示を行っている。質問の内容については、本大久保地区のまちづくり会議から、令和7年度まちづくり要望として、旧本大久保育所跡地を公園として開放し、市民の憩いの場となるとともに、施設が市道を分断しているため、歩行者が通れるようにしてほしい、という要望をいただいていた。要望を受け、まずは既設遊具の撤去を行ったところである。今後については、要望を頂いた町会の方との協議及び必要な安全対策を進め、迅速に対応していく。	町会との協議及び必要な安全対策を進め、迅速に対応する。	未
R7/2	5	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(1)		再質問1	今後の安全対策の整備予定について伺う。	旧園庭の通行を行うための安全対策については、ケガや事故を防ぐための対策を今年度中に実施したいと考えている。具体的には、東側道路に出るための階段について、高低差がかなりあることから、手摺を設置しているが、一部腐食が見られる。これについては、腐食が進むことにより、手摺が倒れ、通行する方がケガをしたり、車との接触事故が発生したりする恐れがあることから、最低限、倒壊しないような対策が必要であると考えている。	今年度中に、手摺が倒壊しないような対策を行う。	未

【教育委員会】令和7年第2回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/2	5	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(1)		要望	町会との協議を並行して進めるよう要望する。	-	町会との協議及び必要な安全対策を進め、迅速に対応する。	未
R7/2	5	布施 孝一	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 教育環境の整備について (1) 第3次学校施設再生計画について	本市教育委員会では、児童生徒により良い教育環境を整備するため、学校施設再生計画に基づき、老朽化した学校施設の建替や長寿命化工事等に取り組んでいるところである。まず、令和2年度から令和7年度までの6か年を計画期間とする第2次学校施設再生計画における進捗状況について、お答えする。事業内容の精査が必要となるなど、一部計画どおりに進められない事業もあるが、計画されている学校のうち、8割の学校で事業に着手している。また、体育館へのエアコンの設置やプール及び給食室の整備の在り方など、市民ニーズに即したもの、あるいは将来の時代の変化を見据えた対応を適時行ってきたところである。次に、第3次学校施設再生計画については、現行計画の基本的な考え方は踏襲しつつ、市長事務部局で策定している公共建築物再生計画との整合を図りながら、策定作業を進めているところである。現在、建設資材の高騰や労務単価の上昇など、学校施設再生への取り組みは厳しさが増していくものと想定している。このような状況下にあっても、第2次計画で見送っている学校や習志野高等学校をはじめとする今後整備を予定している学校についても、児童生徒の安全・安心を確保し、適切な教育環境を整えていく必要がある。これらの課題を踏まえ、次期計画の策定にあたっては、建物の安全性も考慮しながら、更なる長寿命化改修の推進によるトータルコストの縮減及び平準化を検討しているところである。また、地域コミュニティーの核としての学校の視点と、施設や敷地の有効活用の視点の両面から、施設整備にあたっての考え方を検討していく。	次期計画の策定にあたっては、建物の安全性も考慮しながら、更なる長寿命化改修の推進によるトータルコストの縮減及び平準化、地域コミュニティーの核としての学校の視点と、施設や敷地の有効活用の視点の両面から、施設整備にあたっての考え方を検討していく。	未
R7/2	5	布施 孝一	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		再質問1	計画期間中に建替えや大規模改修などを行った学校の中で、視点5にある「地域との交流・連携施設」について、どのように具現化してきたのか伺う。	第2次学校施設再生計画においては、建替えとして、第二中学校、谷津小学校、大久保小学校、長寿命化改修として、第一中学校、向山小学校、屋敷小学校の整備に取り組んできた。いずれの学校においても、刷新した体育館及びグラウンドで地域利用を行うとともに、災害時の避難所として、車いす対応トイレなど、バリアフリー等の機能向上を図ってきたところである。また、運営においては、学校運営協議会や地域学校協働活動など、学校の運営や教育活動を支援していただく取り組みを始めている。このように、「地域との交流・連携施設」の視点に立って、地域に開かれた学校づくりを推進するため、子どもを含めた地域の方々が交流、連携しやすい、空間を形成することに努めている。	-	-
R7/2	5	布施 孝一	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		再質問2	今後、建替えを予定している、鷺沼小学校及び大久保東小学校の地域利用について、どのような見解を持っているのか伺う。	大久保東小学校については、令和10年9月の使用開始を目指して、令和7年度から建替工事に着手する予定である。新たな校舎においても、体育館及びグラウンドの地域利用を行うことに加え、校舎の外から直接入れる会議室を設けている。鷺沼小学校については、現在、建替えに向けての設計中である。この設計において、より地域利用が可能となる動線を考えながら、検討を進めている。	-	-
R7/2	5	布施 孝一	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		要望	地域利用については、前向きに検討するよう要望する。一方で、学校運営や教育活動の支援に向けて、学校運営協議会や地域学校協働活動も立ち上がっている。例えば、小一の壁問題など、地域の方が協力をすることによって、問題の解消に向けた取り組みを行うことも必要ではないか。地域が借りるだけではなく、地域として学校に何ができるのかを考えくことも大事ではないかと思う。7月に市川市への視察を予定しており、次の議会で提案していきたい。	児童生徒の安全確保が最優先すべき必須条件とした上で、どのような形で地域の方にご利用いただけるか、その仕組みづくりを進めていく。	未	
R7/2	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	学務課	学校教育について	1	(1)		本答弁	1. 特別支援教育 (1) 教員の配置と免許保有について 特別支援学級数、本務者と講師別の数と割合、特別支援学級の担任の特支免許の保有者数と率について伺う。	最初に、令和7年度における特別支援学級数については、小学校において、知的学級19学級、自閉症・情緒学級39学級であり、中学校においては、知的学級9学級、自閉症・情緒学級18学級、となっている。また、小学校に設置している通級指導教室については、言語障がい指導教室3教室、聴覚障がい指導教室1教室、学習障がいや注意欠陥多動性障がい児童の指導を行う、LD・ADHD等指導教室1教室、となっている。次に、特別支援学級担任の配置状況としては、小学校においては、67名配置しており、このうち正規教諭は60名、臨時の任用教諭、かつては「臨時の任用講師」と申していたが、今年度から「臨時の任用教諭」これが7名、割合として、正規の教諭が90%、臨時の任用の教諭が10%となっている。また、中学校においては、27名配置しており、このうち正規教諭は22名、臨時の任用教諭は5名で、割合として、正規の教諭が81%臨時の任用の教諭は19%となっている。なお、本年4月1日現在で、教員の未配置はない。最後に、特別支援学級担任の免許保有の状況としては、小学校において、67名のうち、34名が保有、33名が非保有、これは普通免許はあるが特別支援学校教諭免許をもっていないものが33名であり、保有者の割合は51%となっている。また、中学校においては、27名のうち8名が保有、19名が非保有であり、保有者の割合は30%となっている。特別支援学校教諭免許状の有無によって、教育の質に差が生じないよう研修の充実や指導助言に努めているところである。	特別支援学校教諭免許状の有無によって、教育の質に差が生じないよう研修の充実や指導助言に努めていく。	済
R7/2	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	学務課	学校教育について	1	(1)		再質問1	通常学級を含めた教員の未配置について伺う。	令和7年4月1日時点において、教員の未配置は、すべての学校で0(ゼロ)となっている。	-	-
R7/2	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	学務課	学校教育について	1	(1)		再質問2	教員の未配置ゼロを達成できた要因について伺う。	本市教育委員会としても、未配置が生じることがないよう計画的で長期的な視点に立った新規採用教員の配置や、臨時の任用教諭の確保について県教育委員会と連携してきた。特に、臨時の任用教諭の確保に関しては、市内小中学校の協力のもと、保護者へ募集案内の配布を行うとともに、広報習志野への掲載、市役所へのポスター掲示等を継続的に行ってきました。また、県内の教職課程がある大学の就職関係窓口へ働きかけを行い、人材確保に努めてきた。このような取組が、達成につながったものと考えている。	-	-

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/2	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	学務課	学校教育について	1	(1)		再質問3	教員の未配置ゼロの効果について伺う。	新学期のスタートに際し、全ての学校で必要な教職員が配置できたことで子どもたちに対して、安心して学習や生活できる環境を整えることができている。教職員も子どもたちに向き合える時間が増え、心身とも健康に働くことができ、よりよい教育活動が育まれていると考えている。	-	-
R7/2	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	学務課	学校教育について	1	(1)		要望	答弁頂いたような効果を今後も維持していくためにも、安定した人材確保に向けた取組みを、県とともに市でも引き続き進めていただきたい。	-	安定した人材確保のための取組みを今後も継続していく。	済
R7/2	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	学務課	学校教育について	1	(1)		再質問4	昨年度末までに特別支援学校教諭免許を取得した教員の配置状況について伺う。	令和6年度末までに免許を取得した人数は8名で、うち2名は今年度新規に特別支援学級担任として配置している。その他、2名は継続して特別支援学級担任、2名は通常学級の担任、1名は初任者指導教諭として配置しており、残る1名は市外への異動となっている。	-	-
R7/2	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	学務課	学校教育について	1	(1)		再質問5	免許取得に向けた教育委員会の支援について伺う。	特別支援学校免許取得に向け、教育委員会としては、特別支援学校教諭二種免許状が授与される、千葉県教育委員会免許法認定講習の受講を推奨している。令和6年度は14名が受講し、8名が免許状の申請を行った。今年度は、23名が受講を希望している。また、特別支援学級担任が個別に行う授業研究や研修会の際に、教育委員会職員が、免許取得についての取り組みや、指導方法の技術向上のため外部機関での講習受講の重要性について説明した。そのほか、筑波大学や放送大学の免許法認定公開講座を各学校に周知をすることで免許取得の機会を増やしているところである。特別支援教育の考え方方は、すべての教員の質の向上、いわゆる特別支援教育の専門性の向上が不可欠と考えており、教育長答弁にもあったように、特別支援学校教諭免許状の有無によって、教育の質に差が生じないよう研修の充実や指導助言に取り組んでいるが、併せて、今後も、特別支援学校教諭免許の取得に向け、継続して支援に取り組んでいく。	特別支援学校教諭免許の取得に向け、継続して支援に取り組んでいく。	済
R7/2	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	学務課	学校教育について	1	(1)		再質問6	教員の仕事の魅力向上、志望者アップに向けた取組について伺う。	本市教育委員会では、教員の仕事の魅力発信と教員志願者数アップに向けて次の取組を実施している。千葉県教育委員会と連携し、プロモーション活動「千の葉の先生になる」を推進し市庁舎におけるポスター掲示、WEBサイトでの紹介等を行っている。さらに「ちば教職たまごプロジェクト」や学生ボランティア、教育実習生の積極的な受け入れを通じて現場体験の機会を提供している。また、市独自の取組として習志野高校において、教職を目指す生徒を対象に仕事の持つ魅力や教員採用試験に関する最新情報を提供する講座を実施している。この講座では県教育庁教職員課の担当者や現職教員、卒業生が講話をを行い、教職の実情や、やりがいについて具体的に紹介している。その他にも地域住民や大学生がお話し会や公民館行事等、地域における児童生徒の教育に関わる活動を推進し教職をより身近に感じられる環境づくりを進めている。これらの取組を通して教員の仕事の魅力を伝え教員志願者数のアップを図り、質の高い教育を提供できるよう努めているところである。	今後も教員の仕事の魅力発信と教員志願者数アップに向けた取組を継続的に行っていく。	済
R7/2	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	学務課	学校教育について	1	(1)		本答弁	1. 特別支援教育 (2)教育支援委員会と発達・知能検査について 児童生徒の適正就学に向けた取り組みについて伺う。	本市では、教職員、医師をはじめとした専門的知識を有する委員で組織する、教育支援委員会にて、児童生徒の適切な学びの場への就学について、調査員からの報告を基に審議している。審議資料の一つとしている心理検査については、令和7年度から、田中ビネー式知能検査を基本とすることとし教員が各学校においてこの検査を行うことができる検査体制を整えるため、令和6年度から市教育委員会主催のアセスメント研修を実施してきた。自閉症・情緒障がいや、LD・ADHD等の特性が見られる児童生徒に対しては、一人一人に寄り添った支援の手立てを検討するために、認知機能等についてより詳細に把握できるWISC検査の必要性を十分認識している。現在も、そのような児童生徒に対しては、心理士等、有資格者によるWISC検査を実施している。教育委員会としては、特別支援教育における多様なニーズに応えるために教育支援委員会の在り方にについて、委員構成や検査方法等の見直しが必要であると認識しており、改善に向けて検討している。引き続き、児童生徒一人一人の実態に応じて切れ目なく支援ができるよう体制を整備していく。	-	-
R7/2	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(2)		再質問1	教育支援委員会の委員構成と更新状況について伺う	本市の教育支援委員会は、教職員、医師、学識経験者、関係行政機関の職員など、専門的知識を有する委員で構成し、任期は2年となっている。今年度更新があり、令和7年5月1日から新たな任期で11名に委嘱しており、そのうち、4名が新規の委員である。	-	-
R7/2	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(2)		再質問2	教育支援委員会の見直すべきポイントについて伺う	教育支援委員会については、大きく2点で、見直しが必要であると考えている。1点目は委員構成である。現在も、委員それぞれの専門性を生かしながら、十分に審議を行っているが、今後更に多様化するニーズに対応するため、医療、福祉関係者等も含めて、様々な視点から協議できるよう、委員の構成について検討する必要があると捉えている。2点目は、調査の方法である。現在、市立小・中学校、県立特別支援学校の教員に調査員を委嘱しており、特別支援学級の担任や、通級指導教室の担当者が、学校現場を離れて調査することもある状況である。こうした状況を解消するため、市教育委員会の職員が調査を行うなど、調査の妥当性を担保しつつ、学校現場の負担を軽減できるよう検討を進めている。	-	-
R7/2	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(2)		再質問3	今年度のアセスメント研修の実施状況について伺う	今年度のアセスメント研修は、4月18日及び5月16日の2回実施している。教職員27名が受講し、田中ビネー式知能検査の実施法と採点法を中心に学ぶことにより、児童生徒の実態把握に重要な心構えや、検査実施の技術を会得している。	-	-
R7/2	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(2)		再質問4	就学後の児童生徒に対する「WISC検査費用負担なし」に向けて、教育委員会にWISC検査を実施できる人はどれくらいいるのか伺う	教育委員会内で、現在WISC検査を行うことができる、公認心理師、臨床心理士、学校心理士、特別支援教育士等の資格を持つ職員は、指導課に4名、総合教育センターに6名、合計で10名となっている。	-	-

【教育委員会】令和7年第2回定例会一般質問答弁要旨総括表

回 告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
						大	中	小					
R7/2 8	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(2)		本答弁	2. 公共建築物再生計画 (2) (仮称)新総合教育センターについて 総合教育センターのシンクタンク機能など複合施設に求められる機能について伺う。	総合教育センターの再整備については、公共建築物再生計画の基本方針の1つである「公共建築物の多機能化・複合化」に基づき、東習志野・実花地区における公共施設である東習志野図書館、東習志野コミュニティセンター、実花公民館との複合化・多機能化により整備することとし、令和7年3月に「(仮称)新総合教育センター再整備基本構想」を策定した。本基本構想では、「人と人とがつながる学びの交流基地教育・文化・地域を育むために」を基本理念とし、子育て世代から高齢者まで、世代を超えた地域住民の活発な交流・学びの充実を図っていく。また、この基本理念を具現化すべく、基本コンセプトとして「多目的利用・多世代交流の促進・地域コミュニティの拠点」、「教育と情報化の強化」、「文化活動の支援」の3点を掲げている。新たな総合教育センターの機能として、複合施設としての機能と、総合教育センターとしての機能の両面を備えていく必要があると考えている。まず、複合施設としては、ICT環境を活用した学校教育、生涯学習、地域活動の更なる充実を図ることと、乳幼児から高齢者まであらゆる世代が集い、地域住民相互の交流の場として、賑わいを生み出すこと、隣接する小・中学校、東部体育馆との連携を図っていくこと等である。次に、総合教育センターとしては、教育を取り巻く環境が大きく変わるもの、将来を見据え、シンクタンク機能の強化を図っていくことが必要である。教育に係る情報の収集・分析を行うことにより、質の高い教育を推進するための先端技術の導入や、根拠に基づいた先導的な学習支援を目指していく。具体的には、保護者や児童生徒が求める学校における教育活動のニーズを分析し、学習状況の把握や、目指すべき教育の方向性の検証を行う。また、集まった学習履歴や研究等の集積情報を最大限に活用した教材の選択、開発といった、効率的な学力向上プログラムの提供を行う。この他、教育相談については、相談者一人ひとりに寄り添った教育相談を行うとともに、更なる充実を目指し、教育相談の在り方の研究をする。これらについては、令和7年度中に策定する基本計画において、より精査する。	令和7年度に策定する基本計画において精査する。	済
R7/2 8	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(2)		再質問1	総合教育センターの老朽化の現状について伺う。	総合教育センターは昭和50年の開設から50年が経過しており、外壁及び設備全般にわたり、施設の老朽化が著しい状況となっている。このうち全館空調設備については、耐用年数を大幅に超え、改修が困難な状況となっていることから、個別空調設備で対応している状況である。令和6年度においては、緊急的な対応として、雨漏りや給排水に係る修繕を行うなど、施設の維持管理に努めている。新たな総合教育センターが開設するまでの間は、適宜必要とする修繕等を行うなど、利用者の安全性が損なうことがないよう対応していく。	新たな総合教育センターが開設するまでの間は、適宜必要とする修繕等を行うなど、利用者の安全性が損なうことがないよう対応していく。	済
R7/2 8	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(2)		再質問2	複合化された際の総合教育センターの最大の目玉は何か伺う。	(仮称)新総合教育センターについては、教育、地域の活動といった様々な施設機能を複合化することにより、教育と文化と地域のコラボレーションによる「新たな学び」を提供できることが最大の目玉と捉えている。本施設の再整備により、基本理念のとおり、子どもから高齢者まで、全ての世代が集うことにより、人と人がつながる学びの情報交流基地として、地域の文化的豊かさと知識水準、教育の質を高めていく。	-	-
R7/2 8	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(2)		再質問3	第3次公共建築物再生計画における文教ゾーン全体の再整備の方向性について伺う。	令和2年3月に策定した第2次公共建築物再生計画において、総合教育センターについては、令和12年度からの東習志野小学校の建替えに併せて、東習志野・実花地域の公共施設である実花公民館、東習志野図書館、東習志野コミュニティセンターを複合化する計画としている。しかしながら、令和5年3月に改定を行った第2次公共建築物再生計画の中間見直しにおいて、総合教育センターの著しい老朽化の進行などの理由により、当初の計画から前倒し、総合教育センター、実花公民館、東習志野図書館、東習志野コミュニティセンターの複合化を進める計画となった経緯がある。見直しにより、文教ゾーン内の東習志野小学校との一体的な再整備ではなくなくなったが、当初の整備方針を踏まえ、文教ゾーン内の学校との連携を図ることができるよう、本年度策定する基本計画の中で検討していく。	当初の整備方針を踏まえ、文教ゾーン内の学校等との連携を図ることができよう、本年度策定する基本計画の中で検討していく。	済
R7/2 8	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(2)		再質問4	総合教育センターの役割と存在意義は何か。	総合教育センターについては、学校教育を中心とした諸課題についての調査研究、教育関係職員の研修を行うとともに、情報教育の推進やICT機器の整備と利活用、児童生徒・保護者に対する教育相談の実施、学校に行きづらい児童生徒が通う適応指導教室「フレンドあいあい」の運営など様々な役割を担っている。新たな総合教育センターが担う役割については、教育長答弁にあったとおり、学校を取り巻く環境変化に柔軟に対応するため、将来を見据えて、総合教育センターのシンクタンク機能の強化や教育相談の更なる充実を図れる機能を位置付けていく。	-	-
R7/2 8	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(2)		再質問5	教育相談の充実について、具体的に取り組むことについて伺う。	総合教育センターに相談に来られる保護者や児童生徒には、学校以外の居場所を求めて来所する家庭もある。新たな総合教育センターにおいても家庭と学校をつなぐプラットホームの役割を十分に發揮し、児童生徒の居場所として、安心して過ごすことができる学びの場となるようにしていく。具体的には、多種多様な相談に対応できる相談専門チームの体制を築き、相談者一人一人に寄り添った教育相談を行う。また、オンライン等デジタル技術を活用できる環境を整備し、来所がしにくい家庭への対応もできるようにしていく。さらに、教職員が教育相談に関する知識や理解を深められる研修の充実を目指し、教職員の資質向上に努めていく。受け身ではなく、センターから様々なアプローチをしていくセーフティネット機能を備えた積極的教育相談を目指していく。	-	-

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/2	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(2)		再質問6	科学教育の振興が条例（教育機関設置および管理に関する条例）にあるが、プラネタリウム館が閉館して久しい今、「科学」に特化した文言が必要か。また再整備後の新センターにも残していく予定なのか伺う。	科学教育の振興については、現在、科学を中心とした様々な学習体験の場を提供することで、知識を広める喜びや楽しさを体感させ、学びへの意欲を高めることを目的として、市内の大学等と連携した科学教室等を行っている。（仮称）新総合教育センターの再整備にあたっては、科学教室も含めて、学びの場の提供について、今後の教育の方向性を踏まえて検討していく。	（仮称）新総合教育センターの再整備にあたり、科学教室も含めて、学びの場の提供について、今後の教育の方向性を踏まえて検討していく。	済
R7/2	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(2)		再質問7	建設資材や人件費等の高騰の折、総合教育センターの再整備は、基本構想のとおり着実に事業を進めることができるのか。	建設資材や人件費の高騰、働き手の減少により、厳しい社会情勢であることは、十分認識している。このような中でも、習志野市の教育の将来のために、新しい総合教育センターを整備していく必要がある。東習志野・実花地区だけでなく、市東部地域の発展に寄与するものであることから、着実に進めていきたいと考えている。	-	-
R7/2	11	木村 孝	民意と歩む会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	4	(2)		本答弁	4. 秋津サッカー場の再整備について (2) ネーミングライツについて 秋津サッカー場のネーミングライツについて、今後の見通しを伺う。	秋津サッカー場のネーミングライツについては、平成27年度より導入をしており、現在の契約内容としては、パートナーが第一カッターエンタープライズとし、契約額は年間150万円、期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日としている。今後についても、自主財源の確保を目的に、引き続き制度導入の方向で検討していく。	今後についても、自主財源の確保を目的に、引き続き制度導入の方向で検討していく。	済
R7/2	11	木村 孝	民意と歩む会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	4	(1) (2)		再質問1	秋津サッカー場の再整備について、これまで老朽化した施設の改修を訴えてきた。また、改修費の負担を抑えるため、企業版ふるさと納税の活用も併せて提案してきた。施設の改修、企業版ふるさと納税の活用についての現状を伺う。	令和7年3月議会において市長答弁の内容と同じである。施設の老朽化対応については、現在のところ、令和14年度に長寿命化改修を行う予定であり、それまでの間は安全に配慮し、必要な改修・修繕を実施することとしており、令和7年度予算においても、トイレの改修費を計上し、現在、着工している。なお、施設の改修等に、企業版ふるさと納税を活用することについては、人工芝化に対しても財源確保策の一つとして、必要に応じて対応していく。	施設の老朽化対応については、令和14年度に長寿命化改修を行う予定であり、それまでの間は安全に配慮し、必要な改修・修繕を実施する。施設の改修等に、企業版ふるさと納税を活用することについては、人工芝化に対しても財源確保策の一つとして、必要に応じて対応していく。	済
R7/2	11	木村 孝	民意と歩む会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	4	(1) (2)		要望	秋津サッカー場の施設の改修については、7年後に行う計画で示されているが、それでは現場の状況と大きくかけ離れており、実態に即した対応とは思えない。こうした実態と乖離した計画は見直す必要がある。利用者の利便性や安全安心の確保を考えれば、スピード感をもって見直し、早期に施設の改修を進めるべきである。その際には企業版のふるさと納税を積極的に活用し、市の財政負担を抑えながら、質の高い施設整備を実現することが重要である。何よりも利用者の声に耳を傾け、実際のニーズに基づいた政策を進めることが行政に求められていることだと考える。現場のニーズに即した施設整備を進めることを強く要望する。	-	「秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針」に基づき取り組んでいく。	済
R7/2	11	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	5			本答弁	5. 不登校児童へ対応する「学びの多様化学校」について 「学びの多様化学校」が設置に至った理由とこれまでの経緯について伺う。	不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的原因・背景により、登校しない、あるいは、したくともできない状況にあるために病気や経済的な理由以外で年間30日以上欠席した者」とされている。小学校の不登校児童が急増しており、令和5年度から文部科学省との協議や、設置申請を経て、令和7年4月から学びの多様化学校袖ヶ浦西小学校分教室を開室した。	-	-
R7/2	11	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	5			再質問1	不登校児童生徒に対する支援体制とその課題についての対応策を伺う。	不登校児童生徒に対する支援は、学校では、不登校の兆候が見られた場合、速やかに担任を中心に、管理職も含め家庭訪問等を実施し、教育相談を含めた個別の支援を本人と保護者に行っている。その中で、保護者の希望を確認した上で、学校の職員だけでなく、教育相談の専門的な知識を有するスクールカウンセラーとの接続を図り、定期的なカウンセリングを実施するなど、保護者が抱える悩みを受け止めるよう努めている。学校内に設置した校内教育支援センターにおいては、社会的自立を目指し、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談や指導を行っている。総合教育センターでは、来所や訪問相談、「フレンドあいあい」における学習支援や軽スポーツ、異学年交流、市内の公共施設等で実施する出張あいあいの「あいあい広場」等により、児童生徒が安心できる居場所づくりを行っている。本年4月に開室した「学びの多様化学校袖ヶ浦西小学校分教室」は、小学生の不登校児童へ学びを保障するために特別な教育課程により学習を充実させている。開室から2か月が経過する中で、設備面や学習面での成果について協議し、よりよい運営につなげているところである。	-	-
R7/2	11	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	5			再質問2	「学びの多様化学校」に在籍している児童への支援状況や成果について伺う。	現在、分教室の教職員は、児童の学習進度や生活の様子を丁寧に把握し、児童一人一人に応じた柔軟な対応をしている。児童は軽運動や学び直しの時間だけでなく、近隣公園への遠足やニュースポーツ大会などの行事に参加することで生き生きと活動している様子が見られている。これまで学校に通うことができなかつた児童が概ね欠席なく通学できており、成果が現れてきている。	-	-
R7/2	11	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	5			再質問3	コロナ禍をきっかけに不登校が急増した背景について、市はどういう分析しているのか伺う。	新型コロナウイルス感染症の影響により、学校教育を取り巻く環境が大きく変化したことが要因と考えている。具体的には、一つ目は、休校やオンラインでの授業により、急激な変化に適応できなかった児童生徒が増加し、登校する意欲が低下したことが考えられる。二つ目は、学校での友人との交流に制限がかかり、家庭で過ごす時間が増えたことによって、学校に対する不安感が強まったことがあると考えられる。三つ目は、学校行事や課外活動が中止または制限され、社会性を養う機会が減り、児童生徒の精神的な成長に影響を及ぼしたことなどが要因と考えられる。	-	-

【教育委員会】令和7年第2回定例会一般質問答弁要旨総括表

回 告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
						大	中	小					
R7/2 12	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. 不登校対策について (1)学びの多様化学校の設置概要と現況	不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的原因により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあり、病気や経済的な理由以外で年間30日以上欠席したものの」と定義されている。本市でも増加している不登校児童の学びの保障を図るために、令和7年4月1日に、千葉県内初の小学生を対象とした学びの多様化学校として習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室を開室した。「学びの多様化学校」の特色としては次の4点である。1点目は、安定して登校できる場所であること2点目は、小学校の各学年で学ぶ学習内容を確保し、学習を評価すること。3点目は、個々の児童の状況や特性等を踏まえ、学習量や学習の方法、生活の送り方などについては、本人、保護者と相談を重ねたうえで対応すること。4点目は、時間割を作成し、毎日の学習の中に「学び直しの時間」を設定し、当該学年の授業を受けながら十分学習ができなかった内容について、補習、いわゆる学び直しを行うことである。4月5日には、PTAや地域の方々等関係者を招いて、開室式典を行ったところである。4月7日の始業式からは、5名の児童が通字を開始した。その後増加し、5月末現在で7名の児童が在籍している。児童一人一人の登校ペースに合わせ柔軟に対応し、概ね欠席なく通学できている児童もいる。教職員としては、常勤職員として担任2名、加配教員1名、養護教諭1名、非常勤職員として、スクールカウンセラー1名、事務補助職員1名を配置している。教職員は、児童の学習進度や生活の様子を見て、児童一人一人に応じた対応をしている。5月24日には、ニュースポーツ大会を開催し、習志野市市民スポーツ指導員の協力を得て、モルック等を行った。私も現地を訪れ、あたたかい雰囲気の中で、児童一人一人が笑顔に溢れ、生き生きと活動している様子を見た。現在においても、随時、市内外から見学を希望する児童の保護者から連絡があり、丁寧に対応しているところである。分教室の安定的な運営に向けては、教育委員会内に学びの多様化学校運営委員会を設置し、適時協議している。学びの多様化学校は、県内での先進的な取り組みとして他市教育委員会からの視察の希望があり、児童の活動に配慮しながら受け入れているところである。また、教育委員会としても、県外の学びの多様化学校の視察を計画しており、運営に生かしていく。今後とも、学校と連携しながら、児童・保護者に寄り添ったよりよい運営を目指す。	今後とも、学校と連携しながら、児童・保護者に寄り添ったよりよい運営を目指す。	済
R7/2 12	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		本答弁	2. 不登校対策について (2)適応指導教室「フレンドあいあい」とのすみ分けについて	「学びの多様化学校」は学籍を袖ヶ浦西小学校分教室に異動して特別の教育課程に基づき、学びを保障する場となる。一方、適応指導教室「フレンドあいあい」は、学籍は現在の学校のまま在籍校以外の居場所として、児童生徒のペースで学習を進めていく一時的な支援の場となる。そのため、学習評価につきましては、在籍校の教員が課題等を提示し、児童生徒は適応指導教室で課題に取組み、学習の成果を在籍校に報告したうえで、在籍校の担任が行っている。また、小中学生が一緒に活動する適応指導教室では、幅広い学年の児童生徒が交流を図ることが可能となっている。適応指導教室へ登校ができた児童生徒は、在籍校での出席として認定している。	-	-
R7/2 12	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1) (2)		再質問1	学びの多様化学校における、今後の行事予定について伺う	袖ヶ浦西小学校分教室の今後の行事は、体験学習として、理科講座やスズムシ講座、和太鼓体験、どんぐり工作、門松づくり等を予定している。また、保護者参観時に、第2回ニュースポーツ大会や和太鼓発表会等、児童の発表の場も予定している。このように、児童には様々な体験を通じて、豊かな学校生活を送ってほしいと考えている。	-	-
R7/2 12	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1) (2)		再質問2	学びの多様化学校運営委員会の開催状況や課題について伺う	学びの多様化学校運営委員会とは、学校教育部長、次長、教育総務課長、学務課長、保健体育安全課長、指導課長、市総合教育センター所長、教育相談担当指導主事の8名で構成されており、今年度は年間6回の開催を予定している。現在までに、2回の会議を実施し、分教室を運営する中で、見えてきた課題について協議し、改善を図っているところである。設備面では、不足していた消耗品等を追加購入して、教育環境の整備を進めている。学習面では、習熟度が異なる児童それぞれの進度に合わせた丁寧な学習を進めており、より効果的な教育活動が行われるよう、会議の中で協議を進めているところである。	-	-
R7/2 12	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1) (2)		再質問3	学びの多様化学校と適応指導教室「フレンドあいあい」の所管部署の違いについて伺う	学びの多様化学校は、近年特に増加している小学生の不登校児童に対する新たな学びの場として、特別な教育課程により学習を充実させることで、集団の中での学習が困難な児童や、不登校により、それぞれの学年で学習が十分に行われなかつた児童の学びを保障することを目的に設置した。このことから、学校教育の指導方針の立案や教育課程の指導助言に関する事を担当している指導課が所管している。一方で、適応指導教室「フレンドあいあい」は、不登校児童生徒の学校生活への復帰も含めた社会的自立を目指すための支援施設であり、教育相談を中心として児童生徒及び保護者への心理的支援を行っている。このことから、適応指導教室は総合教育センターが所管している。所管は異なるが、教育委員会学校教育部として不登校児童生徒の支援に取り組んでいく。	-	-
R7/2 12	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1) (2)		再質問4	学びの多様化学校と適応指導教室「フレンドあいあい」にかかる法令等をふまえた位置づけについて伺う	学びの多様化学校袖ヶ浦西小学校分教室は、新たな学校を設置するのではなく、分教室を開室するという位置づけであることから、文部科学省が発出している設置までの手続きにも照らし合わせ、「習志野市立小学校及び中学校設置条例」を改正する必要はないものとした。分教室開室にあたっては、新たに「習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室設置規則」を制定し、申請資格や入室手続き、指導体制、指導内容などを定めている。一方、適応指導教室「フレンドあいあい」については、「習志野市教育機関設置及び管理に関する条例」の中で、総合教育センターが行う業務として、適応指導教室に関することが位置づけられていて、「習志野市適応指導教室設置及び運営に関する要綱」において、申請資格等を定めている。	-	-

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/2	12	田中 慶子	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(1) (2)		再質問5	「適応指導教室」の名称について伺う。	総合教育センターが所管する適応指導教室「フレンドあいあい」については、学校外における教育支援センターとして運営をしている。「適応指導」という名称は、心理的な抵抗を感じる方もいることから、「フレンドあいあい」の愛称を用いている。目的を表す「適応指導」の名称については、親しみをもちやすくなるよう、検討していく。	目的を表す「適応指導」の名称については、親しみをもちやすくなるよう、検討していく。	済
R7/2	12	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1) (2)		再質問6	「エデュオブちば」の活用状況について伺う	「エデュオブちば」とは、千葉県教育委員会が実施しているもので、不登校の状態となっている児童生徒を対象としたオンラインによる双方向型の授業配信である。令和6年6月に中学生を対象としてスタートし、令和7年4月からは、小学4年生から6年生も対象となった。本市では、令和6年度は、12名の中学生が参加した。現在は、4名の中学生が自宅からパソコン等で授業を受けている。この周知方法は、各小中学校にパンフレット等を配付し、不登校児童生徒、保護者に届くようにしている。	-	-
R7/2	12	田中 慶子	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1) (2)		本答弁	3. 教育委員会における会計年度任用職員について (1)職種と人数について (2)待遇と待遇について	まず、会計年度任用職員については、市で配置している職員と県で配置している職員がいる。市で配置している人数については、令和7年4月1日時点において、1号会計年度任用職員、いわゆる短時間勤務の職員数は234人で、2号会計年度任用職員、いわゆるフルタイムの職員数は26人で、合計では260人となっている。主な職種としては、1号会計年度任用職員として、特別支援教育支援員、教育相談員、学校事務員など、教育現場における業務の充実を図るために配置している職種であり、2号会計年度任用職員は、正規職員の育休代替等正規職員の代わりを担う教育委員会事務局の事務員や学校用務員などである。また、給与・報酬や休暇等は、勤務時間、勤務日数、勤務内容などに応じて決定される。会計年度任用職員は、本市の教育行政需要の増加や多様化等に柔軟に対応するために大きな役割を担っていただいている。職種に応じた必要な配置を行い、適切な待遇と待遇の確保に努めている。次に、学校における県が配置している会計年度任用職員については、令和7年度始業式時点で合計で61人となっており、その職種はスクールサポートスタッフや初任者指導にかかる非常勤講師など多岐にわたっている。給与・報酬や休暇、社会保険の加入等は、県の規定に応じて決定される。県が配置している会計年度任用職員については、県が責任をもって対応していくものであるが、市立学校に勤務する職員であることから市教育委員会とともに県と連携して働きやすい職場環境の構築に努めていく。	県が配置している会計年度任用職員については、県が責任をもって対応していくものであるが、市立学校に勤務する職員であることから市教育委員会とともに県と連携して働きやすい職場環境の構築に努めていく。	済
R7/2	12	田中 慶子	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1) (2)		再質問1	様々な職種、勤務形態がある中で、会計年度任用職員の勤怠管理をする窓口はあるのか	はじめに、市が配置している会計年度任用職員の勤怠管理については、職種に応じて各所管課が行っておいる。また、それぞれの課においては、勤怠管理の他に、職員募集にかかる事務、面接、内定報告などを実行している。次に県が配置している会計年度任用職員の勤怠管理については、まずは校長が行い、各学校でとりまとめられた状況を学務課が集約し、確認のうえ、県に報告する体制となっている。	-	-
R7/2	12	田中 慶子	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1) (2)		再質問2	各課ごとの管理のため多岐にわたりやることが多い中で、人事担当者は専門性を持った職員の配置をして体制を整えていく必要があるのではないか	市が配置している会計年度任用職員については、各課の担当者が実務を行う中で必要な知識を得ている。今後は担当者一人ひとりの知識をより高めていくとともに、市人事課とも一層連携しながら適切に業務にあたっていく。次に、県が配置している会計年度任用職員の勤怠管理等については、学校現場において勤怠管理、報酬事務等の実務経験のある事務職員を今年度新たに学務課に配置している。当該職員は、県が実施する人事担当者研修に参加し、制度の理解や実務能力の向上など専門性を高めている。	担当者一人ひとりの知識をより高めていくとともに、市人事課とも一層連携しながら適切に業務にあたっていく。	済
R7/2	12	田中 慶子	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1) (2)		要望	実務経験者や専門知識がある方が担うか、担当職員の過度な負担とならないようなサポート体制を組み、会計年度任用職員の円滑な勤怠管理が行えるようお願いしたい。	-	担当者一人ひとりの知識をより高めていくとともに、市人事課とも一層連携しながら適切に業務にあたっていく。	済
R7/2	12	田中 慶子	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1) (2)		再質問3	会計年度任用職員の研修の実態	市が配置している会計年度任用職員の研修としては、2種類ある。1点目は、主に新たに雇用された職員を対象にする研修である。こちらは、人事課主催の研修で、会計年度任用職員制度の概要と、地方公務員法や公務員倫理について学ぶもので、令和6年度は、計6回実施した。2点目は、職種毎に行う研修である。特別支援教育支援員を対象に、不祥事根絶、特別な支援を必要とする児童生徒の特性理解、教員との連携、サービスについての研修を計2回実施した。また、教育相談員を対象にした研修は、「児童生徒教育相談員連絡会」で令和6年4月に不祥事根絶研修や職務について、情報交換等を行なうほか、9月には不登校に関する講演を行い、計2回実施している。県が配置している会計年度任用職員については、職種に応じて県が主催する研修等が実施されているものと認識している。	-	-
R7/2	12	田中 慶子	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1) (2)		要望	児童生徒の特性の正しい理解、常に新しい情報で対応できるようスキルアップ研修や情報交換の場を設けていくことを要望する。	-	今後も引き続き、これまでの研修等に加え、必要に応じて研修や情報交換の場を設けていく。	済
R7/2	13	寺川 貴隆	環境みらい	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	2			再質問1	2. 秋津サッカーフィールド人工芝化整備工事について 契約内容について伺う。 人工芝化の目的の一つとして稼働率の向上が挙げられていた。そこで、グラウンド分割使用のコマ割り、時間によるコマ割りの、一日あたりの平均の利用コマ数の想定および年間収入(700万円)は。	人工芝整備後のグラウンドの貸し出し方法であるが、現在の一面での貸し出しの他、2分割、あるいは4分割とし、検討をしているところである。また、時間によるコマ割りは、現在、2時間で1コマとしており、こちらは変更の予定はない。次に、一日当たりの平均の利用コマ数の想定および年間収入であるが、「秋津野球場・秋津サッカーフィールド」において、人工芝化による稼働見込みコマ数を1,081コマと見込みとしたが、これを最終的な目標と捉え、人工芝化後の現実的な利用見込みを809コマとした。ここから、一日あたりの平均を算出すると、約2.3コマとなり、年間収入額は約700万円と試算した。	-	-

【教育委員会】令和7年第2回定例会一般質問答弁要旨総括表

回 告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
						大	中	小					
R7/2 13	寺川 貴隆	環境みらい	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	2			再質問2	利用料収入の算出根拠および利用増に向けた取り組みは。	利用料収入の算出根拠としては、現行のグラウンドでは芝の養生期間として利用することができない10月ひと月分の開放、指定管理者による自主事業の回数の増、一般のサッカーチーム、部活動等での定期利用などで、新たに年間約350万円の収入が得られると推計し、これまでの平均年間利用料収入約350万円と合わせて、約700万円の収入が得られるとした。また、利用者増に向けた取り組みについては、今後、貸し出し方法等の確立を進める中で、施設の指定管理者と協力し、市民や関係団体へお知らせし、利用拡大を推進していく。	貸し出し方法等の確立を進める中で、利用拡大を推進していく。	済
R7/2 13	寺川 貴隆	環境みらい	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	2			要望	現状の約2倍と大幅な利用料収入増を見込んでいるので本議案が可決した際には、目標の達成に向けて取り組んでいただきたい。	-	今後も動向を注視していく。	済
R7/2 13	寺川 貴隆	環境みらい	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	2			再質問3	人工芝の補修等の維持管理に係る契約は。	現在、秋津サッカー場の施設の維持管理については、指定管理者に委託をしており、人工芝整備後の維持管理についても、指定期間中は現指定管理者への委託内容となっている。その維持管理を行うにあたっては、指定管理者自身で行うか、再委託をするなどは、指定管理者の判断の範疇となる。	-	-
R7/2 13	寺川 貴隆	環境みらい	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	2			要望	1日平均4.6時間利用されるのであれば、相応の損耗が想定されるので適切な管理を行い、人工芝のコンディションが維持されるよう、必要に応じて協議や助言、指導を行っていただきたい。	-	今度も動向を注視していく。	済
R7/2 13	寺川 貴隆	環境みらい	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	2			再質問4	人工芝化による環境負荷について、本市はどのように認識しているか。	人工芝を発生源とする環境への影響として、マイクロプラスチックの流出が考えられる。海に流出したマイクロプラスチックは回収が困難と言われているので、秋津サッカー場に用いる人工芝は、極力干切れないと耐久性や摩耗に対する耐性が高い仕様とし、マイクロプラスチックの発生を抑制すること。また、これを流出させないと考えている。	-	-
R7/2 13	寺川 貴隆	環境みらい	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	2			再質問5	我が国における人工芝の設置、維持管理、廃棄の基準は。	まず、環境省では我が国の生活の中で、あまた存在するマイクロプラスチックを発生する可能性のある物質として、人工芝を挙げている。その上で、一般向けのリーフレットや環境白書において、利用者や人工芝を管理する施設、関係業界等に向けて、啓発を行っている。内容としては、発生抑制・流出抑制対策に関するもので、議案第40号でご審議いただく本工事は、それに沿った仕様としている。	-	-
R7/2 13	寺川 貴隆	環境みらい	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	2			再質問6	環境配慮型など、本整備工事の人工芝の仕様は。	秋津サッカー場に用いる人工芝は、長さが60ミリメートル以上、厚さが400マイクロメートル以上のロングパイル人工芝となる。これは、極力干切れないと耐久性や摩耗に対する耐性が高いとされるものであり、マイクロプラスチックの発生を抑制し、環境に配慮した仕様である。	-	-
R7/2 13	寺川 貴隆	環境みらい	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	2			再質問7	流出防止措置を講じた設計内容の詳細は。	万一干切れてしまった人工芝は、降雨時にグラウンド表面の排水により周囲の排水溝いわゆる、U字溝に流れ込む。今回の排水工事では、そのU字溝に、干切れた人工芝をこし取ることができるフィルター設備を設ける。設置数は、グラウンド内にある排水樹への流出を防止するものとし、U字溝と排水樹の接続部、合計14か所に設置する。流出防止フィルターの構造はフィルターが2ミリメートルメッシュのステンレスの網で、除去作業がしやすいよう、持ち上げができるカゴ状の設備を予定している。	-	-
R7/2 13	寺川 貴隆	環境みらい	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	2			再質問8	人工芝更新の際の廃棄の方法は、10年に1度行う人工芝の更新で廃棄する廃棄量は何トン。	今後の人工芝更新時の方法については、様々な工法があるが、既設の人工芝は撤去するではなく、現にある人工芝の上に新規人工芝を積み重ねる「オーバーレイ工法」などが考えられる。このような工法も含め、10年後の人工芝の更新方法については、環境負荷の問題や建設コスト、今後の技術革新の動向などを合わせて、その時に最も有効な工法を考えていく。なお、仮に撤去するとした場合、人工芝とその中にある充填材を合わせ、全体の重量については、サッカー場1面で約300トンとなる。	-	-
R7/2 13	寺川 貴隆	環境みらい	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	2			再質問9	人工芝を廃棄する際、二酸化炭素等の温室効果ガス等が発生するかと思うが、排出量はどの程度か。	人工芝の更新方法については、現にある人工芝の上に新規人工芝を積み重ねる「オーバーレイ工法」などの工法も含め、環境負荷の問題や建設コスト、今後の技術革新の動向などを合わせて、その時に最も有効な工法を考えいく。したがって、現時点において、人工芝を廃棄、焼却するときに発生する温室効果ガスである二酸化炭素の排出は想定していない。	-	-
R7/2 13	寺川 貴隆	環境みらい	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	2			再質問10	人工芝を撤去する費用は、天然芝を設置する費用は。	現在、人工芝への工事を契約しようとする段階で、天然芝へ戻す工事についての考えはなく、したがって、その工事金額提示は出来かねるが、参考までに、工事の内容としては、人工芝とアスファルト舗装等の撤去処分と、新たな路盤整生と芝張りを合わせた内容になるかと推察する。	-	-
R7/2 13	寺川 貴隆	環境みらい	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	2			要望	習志野市地球温暖化対策実行計画区域施策編は、地域全体で環境の保全に取り組み、市民や事業者へ理解と協力を求めている。策定予定の本計画に相反し、大きな流れとなっている国際的な環境保護に向けた取り組みに、逆行していることから、本整備計画工事について、現時点では容認できない。	-	今後も動向を注視していく。	済

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/2	14	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	本答弁	3. 子どもにやさしい街について (1) 憲法の定める「義務教育の無償」原則の真の実現 ①学校徴収金にテスト、ワーク、ドリルの費用を含める妥当性 市内小・中学校における学校徴収金の金額（平均額、最高額、最低額）、そのうちテスト、ワーク、ドリルの占める割合、教育活動の一環であるテスト等の費用について「受益者負担の原則」に基づいて保護者に負担を求める妥当性について伺う。	学習の習熟度をより高めるために使用するテスト、ワーク、ドリルに係る費用については、保護者の皆様にご負担いただいている。その金額は、小学1年生から中学3年生まで、学年ごとに異なるが、令和6年度において年間約5,400円から約9,500円となっている。このようなか、令和3年度に導入した一人一台端末で、とりわけAI型デジタルドリルの活用が、ドリルの役割を果たしていくことが可能となっている。そこで、保護者負担で購入する小学校の単元別テスト、小中学校のドリル、中学校のワークの使用をとりやめていくことをを目指し、令和7年度については、手法の検討を進めている。まず、小学校のテストについては、AI型デジタルドリルのオプション機能を用いた単元毎のテスト活用を検討している。次に、漢字・計算等のドリルについては、総合教育センターにおいて、自作の学習ドリルの作成を進めている。最後に、教科書に対応した問題集である中学校のワークについては、その対処手法を速やかに検討していく。今後も、テスト、ワーク、ドリルそれぞれの在り方そのものを検証し、検討していく必要があると考えている。また、保護者にご負担いただいている他の学校徴収金についてもこれまでとは発想を変えて、見直しに取り組んでいく。	今後も、テスト、ワーク、ドリルそれぞれの在り方そのものを検証し、検討していく必要があると考えている。また、保護者にご負担いただいている他の学校徴収金についてもこれまでとは発想を変えて、見直しに取り組んでいく。	済
R7/2	14	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問1	「これまでとは発想を変えて」という画期的な答弁に関し、学校徴収金全般について教育委員会会議ではどのような議論が行われてきたのか。	学校徴収金については、保護者負担の軽減を図るべく、教育委員会会議で取組内容を適時報告した上で、意見をいたしてきただった。直近では、令和7年3月に開催した教育委員会会議にて報告した。教育委員からは「努力した成果が出てきており、素晴らしいと思う反面、学校間で費用に差があることに違和感がある」「副教材費が高い学校について、必要性があるのであれば、それ相当の理由がなくてはならない」「学校の予算で賄うべき費目が見られる」「教育委員会として、ある程度の方向性を示すべきである」といった意見があった。このような教育委員からの意見を受けとめた上で今後見直しを進めていくには、これまでとは発想を変えていく必要があることから、答弁申し上げたものである。	-	-
R7/2	14	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問2	学校間の差についてどのように捉えているのか。	学校徴収金における学校間の費用の差については、校外学習や修学旅行の行先や、教科毎の指導内容に必要な物品等によって、差が生じているものと認識している。費用の差が生じていることについては、全学校で共有することが必要であり、共有することにより、改善につながってくるものと考えている。	-	-
R7/2	14	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問3	学校間の差を含む学校徴収金の現状について保護者にどのような場で説明して、どのような反応があるのか。もしくは、どのような場で説明していく方針なのか。	学校徴収金の学校間の差を含む現状については、これまで保護者への説明を行った経緯はない。これまで以上に、学校徴収金の見直しを進めるにあたっては、保護者へ周知していくことの必要性は十分認識している。周知方法等については、今後検討していく。	これまで以上に、学校徴収金の見直しを進めるにあたっては、保護者へ周知していくことの必要性は十分認識している。周知方法等については、今後検討していく。	未
R7/2	14	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)	①	再質問4	テスト・ドリル・ワークの運用について、学校現場の裁量と教育委員会による統一的な対応は、どのようなバランスで考えているのか。	テストやドリル、ワークといった、学校における補助教材の活用については、児童生徒の学力の実態や発達段階に応じた効果的な指導を行うため、各学校の判断としているが、可能な限り共通して対応できるよう校長会と協議の場を設けていく。今後については、テスト・ワーク・ドリルの保護者負担の状況もふまえて、学校現場の声を丁寧に聞き、バランスを図りながら教育委員会自作のドリルの活用など、教育委員会として対策を進めていく。	今後も対策を進めていく。	済
R7/2	14	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)	①	再質問5	テスト・ドリル・ワークの運用について、使用頻度や内容等については教育委員会ではどのような考え方や基準を設定しているのか。	教育委員会としては、テスト・ドリル・ワーク等の学校における補助教材について、その使用頻度や内容等の現状については、画一的な基準を一律に設定するのではなく、児童生徒の学力の実態や学習進度、発達段階等を踏まえた各学校の判断を尊重し、柔軟な対応をすることを基本としている。	-	-
R7/2	14	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)	①	再質問6	「テスト、ワーク、ドリルそれぞれの在り方そのものを検証し」という答弁に関し、極めて前向きなもので素晴らしいが、検証の際に基づく考え方はいかが。	テスト、ワーク、ドリルの在り方を検証することは、学習指導の質を高め、児童生徒一人ひとりの学力や学びの在り方を見直す上で極めて重要であると認識している。その検証にあたっては、学習指導の目的である「自分から進んで学ぶこと」「話し合いを通じて学ぶこと」「考えを深めること」の実現のため、それぞれの教材がどのような学習の場面で活用され、学習内容の習得に役立っているか、という観点を重視していきたいと考えている。教育委員会としては、児童生徒の学習意欲や負担感、教職員の指導負担などについても実態を把握し、教材の選定・活用が持続可能なものであるかどうかを含め、総合的に検討していく。今後も、こうした観点に基づきながら、学校現場との協働のもと、教材の在り方を見直し、より良い学習環境の構築に努めていく。	今後も構築に努めていく。	済
R7/2	14	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(2)	①	本答弁	3. 子どもにやさしい街について (2) 特別支援学校中学部・高等部の市内設置 ①令和8年度に予定されている県による中間評価に向けて、県との協議状況、評価に向けた準備状況 昨年6月の議会における議論以降、県による中間評価（令和8年度に実施予定）に向けて、県との協議状況とその論点、評価に向けた準備状況、設置場所候補の検討状況について伺う。	現在開催中の千葉県議会において関係予算が計上されている流山市内への特別支援学校の設置の理由としては、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市の6市を区域とする東葛飾地域の児童生徒の増加に伴う特別支援学校の過密解消のためと伺っている。本市を取り巻く状況としては、本市に隣接する千葉市花見川区の旧花見川第二中学校跡地において、令和9年4月の開校を目指し、小学部、中学部、高等部を備えた新設校の工事が進められている。教育委員会としては、小学部から高等部まで市内で一貫して学べる環境が必要であるとの考えは変わらないが、中学部の市内への速やかな設置は厳しい状況にあると認識せざるを得ないと捉えている。この千葉市花見川区に設置される新設校は本市の東習志野地区からも約1.6kmという近距離であることから本市の児童生徒が通えるものと見込んでいる。通学可能となった場合には、小学部である県立習志野特別支援学校との継続性などを協議していくことと考えている。今後とも、本市の生徒や保護者にとってよりよい環境が構築できるよう、保護者の声を受けとめながら取り組んでいく。	今後とも、本市の生徒や保護者にとってよりよい環境が構築できるよう、保護者の声を受けとめながら取り組んでいく。	済

【教育委員会】令和7年第2回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/2	14	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(2)	①	再質問1	県による中間評価に向けて、県との協議状況やその論点、評価に向けた準備状況、設置場所候補の検討状況については、教育長答弁以外は動きがないという理解でよいか。	千葉県が令和8年度に実施する第3次県立特別支援学校整備計画の中間評価に対して、現時点での本市の検討状況としては、教育長答弁以上のものはない。	-	-
R7/2	14	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(2)	①	再質問2	習志野特別支援学校の児童数について、開設から現在に至る推移について伺う。	千葉県が設置している習志野特別支援学校は、主に知的障がいに対応した指導を受けることを目的に、小学部として、平成27年度に開設された。県に確認したところ、開設時の児童数は16名で、翌平成28年度には22名、平成29年度は31名と順次増加している。直近の3年間の児童数は、令和5年度62名、令和6年度61名、令和7年度66名となっている。	-	-
R7/2	14	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(2)	①	再質問3	習志野市から他市の特別支援学校（小、中、高）に通っている児童・生徒数の推移について伺う。	主に知的障がいに対応した指導を受けるために本市から八千代市にある県立八千代特別支援学校に通っている児童生徒の人数について、直近の3年間では、令和5年度が、小学部0名、中学部19名、高等部40人、令和6年度が、小学部0名、中学部30名、高等部43人、そして、令和7年度が、小学部0名、中学部35名、高等部40人となっている。また、肢体不自由に対応した指導を受けるために、小学部を設置している船橋市にある県立船橋特別支援学校に通っている児童の人数については、直近の3年間では、令和5年度が11名、令和6年度が13名、令和7年度が11名となっている。中学部、高等部を設置している船橋市にある県立船橋夏見特別支援学校に通っている生徒の人数については、直近の3年間では、令和5年度が中学部4名、高等部4名、令和6年度が中学部4名、高等部5名、令和7年度が中学部4名、高等部4名となっている。	-	-
R7/2	14	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)	①	再質問4	浦安市にも令和9年に特別支援学校小・中学部が新設される予定だが、この新設はどのように捉えているのか。	県立学校は市町村単位に設置されるものではなく、県が定める圏域ごとに設置するものであるため、結果的にその市域に設置されたものと御認識してほしい。浦安市に設置予定の「県立の特別支援学校については、第3次県立特別支援学校整備計画に示されており、県立市川特別支援学校の過密状況への対応、県立船橋特別支援学校および県立船橋夏見特別支援学校への長時間通学への対応を検討した結果であることを確認している。なお、教育長答弁と同様に、千葉市花見川区に設置される新設校は本市の東習志野地区からも、県教育委員会から正式な話が来る前ではあるが、約1.6kmという近距離であることから本市の児童生徒が通えるものと見込んでいる。通学可能となった場合には、小学部である県立習志野特別支援学校との継続性などを協議し、本市の児童生徒にとって、よりよい環境が構築できるよう努めいく。	-	-
R7/2	14	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)	①	再質問5	市内で特別支援教育を必要とする方々（保護者、児童、生徒）にとって、特別支援教育で喫緊の課題は如何。	特別支援教育を必要とする方々にとっての喫緊の課題は、児童生徒の成長過程にあわせた連続性のある多様な学びの場の整備と、一人ひとりの実態に応じた適切な支援の充実であるととらえている。	-	-
R7/2	14	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)	①	再質問6	「今後とも、（中略）保護者の声を受けとめながら」という答弁に鑑み、今までとはどのような場を通じて保護者の声を聞いてきたのか、そして、今後はどのような形で聞いていく方針なのか。	保護者の声については、特別な支援を希望される方向けの小学校入学前説明会や電話、窓口での教育相談や就学相談、さらに広く特別支援教育全般に関わる内容として各種団体からの御意見も聞いている。このような取組を今後も継続して、保護者の声を受けとめていく。	今後も継続して、保護者の声を受けとめていく。	済
R7/2	14	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課 指導課	学校教育について	3	(2)	①	要望	千葉県の第3次特別支援教育推進基本計画には、「地域で共に学び育つ教育の推進」とあるので、財政等の問題があると思うが、県の方針や保護者の思いを受け止め、引き続き、前向きな検討をしていただきたい。	【副市長答弁】市立学校の設置者が市長なので、学校の設置という観点から答弁申し上げる。議員から浦安市に特別支援学校が新設されるということでお話をあったが、浦安市と市川市の行徳地域、臨海部においては、特別支援を要する子供たちは、船橋市の夏見と市川市の特別支援学校に40分から1時間かけてバスで通っていることから、この地域の方々が子供たちの通学時間短縮というところで、この地域への特別支援学校の設置を強く希望して設置にまで至ったという経緯がある。本市においては、千葉市花見川区に特別支援学校が新設されることで通学時間の短縮が期待されることから、通学する子供たち、送り出す保護者にとって最善の環境を整えられるよう教育委員会と連携して取り組んでいきたい。	通学する子供たち、送り出す保護者にとって最善の環境を整えられるよう市と教育委員会で連携して取り組んでいく。	済
R7/2	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(1)		再質問1	1. 実駄小学校横の（通称）いろは坂の改善について（1）ベビーカーやシルバーカーの歩行者が安全に通れる対策について（通称）いろは坂をバイクや自転車がスピードを出して下ってくるので危険なため対策を求める。 実駄小学校の土手の土砂が側溝の上から道路上まで来て、道路幅を狭めている。道路との境界線を明確にし、土手の部分に土留めをして欲しいが、いかがか。	当該道路の現地確認を行ったところ、坂の一部区間ににおいて、学校敷地から土砂が流出している状況が確認できることから、堆積している土砂の一部を撤去した。今後、道路担当部署と協議のうえ、道路施設との境に、適切な土砂流出対策の実施を検討していく。	今後、道路担当部署と協議のうえ、道路施設との境に、適切な土砂流出対策の実施を検討していく。	未
R7/2	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(1)		再質問2	実駄小学校の土手の草木が生え茂り、道路をふさいでいて先が見えなくなっている。また、枝の多くが電線に掛かっていて危ない。道路を暗くしているので、剪定し見通しを良くして欲しいが、いかがか。	当該道路については、見通しが良くなるよう、すでに、手が届く範囲の高さにある樹木の剪定と草刈りを実施している。今後は、高所にある樹木の剪定を実施していく。	今後は、高所にある樹木の剪定を実施していく。	済

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/2 15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. 不登校児童生徒の居場所づくりの充実を (1) 校内教育支援センターの設置の経緯と現状について 校内教育支援センターの設置の経緯と現状について伺う。	校内の教育支援センターとは、登校することはできても、自分のクラスに入ることできない時や少し気持ちを落ち込ませてリラックスしたい時に児童生徒が利用できる校内の余裕教室等を活用した部屋のことであり、児童生徒のペースに合わせて相談に乗ったり、学習のサポートをしたりしている。本市では従前より適応指導教室など、不登校児童生徒の支援を目的とした部屋を全ての中学校に設置している。平成19年度には、不登校生徒数が多い傾向にあった中学校において、教育相談員を配置し、教職員と連携しながら、生徒への支援機能の強化を図ってきた。その後、小学校においても、平成25年度から教育相談員の配置を順次進めしており、現状としては、令和7年度までに12校の小学校に配置している。校内教育支援センターがあることにより、定期的に教育相談員と教職員が連携して保護者との面談や電話連絡をすることで、児童生徒の状況を確認するとともに、保護者の悩みに丁寧に寄り添うことができている。今後とも児童生徒及び保護者の多様なニーズに応えられるよう、計画的に教育環境づくりに努めていく。	今後とも児童生徒及び保護者の多様なニーズに応えられるよう、計画的に教育環境づくりに努めていく。	済	
R7/2 15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問1	教育相談員の令和7年度新規配置校と未配置校について伺う	令和7年度に新たに教育相談員を配置した学校については、津田沼小学校と実穂小学校の2校となっている。現在、未配置となっているのは、鷺沼小学校、袖ヶ浦東小学校、向山小学校、秋津小学校の4校となっている。	-	-	
R7/2 15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問2	教育相談員が配置されていない学校はどのように対応しているのか伺う。	教育相談員が配置されていない学校においては、教室に入れない児童に対して、保健室や職員室等で担任、管理職、養護教諭などが連携して対応している。教職員とコミュニケーションを図りながら学習を取り組むなど、一人一人のペースで過ごしている。また、担任との交流を経て下校するなど、各学校の実情に合わせて対応している。	-	-	
R7/2 15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問3	今後配置を拡充していく上の課題について伺う	教育相談員の配置拡充にあたっての課題としては児童生徒や保護者からの相談を受けるという役割にふさわしい人材の確保と考えている。	-	-	
R7/2 15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	2	(1)		再質問4	中学校では、校内教育支援センターを担当する教員が運営していて、素晴らしいことである。なぜ小学校には教員が配置されていないのか伺う。	校内教育支援センターには児童生徒支援加配教員という不登校やいじめといった生徒指導の課題に対する支援を専門とする教員が配置されている。児童生徒支援加配教員は市が要望し県が配置するものであるが、配置される教員数に限りがあることから従前から配置されている中学校が優先されている。教育委員会としては、小学校においても必要性を認識していることから、小学校へは市費で負担して教育相談員を12校に配置している。児童生徒支援加配教員の配置は必要であると考えているので県へ要望しているところであり、今後も引き続き要望していく。	小学校にも配置できるよう引き続き、県に要望していく。	済	
R7/2 15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問5	今後、教育相談員を全校に配置する予定はあるのか伺う。	教育委員会としては、学校規模などに応じて、教育相談員を兼務して配置するといった方法も検討しながら、引き続き全校に配置していくとの意向をもって取り組んでいく。	引き続き全校に配置していくとの意向をもって取り組んでいく。	済	
R7/2 15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		本答弁	2. 不登校児童生徒の居場所づくりの充実を (2) 学びの多様化学校の現状について 学びの多様化学校の現状について伺う。	不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的原因により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあり、病気や経済的な理由以外で年間30日以上欠席したもの」と定義されている。本市でも増加している不登校児童の学びの保障を図るために、令和7年4月1日に、千葉県内初の小学生を対象とした学びの多様化学校として習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室を開室した。「学びの多様化学校」の特色としては次の4点である。1点目は、安定して登校できる場所であること2点目は、小学校の各学年で学ぶ学習内容を確保し、学習を評価すること。3点目は、個々の児童の状況や特性等を踏まえ、学習量や学習の方法、生活の送り方などについては、本人、保護者と相談を重ねたうえで対応すること。4点目は、時間割を作成し、毎日の学習の中に「学び直しの時間」を設定し、当該学年の授業を受けながら十分学習ができるなかった内容について、補習、いわゆる学び直しを行うこと、である。4月5日には、PTAや地域の方々等関係者を招いて、開室式典を行ったところである。4月7日の始業式からは、5名の児童が通学を開始した。その後増加し、5月末現在で7名の児童が在籍している。児童一人一人の登校ペースに合わせ柔軟に対応し、概ね欠席なく通学できている児童もいる。教職員としては、常勤職員として担任2名、加配教員1名、養護教諭1名、非常勤職員として、スクールカウンセラー1名、事務補助職員1名を配置している。教職員は、児童の学習進度や生活の様子を見て、児童一人一人に応じた対応をしている。5月24日には、ニュースポーツ大会を開催し、習志野市市民スポーツ指導員の協力を得て、モルック等を行った。私も現地を訪れ、あたたかい雰囲気の中で、児童一人一人が笑顔に溢れ、生き生きと活動している様子を拝見した。現在においても、随時、市内外から見学を希望する児童の保護者から連絡があり、丁寧に対応しているところである。分教室の安定的な運営に向けては、教育委員会内に学びの多様化学校運営委員会を設置し、適時協議している。学びの多様化学校は、県内での先進的な取り組みとして他市教育委員会からの視察の希望があり、児童の活動に配慮しながら受け入れているところである。また、教育委員会としても、県外の学びの多様化学校の視察を計画しており、運営に生かしていく。今後とも、学校と連携しながら、児童・保護者に寄り添ったよりよい運営を目指す。	今後とも、学校と連携しながら、児童・保護者に寄り添ったよりよい運営を目指す。	済	
R7/2 15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		再質問1	全国には、学びの多様化学校がどのくらい設置されているのか。また、学校種別ではどのくらい設置されているか伺う。	全国には、学びの多様化学校が設置されている。58校のうち、公立学校が37校、私立学校が21校となっている。学校種別に申し上げると、小学校が12校、中学校が40校、高等学校が11校となっている。なお、学校総数と一致しないのは、小中一貫校が小学校と中学校の両方に計上されているためである。	-	-	

【教育委員会】令和7年第2回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/2	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		再質問2	学びの多様化学校へ通学する手段について伺う。	学びの多様化学校への通学手段については、安全面への配慮から、原則保護者による送迎をお願いしている。	-	-
R7/2	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 準要保護制度を必要な家庭が利用できるよう求める (1) 準要保護制度を受けやすくする改善を求める 令和4年度から令和6年度までの3年間における小中学校の準要保護を必要とする児童生徒数及び割合を伺う。	準要保護制度は、市立の小・中学校に通学する児童生徒の保護者のうち生活保護受給に準じる程度に生活が困窮している保護者に対して学用品費等の補助を行う就学援助制度のひとつである。令和4年度から令和6年度の全児童生徒に対する準要保護児童生徒数が737名で、割合として5.6%、令和5年度が全児童生徒数1万3,126名に対して準要保護児童生徒数が723名で、割合として5.5%、令和6年度が全児童生徒数1万2,978名に対して準要保護児童生徒数が705名で、割合として5.4%となっている。本制度の周知としては、新一年生の保護者を対象に小学校入学前の就学児健康診断時、あるいは、中学校入学前の新入生保護者説明会時に、説明を行った上で、案内文を全ての家庭に配布している。新一年生を除く在校生の保護者に対しては、それぞれの学校で発行される「学校だより」の中で、制度内容や申請案内を記載するとともに、ホームページにも同様の内容を掲載している。また、転入された家庭には、各学校の窓口でパンフレットを手渡ししている。さらに、日本語を母語としない家庭には、文部科学省が作成している英語版のお知らせの配布のほか、AI通訳機いわゆるポケトークや言語ボランティアを介しての説明等を行っている。また本市ホームページでは9か国語の翻訳に対応している。このように、順次周知方法の拡大を図ってきており、多くの方に申請していただくよう努めている。	引き続き周知方法の拡大を図り、多くの方に申請してもらうよう努める。	済
R7/2	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)		再質問1	令和4年度から令和6年度までの3年間における、小中学校の要保護及び準要保護を合わせた就学支援を必要とする児童生徒数及び割合を伺う。	令和4年度から令和6年度の児童生徒に対する要保護児童生徒の人数と割合は、令和4年度が全児童生徒数1万3,209名に対して要保護児童生徒数が89名で、割合として0.7%、令和5年度が全児童生徒数1万3,126名に対して要保護児童生徒数が82名で、割合として0.6%、令和6年度が全児童生徒数1万2,978名に対して要保護児童生徒数が73名で、割合として0.6%となっている。また、要保護に準要保護を合わせた就学援助制度を必要とする児童生徒の人数と割合は、令和4年度が全児童生徒数に対して就学援助受給児童生徒数が826名で、割合として6.3%、令和5年度が全児童生徒数に対して就学援助受給児童生徒数が805名で、割合として6.1%、令和6年度が全児童生徒数に対して就学援助受給児童生徒数が778名で、割合として6.0%となっている。	-	-
R7/2	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)		再質問2	就学援助申請案内に「経済的な理由でお困りの方は」という表現があることで申請に躊躇する方がいるようだ。「必要な方は」という表現に記載内容の検討を求めるがいかがか。	就学援助制度の主たる目的は、児童生徒の就学にあたって、経済的に困難を抱える保護者を援助することである。「必要な方」という表現のみでは、保護者にとって自身が対象となるかが伝わりにくいため、端的に周知するためにも「経済的な理由でお困りの方」という表現を避けることは難しいと考えている。	-	-
R7/2	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)		要望	保護者にとっても子どもにとっても非常にデリケートな問題と捉えている。極力配慮していくところでの文言の使い方、ぜひとも「必要な方」ではなくてあれば変えて、他の形で対応できればと思うのでよろしくお願いしたい。	-	端的に周知するためにも現表現を避けることは難しい。	済
R7/2	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)		再質問3	就学援助受給希望の有無について全員に調査し、希望者全員に申請書類の郵送を要望するがいかがか。	教育長答弁でもお答えしたとおり、現在、就学援助制度の周知方法としては、各学校で発行される「学校だより」や市の広報誌及びホームページにおいて制度内容や申請案内を掲載している。希望の有無の調査については、必要としていない家庭の方にも事情を伺うことになることから、必要とされる方からのみの申請をお願いしている。また、学校を通さない郵送による申請は郵送されるまで申請書類の不備等をチェックすることができないため、その後の準要保護援助の円滑な進行に支障をきたす恐れがあることから、これまでどおり学校経由の申請が望ましいと考えている。	-	-
R7/2	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)		再質問4	就学援助申請書類の作成が煩雑であることから書類や記載内容の簡素化を求めるがいかがか。	就学援助の申請については世帯の前年所得額、世帯人数、年齢構成、家賃の有無、入金口座などが確認できる書類の提出および申請書の記載をお願いしている。申請にあたり、提出いただく書類が複数に及んだり、記載する内容が多岐にわたるなどはあるが、公正かつ的確な認定を行うために必要なものと考えている。一方で、きょうだいがいる場合は、書類を一部不要とするなど簡素化を図っている。今後も、書類作成方法の説明を丁寧に行うことや記載見本を分かりやすくすることにより、申請する方の負担感の軽減に努めていく。	今後も申請する方の負担感の軽減に努めていく。	済
R7/2	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)		要望	部長答弁で、申請者の負担感を軽減していくということが聞けた。ぜひとも改善をお願いしたい。	-	申請する方の負担感の軽減に努めていく。	済

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/2 15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(2)		本答弁	3. 準要保護制度を必要な家庭が利用できるよう求める (2) 準要保護の受給基準の引き上げを求める 習志野市の受給基準について伺う。	本市における受給基準は、生活保護制度が必要な方である、要保護者に準ずる程度に困窮していると認める場合と定めている。その要保護に準じる基準としては4点規定しており、児童扶養手当の支給を受けている者、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の決定を受けた者、市町村民税が非課税の者、前年の所得が生活保護の基準額の1.3倍に相当する額を下回る者であり、このいずれかについて該当の有無を審査し、準要保護の認否を決定している。受給基準のうち、所得基準については、各自治体によって条件に違いがある。教育委員会としては、現在の基準に則り、児童生徒誰もが安心して学校生活を送れるよう就学援助の取組を進めていく。	現在の基準に則り、児童生徒誰もが安心して学校生活を送れるよう就学援助の取組を進めていく。	済	
R7/2 15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(2)		再質問1	習志野市における準要保護の詳細な受給基準について更に伺いたい。	前年の所得が生活保護の基準額の1.3倍に相当する額を下回る者という基準について、1.3倍の倍率は近隣他市と比較しても同等である。また、他の自治体では収入額を基準としている場合があるが、本市では所得額を基準としていることから準要保護の適用となる範囲は広くなっている。さらに、本市では、所得基準のほかに、住居が賃貸住宅の方についてはその負担を勘案して、月額家賃を認定基準に加えることにより、認定範囲の拡充を図っている。今後も経済的に困窮する家庭の児童生徒が安心して学校生活を送れるよう就学援助の取組を進めていく。	今後も経済的に困窮する家庭の児童生徒が安心して学校生活を送れるよう就学援助の取組を進めていく。	済	
R7/2 15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	7	(1)		本答弁	7. 全国・千葉県に広がっている学校給食費の無償化について (1) 本市の小中学校給食費無償化を求める 県内では、完全無償化が2025年4月現在20市町に広がっているため習志野市も早急に給食費無償化をすることを求める。	これまでの議会でも答弁しているとおり、学校給食費の無償化は、日本全国の児童・生徒が等しく恩恵を受けることが望ましく国において実施される施策と考えている。この考えに基づき、本市としては、千葉県市長会を通じて、国に対し、学校給食費無償化にかかる費用について全額、国の負担により実施することを要望している。一方で、本市では、令和5年1月から、千葉県における補助制度を活用し第3子以降の給食費無償化に取り組んでいる。また、物価高騰へ対応するため、本年4月に給食費を改定し、改定による増額分については、令和7年度は、保護者の経済的負担の軽減を図るために、小・中学校の児童生徒分、約9千500万円を市で負担することとしている。このような状況にあって、令和7年2月25日に、政府において、給食費無償化については、「まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する」との合意がされたところであり、この動向を注視している。	今後も動向を注視していく。	済	
R7/2 16	平川 博文	都市政策研究会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1			本答弁	1. 宮本泰介市長＆荒木勇前市長の人事権を考える。懲役1年執行猶予3年の市役所公務員が普通退職している。懲戒免職処分ではない。なぜなのか。最近、懲戒免職処分の市役所公務員がいる。どんな理由なのか。処分までの手続きを知りたい。 Q5最近、懲戒免職処分の市役所公務員がいる。どんな理由なのか。処分までの手続きを知りたい。	当該事案については、令和7年3月下旬に関係者から相談を受けた所属職員が所属長へ報告したことから発覚した。その後、速やかに当該職員を含む関係者と面談等を行い、事実確認を行ったうえで、令和7年4月17日に教育長である私、学校教育部長、生涯学習部長、学校教育部次長で構成する習志野市教育委員会人事審査会において審議し、4月21日に開催した令和7年習志野市教育委員会第1回臨時会の議決により当該職員の懲戒免職処分を決定した。処分理由としては、当該職員は、令和6年12月下旬から令和7年3月下旬までの間、県内の18歳未満の被害者1名に対し、ソーシャルネットワークサービスを利用しやりとりをした上で、不適切な行為を行ったことによるものである。このことは、公務に携わるものとして、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当するため、4月22日付けで懲戒免職処分としたものである。	-	-	
R7/2 18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 特別支援教育に役立つ心理検査について (1) 前定例会で教育長から「教育支援委員会における判断材料の一つとしては、田中ビネー式知能検査を基本とし、その上で真にWISC検査の必要な児童・生徒に対しては、心理士等有資格者によるWISC検査を行う」との答弁があった。自閉症・情緒障がい特別支援学級やLD・ADHD等通級指導教室の支援・指導において、子どもたちの特性をはかるWISC検査は不可欠と考えるが、その必要性について教育長の見解を伺う。	教育支援委員会の審議に係る検査については、令和7年度から、田中ビネー式知能検査を基本とすることとしている。この理由としては、1点目に、市教育委員会が主催する検査方法に関する研修を受講することにより、それぞれの教員が各学校においてこの検査を実施できること、2点目に、入級・入室等の審議希望があった場合、教員が速やかに検査を実施できることである。一方で自閉症・情緒障がいや、LD・ADHD等の特性が見られる児童生徒に対して、一人一人に寄り添った支援の手立てを検討するために、認知機能等についてより詳細に把握できるWISC検査の必要性を十分認識している。現在も、そのような児童生徒に対しては、心理士等、有資格者によるWISC検査を実施しており、今後とも、児童生徒一人一人の実態に応じて切れ目なく支援ができるよう体制を整えていく。	今後とも、児童生徒一人一人の実態に応じて切れ目なく支援ができるよう体制を整えていく。	済	
R7/2 18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問1	WISC検査の実施は、いつの時期が適当か。また、頻度はどれくらいと考えているか。	自閉症・情緒障がいやLD・ADHD等の特性が見られる児童生徒の学習上又は生活上の困難の背景に、認知的な要因が関与している可能性が高いと判断される場合に、児童生徒の発達のバランスを知ることのできるWISC検査は有効とされている。そのため、本市では、支援の手立てを検討する時期や支援の在り方を見直す必要がある場合などに、検査をすることが適当であると判断している。また、検査の実施頻度については、直近に検査を実施した日から3年程度の期間を開けることが適当であるとされている。これは、検査の出題形式の記憶や内容等への慣れが受検者に残ることにより、検査結果に影響を及ぼす可能性があることを考慮したものである。	-	-	
R7/2 18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		要望	義務教育9年間のうち、入学・入級に限らず節目ごとにWISC検査を行うよう、心理士にも聞きながら研究してほしい。	-	心理士等有資格者にも意見を伺いながら研究を進める	未	
R7/2 18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問2	教育委員会は「個に応じた指導を行う」としているが、具体的には、個別の指導計画を立てる際には、相応の検査体制がなければならないのではないか。	個別の指導計画の作成にあたっては、児童生徒の日常の学習状況や生活の様子、行動観察の記録、教職員や保護者等関係者からの聞き取り内容など、多面的な情報を基に作成するものであり、WISC検査の実施の有無に関わらず、作成は可能であると考えている。なお、教育長答弁で述べたように、自閉症・情緒障がいや、LD・ADHD等の特性が見られる児童生徒に対して、一人ひとりに寄り添った支援の手立てを検討するために、WISC検査が有用な実態把握の方法の一つであることは十分認識しており、真にその必要があると判断される児童生徒に対しては、現在もWISC検査を実施している。	-	-	

【教育委員会】令和7年第2回定例会一般質問答弁要旨総括表

回 告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
						大	中	小					
R7/2 18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		要望	心理検査の結果を個別の指導計画の作成にいかすように研究することを求める。	-	引き続き心理検査の結果を個別の教育支援計画・指導計画の作成にいかしていく。	済
R7/2 18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問3	習志野市における自閉症情緒障害特別支援学級の児童生徒数と学級数、LD・ADHD等通級指導教室の児童数を伺う。	自閉症情緒障害特別支援学級の児童生徒数と学級数については、令和7年5月1日時点において、小学校は児童数225名、39学級であり、中学校は生徒数127名、18学級である。LD・ADHD等通級指導教室で指導を受けている児童数は3名である。	-	-
R7/2 18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問4	WISC検査の実施に対応できる教育委員会の有資格者10名のうち、正規職員は何名で、会計年度任用職員は何名か。会計年度任用職員は何時間勤務の人達か伺う。	正規職員が0名、会計年度任用職員が6名である。また、心理発達相談員として教育委員会が委嘱し、児童生徒の実態把握及び支援の手立てを検討するために、学校訪問や発達検査を実施する者が4名である。それぞれの勤務時間は、1日7時間である。	-	-
R7/2 18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問5	有資格者10名で、年間何人の児童生徒のWISC検査が実施できるのか。	年間で90件程度のWISC検査を実施することを想定している。	-	-
R7/2 18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		要望	年間に実施できるWISC検査の回数が90回程度で十分なのか、心理士の意見も聞きながら、再検証を求める。	-	心理士等有資格者にも意見を聞きながら研究を進める	未
R7/2 18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問6	教育委員会以外の部局（行政委員会、企業局含む）で、WISC検査の実施に対応できる有資格者は何人いるのか。	教育委員会以外の部局で、WISC検査の実施に対応できる有資格者について市長部局に確認したところ、23名であると聞いている。なお、現状においては、教育委員会以外の部局に所属している有資格者については、それぞれの部局での業務があることから、WISC検査を依頼することは想定していない。	-	-
R7/2 18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		要望	就学前にひまわり発達相談センターの協力を受けながら、検査を受けることができるよう要望する。	-	関係他部局と連携し研究を進め る。	未
R7/2 18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		要望	WISC検査を実施できる有資格者を増やすことを強く要望する。	-	心理士等有資格者にも意見を聞きながら研究を進める。	未
R7/2 18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問7	議員として、また一保護者として、子どもが学校で過ごす期間、成長する時期が限られているなか、検査体制の確立を先送りすることは問題と考える。今一度、人員や実施体制について教育長の見解を求める。	【教育長答弁】 本答弁で述べた通り、教育支援委員会の審議に係る検査を、令和7年度より田中ビネー式知能検査を基本として、入級・入室等の希望に対して、速やかに審議を実施できる体制を整えている。先送りではなく、現状に合わせて実施している。検査に要する時間、内容の複雑さなど、検査の実施により児童生徒にかかる負担も考慮したうえで、真にWISC検査の必要があると判断される児童生徒に対しては、現状でも、WISC検査を実施している。教育支援委員会の調査の在り方の見直しも含めて、今後も引き続き、児童生徒一人ひとりの実態に応じて、切れ目なく支援できるよう、体制を整えていく。	-	-
R7/2 18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		要望	真にWISCが必要な児童生徒とはどのような子か、心理士に意見を聞きながら体制を整えることを要望する。	-	心理士等有資格者にも意見を聞きながら研究を進める。	未
R7/2 20	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. 習志野市第2次学校施設再生計画について (1) 現状と今後の取組について	本市教育委員会では、児童生徒により良い教育環境を整備するため、学校施設再生計画に基づき、老朽化した学校施設の建替や長寿命化工事等に取り組んでいるところである。まず、令和2年度から令和7年度までの6か年を計画期間とする第2次学校施設再生計画における進捗状況について、お答えする。事業内容の精査が必要となるなど、一部計画どおりに進められない事業もあるが、計画されている学校のうち、8割の学校で事業に着手している。また、体育館へのエアコンの設置やプール及び給食室の整備の在り方など、市民ニーズに即した、あるいは将来の時代の変化を見据えた対応を適時行ってきたところである。次に、第3次学校施設再生計画についてお答えする。令和8年度以降を計画期間とする第3次学校施設再生計画については、現行計画の基本的な考え方は踏襲しつつ、市長事務部局で策定している公共建築物再生計画との整合を図りながら、策定作業を進めているところである。現在、建設資材の高騰や労務単価の上昇など、学校施設再生への取り組みは厳しさが増していくものと想定している。このような状況下にあっても、第2次計画で見送っている学校や習志野高等学校をはじめとする今後整備を予定している学校についても、児童生徒の安全・安心を確保し、適切な教育環境を整えていく必要がある。これらの課題を踏まえ、次期計画の策定にあたっては、建物の安全性も考慮しながら、更なる長寿命化改修の推進によるトータルコストの縮減及び平準化、地域コミュニティーの核としての学校の視点と、施設や敷地の有効活用の視点の両面から、施設整備にあたっての考え方を検討していく。	次期計画の策定にあたっては、建物の安全性も考慮しながら、更なる長寿命化改修の推進によるトータルコストの縮減及び平準化、地域コミュニティーの核としての学校の視点と、施設や敷地の有効活用の視点の両面から、施設整備にあたっての考え方を検討していく。	未

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/2	20	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	学務課	学校教育について	2	(1)		再質問1	習志野高校の老朽化における生徒への負担 本年度建築後50年を迎えるにあたり、学校生活のなかで生徒への負担はどのように考えられるのか部活動を含めた現状について伺う。	施設については、最も古い普通教室棟、特別教室棟及び第一体育館が建築後50年、第二体育館が建築後49年を経過しており、延床面積については、1万5千611m ² である。このような中で老朽化が進行しており、各教室棟や体育館において、一部の天井や壁等に剥がれが見られるほか、大雨の際に、一部雨漏りが生じる場合がある。こうした状況を踏まえ、生徒の学習環境及び部活動を含めた学校生活に支障を及ぼすことが無いよう、定期的な点検・保守管理を実施しながら、適時必要な箇所の修繕を行っている。今後は、トイレ環境や明るさが足りない場所の改善を実施していく。今後も、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、施設の安全性および快適性の向上に向けて、必要な整備を進めていく。	生徒が安心して学校生活を送ることができるように、施設の安全性および快適性の向上に向けて、必要な整備を進めていく。	済
R7/2	20	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2	(1)		再質問2	現在の学校施設のなかで吹奏楽部をはじめ多くの部活動が支障を来たすことを予想されるが、部活動の円滑なる練習を考慮したとき理想とする学校の敷地面積について伺う。	現在の習志野高校の敷地面積については、校舎のある敷地が3万9千290m ² 、第二グラウンドが1万8千83m ² で、合計5万7千373m ² となっている。このような敷地の中で、運動部、文化部ともに、活動が行われているが、その中で、第一体育館においては、バレー・ボルダリング部男子・女子、バスケットボール部男子・女子がそれぞれ活動しており、場所を半分に区切ったり、時間をずらすなど、工夫しながら活動を行っている状況である。また、ソフトボール部については、実花小学校の北側にあるグラウンドで活動を行っている。このほか、吹奏楽部においても、マーチングコンテストが屋内のアリーナで実施されることから、コンテストの前に近隣のアリーナ等を借りて練習を行っているほか、通常の合奏練習で使用している音楽ホールについても、平成元年の建築当時よりも、大幅に部員数が増加した中で活動を行っている状況である。理想の敷地面積ということについては、明確にお答えすることは難しいが、いま申し上げた各部活動の現状等も踏まえつつ、今後の施設整備の在り方とともに検討していく必要があると認識している。	-	-
R7/2	20	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2	(1)		再質問3	現在の学校施設において新たに学校を建築する場合は生徒への負担が多大である。理想とする学校施設を建築する場合、新たな移転先は本市が所有する土地財産において検討できるのか伺う。	現状において、本市が所有する未利用の土地で、現在の習志野高校の敷地面積に相当する広さの土地はないと認識している。	-	-
R7/2	20	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2	(1)		再質問4	土地購入費用の圧縮を考慮した場合、市街化調整区域が検討される。生徒が利用する京成電鉄実穂駅の隣接には13ヘクタールの市街化調整区域があり生徒への負担が大きく軽減されることが予想される。また、学校教育をはじめ円滑な部活動を推進するにあたり、十分な機能を考慮した土地面積を確保できる可能性がある。土地を所有する地権者の意向は確認できていないが、将来の習志野高等学校を見据えたなか、この実穂3丁目の市街化調整区域に学校施設を移転させることが望ましいと考える。令和7年度までの基本計画においてどのように検討するのか伺う。	【市長答弁】 実穂3丁目の市街化調整区域の活用と習志野高校の設置者という両方の側面で私から答弁する。まず、実穂3丁目の市街化調整区域については、区画整理の意向があり、先日、区域内の多くの地権者を代表された有志の皆さんから飯生副議長も臨席いただいた中で直接お伺いしたところである。そこで習志野高校の今後についてのご提案をお伺いしたところである。現段階では有志の皆さんのお想いとしてお聞きした域を超えないが、一連の話は大変興味深い内容と捉えており、今後の財政的な視点も含め、研究の価値は大いに高いと感じている。ただし、事業として実行していくためには、個人の財産に関わるため、地権者間の同意をはじめ数多くの課題を慎重かつ丁寧に解決しなければならない。また、これらの解決にあたっては、過去の同様の実績からも地権者の皆様が中心となって考えていただく必要がある。市としてはその進捗に注視しながら、行政として土地利用や公共施設などの必要な検討を重ねていきたいと考えている。	市としてはその進捗に注視しながら、行政として土地利用や公共施設などの必要な検討を重ねていきたいと考えている。	未
R7/2	20	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2	(1)		要望	将来の習志野高校の再整備に関しては、関係部局の対応が非常に重要と考えている。現在の教育環境を維持しながら新たな地域において、生徒が負担なく、そして継続した授業、円滑なる部活動を推進することが最も大切なことと考える。また、地域においてコミュニティの核を形成させることは、まちづくりの原動力にもなると確信している。習志野高校を実穂3丁目の市街化調整区域に移転させることは、地権者の了解をはじめとする、地域の皆様、関係部局の尽力が必要である。多くの課題があるとは思うが、将来の習志野高校を見据えた中で、検討するよう強く要望する。	-	市としてはその進捗に注視しながら、行政として土地利用や公共施設などの必要な検討を重ねていきたいと考えている。	未
R7/2	21	入沢 としゆき	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	4			再質問6	4. 旧庁舎跡地活用について 大久保地区公共施設再生計画と同様に一括応札になったが、公正な評価が行われたといえるのか、市長の見解を伺う。 菊田公民館の代替については十分ではないが、どう考えているのか伺う	これまでお答えしたとおり、旧庁舎跡地活用事業の方向性における公共機能としての多目的スペース200平方メートルは、現在、菊田公民館の各サークル団体が活動場所としている諸室の代替機能の一部として、主に講堂149.16平方メートルの代替を想定したものである。その他の諸室の代替機能の確保については、近隣に位置し、令和9年度末をもって藤崎こども園へ機能統合する方針とされている津田沼幼稚園の閉園後の施設を活用することも選択肢の一つとして府内関係部署と検討している。	府内関係部署と検討していく。	済

【教育委員会】令和7年第2回定例会一般質問答弁要旨総括表

回 告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
						大	中	小					
R7/2 21	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	7	(2)		本答弁	7. 鶩沼特定土地地区画整理事業について (2)「過大規模」の鶩沼小学校建設について 文部科学省は「きめ細やかな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい」などと大規模校の課題を挙げ、過大規模校については速やかに解消を図るように設置者に促している。児童の急増への対応や学校の分離新設、通学区域の見直しについてどのように検討しているのか伺う。	鶩沼小学校については、敷地が狭隘であること、また、現校舎を継続して利用していく場合、校舎は大規模な改修を行い、体育館は建て替えをしなければ、より良い教育環境を維持することが困難になるため、現校舎の継続的な利用は行わず、鶩沼特定土地地区画整理事業の施行に伴い、移転することとしている。大規模校の課題については、文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の中で記載があり、「小規模校、大規模校にそれぞれ課題が生じる可能性がある」としている一方で、課題が生じないよう、「具体的な計画を策定・実施するに当たっては、十分な教育的配慮を加えることが必要」と示されている。本市教育委員会においても、この考えに沿って対応しているところであり、多くの児童が在籍することになった場合においても、教室、特別教室、放課後児童会や放課後子供教室、体育館、その他必要な諸室について、十分に確保するとともに、学校規模に応じた教員の配置など、教育活動に十分に配慮していく。また、児童急増への対応については、鶩沼小学校を建設するにあたっては、将来的な児童数の減少も視野に入れる必要があり、校舎整備については2期に分け、開校当初は、1期分として当面必要とする諸室を備えた校舎を建設し、その後、児童数の増加に応じて、2期分の校舎を増設するといった手法を考えている。最後に、通学区域の見直しについては、学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、地域住民にとっても身近な公共施設であり、地域コミュニティの活動拠点、地域における防災拠点としての役割を担っている。このような観点も踏まえ、地域の意見を聞きながら、慎重な対応が必要と考えている。教育委員会としては、歴史ある鶩沼地域の皆様に支えられ、活気あふれる教育活動が展開できるよう、対応していく。	引き続き、必要な施設を十分に確保するとともに、学校規模に応じた教員の配置など、教育活動に十分に配慮していく。	済
R7/2 21	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	7	(2)		再質問1	この規模の学校で運動会や卒業式などの行事をどのように実施していくのか。	運動会や卒業式などの行事は、各学校によって実施の方法に違いがあることを始めに伝えさせていただく。そのような中で、まず、運動会では、谷津小学校で行っている児童の動線や待機場所、保護者の観覧スペースを確保するために、時間帯や学年を分けてプログラムを実施する取り組みが参考にできるものと考えている。また、卒業式については、学校によってて、式典の構成や在校生の出席学年は様々であり、それぞれ工夫を凝らしながら実施している。新しい鶩沼小学校での行事運営がより良いものとなるよう努めていく。	新しい鶩沼小学校での行事運営がより良いものとなるよう、努めていく。	済
R7/2 21	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	7	(2)		再質問2	現在の鶩沼小と比較し、児童一人当たりのグラウンド面積が狭くなると思われるが、運動量の低下などの弊害はないのか。	グラウンドについては、体育の授業の他、休み時間等においても、時間差利用や活動内容に応じた区画分けを行うことで、スペースを効率的かつ安全に活用し、十分な運動機会の確保が可能と考えている。さらに、天候や混雑状況に応じて柔軟に運動機会を提供できるよう、体育館等の活用も含めて検討をしていく。これらの工夫により、児童の運動量が低下しないよう努めていく。	児童の運動量が低下しないよう努めていく。	済
R7/2 21	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	7	(2)		再質問3	組合では新しいまちのネーミングや名称に関する議論を行っているとのことだが、町名が変更となった場合、移転建替えを予定している鶩沼小学校の名称も変更となるのか。	鶩沼小学校の名称変更については、これまで検討していない。	-	-

令和7年習志野市議会第2回定例会 請願・陳情 答弁主旨調査票

区分	部名	課名	請願・陳情内容	参考意見	質問要旨	答弁要旨	結果
陳情	学校教育部	学務課	<p>受理番号第59号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情</p> <p>【陳情項目】 2026年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。</p> <p>【陳情内容】 教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりをとりまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。 そこで、以下の項目を中心に、2026年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。 ・災害からの教育復興にかかる予算の拡充を十分にはかること。 ・子どもたち一人ひとりにきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。 ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。 ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかる予算をさらに拡充すること。 ・安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させること。 ・多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講じること。 ・安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。 ・GIGAスクール構想を着実に推進し、学校現場</p>	<p>まず、陳情にある、子どもたち一人ひとりにきめ細やかな指導をすることについては、国において、義務教育標準法の改正により、小学校の学級編成基準が40人から35人に段階的に引き下げられ、今年度、全学年において35人学級が実現されている。市教育委員会としても、これに対応する教職員の確保と適正な配置に取り組んでいる。きめ細かな指導として、小学校高学年専科については、令和3年7月に文部科学省から公表された、「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方等に関する検討会議」の報告により、小学校高学年における教科担任制の推進を図ることとされている。市教育委員会としては、県より配置された人員を各学校の要望・実態に応じ、外国語、理科、図工、体育の教科担任として配置している。次に、多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障することについて、本市では、本年4月に「学びの多様化学校」を開校した。不登校や学校生活に不安や困難を感じている児童をはじめ、通常の学級における学びとは異なる支援を必要とする児童に対して、新たな学びの場の選択肢を提供している。就学援助に関しては、学用品をはじめとした費用の援助等を行っており、市内各学校での入学説明会や1学期中の学校だより等において、保護者への周知を徹底している。施設・環境の整備については、小・中学校の建替、長寿命化改修等を順次進めている。また、小・中学校体育館のエアコン設置については、令和7年度に22校、令和8年</p>	<p>【文教福祉常任委員会】 【質問1】「子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会」には「千葉県PTA連絡協議会」などが参加しており、PTAの中でも署名活動への協力の声がある。自分自身も署名しているが、その構成団体の中に「千葉県市町村教育委員会連絡協議会」や「千葉県郡市教育長協議会」が含まれていることについて疑問をもっている。これらの団体は公的な団体なのかどうか、教育委員会としての見解を伺いたい。</p> <p>【質問2】陳情の内容そのものには反対していないが、構成団体に行政機関である教育委員会が関わっているのであれば、団体としてではなく、教育委員会として国に要望を出せばよいのではないかと考え、質問を行った。特に、今回陳情者として名前が挙がっている吉田瑞穂氏は、流山市の教育委員であり、もともと職員でもあったと認識している。そのような人物が、PTAや教職員組合と一緒に名前を連ねていることに対して、組織の成り立ちや出身母体の違いがあると感じている。流山市の教育委員であるのであれば、流山市教育委員会として国に要望するべきではないかと考えており、そのあたりの関係性について疑問を持ったため質問した。</p> <p>【質問3】先ほどの説明の中で、教科担任制の配置を充実させていくとの方針が示されたが、確認のため改めて伺う。理科、図工、体育などを配置しているとのことだったが、他にどのような教科を教科担任制として導入する方向にあるのかを教えてほしい。</p> <p>【質問4】小学校教員の英語に対するスキルと現場の運用の仕方について伺う。</p> <p>【質問5】中学校の英語の先生と同じようなスキルを持った先生が小学校でも教えているのか伺う。</p> <p>【質問6】学校体育館へのエアコン設置の最後はいつか。</p>	<p>【文教福祉常任委員会】 【答弁1】「千葉県市町村教育委員会連絡協議会」および「千葉県都市教育長協議会」は、教育長同士の横の連携により、教育委員会の事務が円滑に遂行されることを目的として設立された団体である。性格としては、広く公的機関とみなされるものであることを確認した。</p> <p>【答弁2】吉田瑞穂氏については、現在、流山市の教育長を務めており、その立場から教育長の連合会の会長にも就いている状況である。陳情を出した「子供たちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会」については、教育関係団体として位置づけられており、同団体の会長職は、「千葉県市町村教育委員会連絡協議会」の会長が務めてきた経緯がある。これまで歴史を積み重ねてきた団体である。この団体は、2003年に政府が三位一体の改革の中で国庫負担金の廃止や削減を打ち出したことを受けて、各市町村や各団体が個別に要望を行うよりも、関係団体が連携して国に働きかける方が効果的であるとの考えから設立されたものである。教育長会、校長会、中学校長会、PTAなど、さまざまな立場の関係団体が協力し、連携して要望活動を行うための組織であるということを、教育委員会としても把握している。</p> <p>【答弁3】教科担任制には主に二つの形態がある。ひとつは学年内の教員がすべての教科を専門的に担当する方法、もうひとつは音楽、英語、理科などの専門教員を配置する方法である。教科担任制を導入するにあたっては、特定の教科に限定するのではなく、中学校のように各教科をそれぞれの教員が担当するイメージに近い形を目指している。教員が教科ごとに授業を交代で担当することで、個々の教科における指導力の向上を図るという考え方である。そのため、「どの教科で教科担任制を行うか」を一律に決めているわけではなく、各学校において、どの教科において専門的な指導体制を築くかを判断している状況である。なお、学校ごとに特色を持って教科担任制を進めている場合もあると考えている。</p> <p>【答弁4】小学校の英語の授業については、5・6年生が外国語の授業を行っている。配置されている英語専科は英語の免許や英語の指導歴のある方々で、ALTと協力しながら授業を行っている。</p> <p>【答弁5】過去に中学校で指導経験のある先生方が配置されていることもある。</p> <p>【答弁6】中学校に関しては、終業式の翌日から室内機の工事に入る。8、9月の2か月で室内機の設置をする。小学校については、9~12月の4か月で、各校2か月を要し、室内機の設置を行う。その後、配管工事、試運転等を経て、年度内に各校全ての体育館にエアコンが設置される予定である。大久保小学校に関しては、現在、新しい体育館を建設中であり、その工事において空調設備を完備することになってい</p>	<p>【文教福祉常任委員会】 全員賛成採択</p>

令和7年習志野市議会第2回定例会 請願・陳情 答弁主旨調査票

区分	部名	課名	請願・陳情内容	参考意見	質問要旨	答弁要旨	結果
			<p>における様々な課題に対応できる環境を整えること。</p> <p>以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。</p> <p>貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。</p>	<p>度に1校設置し、全ての小・中学校に設置完了する予定である。最後に、GIGAスクール構想の推進については、令和3年度に配布されたタブレット端末による、AI型デジタルドリルを活用した、個別最適な学び等の取組を進めている。校務の効率化については、令和6年9月から、校務支援システムを活用して電子データによる文書の收受や提出及び、ICカードによる教職員の出退勤管理等、ICT機器の活用を進めている。以上のような取り組みを進めているところであり、本市教育委員会としても、教育課題の解決のためには、国における教育予算の十分な確保は、必要不可欠であると考えている。</p>	<p>【質問7】中学校における教育支援センターの設置に続き、小学校での居場所づくりや支援体制がどのように進められているのか伺う。</p> <p>【質問8】不登校支援として他の自治体の良い事例について、情報交換等をしながら取り入れていくような体制はあるのか伺う。</p> <p>【定例会総括審議】 質問なし</p>	<p>る。その新体育館が完成する令和8年6月が最後ということになる。</p> <p>【答弁7】小学校の支援体制としては、12校に教育相談員を配置し、校内教育支援センターの運営を教職員と連携しながら行っている。教育相談員が配置されていない小学校についても、管理職や養護教諭等が連携しながら教室に入れない児童への対応をしている。</p> <p>【答弁8】学びの多様化学校については、他県等の先進校に今後視察を行い、良い事例については本市の学びの多様化学校に生かしていく予定である。</p> <p>【定例会総括審議】 答弁なし</p>	<p>【定例会】 全員賛成 採択</p>

令和7年習志野市議会第2回定例会 請願・陳情 答弁主旨調査票

区分	部名	課名	請願・陳情内容	参考意見	質問要旨	答弁要旨	結果
陳情	学校教育部	学務課	<p>受理番号第60号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書</p> <p>【陳情項目】 2026年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。</p> <p>【陳情内容】 義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。 しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていましたが、次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。 現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちととりまく教育環境にも格差が生じています。国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。 学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。 貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。</p>	<p>本市教育委員会としては、「義務教育費国庫負担制度」は、教育水準維持の観点から、必要であると認識している。全ての子どもたちが、等しく、一定水準の教育を受けるためには、まず、教職員が適正な数で配置されなければならない。さらに、一人ひとりの児童生徒に、きめ細かな教育をしていくためには、1学級あたりの児童生徒数を少なくする、複数の教職員で指導するといった対応が必要である。このように、教育が適切かつ、きめ細かに展開されるためには教職員数の確保は重要であり、そのための人員費は必要な経費である。県費負担教職員の給与は、義務教育費国庫負担法によって国が3分の1、千葉県が3分の2を負担することとなっている。この給与の財源となる、義務教育費国庫負担金が縮減されれば、千葉県においても財政負担は増加し、教職員の数を維持することは難しくなると考えられる。このようなことから、本市教育委員会としても、義務教育費国庫負担制度の堅持は必要であると考えている。</p>	<p>【文教福祉常任委員会】 質問なし</p> <p>【定例会総括審議】 質問なし</p>	<p>【文教福祉常任委員会】 答弁なし</p> <p>【定例会総括審議】 答弁なし</p>	<p>【文教福祉常任委員会】 全員賛成 採択</p> <p>【定例会】 全員賛成 採択</p>

報告事項(2)

令和6年度教育費予算の繰越しについて

令和6年度教育費予算の繰越しについて、地方自治法施行令第145条第1項及び第146条第2項の規定により議会へ報告したので、別紙のとおり報告する。

令和7年7月23日報告

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

令和6年度教育費予算の繰越事業一覧

継続費繰越

項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額				支出額 及 支出見込額	残額	翌 度 次 額	年 度 次 額	左の財源内訳			備考				
			予計上 算額	前 通 繰 年 度 次 額	計						特定財源							
											越 金	國 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
	大久保小学校校舎改築事業 (校舎改築工事)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	【事業概要】 ・校舎改築工事監理等業務委託 ・校舎改築工事(建築工事、給排水衛生設備工事、電気設備工事、空気調和設備工事、受変電・太陽光発電設備工事) 【繰越理由】 令和4年度から令和8年度までの5年間の継続費であり、残額を繰り越すもの。			
	大久保東小学校校舎改築事業 (校舎改築設計業務委託)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	【事業概要】 ・全面改築(建替え)設計業務委託 【繰越理由】 令和5年度から令和7年度までの3年間の継続費であり、残額を繰り越すもの。			
2 小学校費	鷲沼小学校建設事業 (校舎建設設計業務委託)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	【事業概要】 ・全面改築(建替え)設計業務委託 【繰越理由】 令和6年度から令和8年度までの3年間の継続費であり、残額を繰り越すもの。			
	鷲沼小学校建設事業 (都市再生整備計画策定業務委託)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	【事業概要】 ・都市再生整備計画策定業務委託 【繰越理由】 令和6年度から令和7年度までの2年間の継続費であり、残額を繰り越すもの。			
	小学校長寿命化改修事業 (屋敷小学校長寿命化改修工事)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	【事業概要】 ・長寿命化改修工事監理業務委託 ・長寿命化改修工事(建築工事、電気設備工事、機械設備工事) 【繰越理由】 令和5年度から令和7年度までの3年間の継続費であり、残額を繰り越すもの。			
3 中学校費	第二中学校校舎改築事業 (校舎改築工事)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	【事業概要】 ・校舎改築他工事監理業務委託 ・校舎改築他工事(建築工事、給排水衛生設備工事、電気設備工事、空気調和設備工事、太陽光発電設備工事) ・外構整備工事 【繰越理由】 令和4年度から令和7年度までの4年間の継続費であり、残額を繰り越すもの。			
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				

令和6年度教育費予算の繰越事業一覧

繰越明許

項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					繰 越 し 理 由	備 考		
				既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源				
					国県支出金	地方債	その他					
2 小学校費	小学校大規模改造事業	円	円	円	円	円	円	円	【繰越理由】 国の補正予算による交付金を活用し実施するもので、3月補正対応であることから、事業施行の暇がないため。	【事業概要】 袖ヶ浦東小学校大規模改修工事		
		183,124,000	183,124,000	0	44,021,000	138,400,000	0	703,000				
4 高等学校費	高等学校管理運営費	円	円	円	円	円	円	円	【繰越理由】 マイクロバス1台の購入について、年度内の納車が見込めないことから、繰り越しするもの。	【事業概要】 マイクロバス1台購入		
		12,240,000	12,240,000	0	0	0	2,044,000	10,196,000				

議案第26号

令和7年度教育費予算案(9月補正)について

令和7年度教育費予算案(9月補正)について、別紙のとおり市長に申し入れる。

令和7年7月23日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

提案理由

体育館空調設備設置に係るインフレスライド条項に基づく工事請負費の増額及び旧鴨田家住宅茅葺屋根葺替工事の設計委託料について、令和7年度9月補正予算案として、市長に申し入れるものである。

令和7年度教育費予算案(9月補正)説明書

歳出概要及び財源内訳

(単位:千円)

No.	款・項・目	事業名	事業概要等	事業費	財源内訳				
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他の財源	一般財源
1	10.2.3 (教育総務課)	小学校空調整備事業	国土交通省が令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価を決定し、公表したことによる賃金や物価等の急激な変動に対処するための措置、いわゆるインフレスライド条項に基づく契約金額の変更を行うにあたり、予算不足が生じたことから増額補正を行うもの。	11,000	0	0	11,000	0	0
2	10.3.3 (教育総務課)	中学校空調整備事業		13,800	0	0	13,800	0	0
3	10.4.4 (習志野高校)	高等学校施設整備事業		3,300	0	0	3,300	0	0
4	10.7.3 (生涯スポーツ課)	体育施設整備事業		670	0	0	670	0	0
5	10.6.2 (社会教育課)	旧鶴田家住宅維持管理費	茅葺屋根の傷みが顕著で、棟瓦の不陸や雨漏りが生じている。また、茅が損傷している影響により、L字型の谷部分の屋根の銅板が落下する事象も発生しており、安全性の観点からも早急に葺替工事を実施するにあたって、設計を行うもの。	3,102	0	1,551	0	0	1,551
合計				31,872	0	1,551	28,770	0	1,551

議案第27号

令和8年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校の図書)

令和8年度習志野市立習志野高等学校使用の教科用図書を別記のとおり採択する。

令和7年7月23日提出

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

提案理由

習志野市教育委員会行政組織規則第3条第16号の規定に基づき、令和8年度習志野市立習志野高等学校使用の教科用図書を採択するものである。

令和8年度使用高等学校用教科書選定理由書

学校名 習志野市立習志野高等学校（全日制）の課程

校長名 田口 富一

第1部 [各学科に共通する各教科]

教科	種目	発行者の 番号・略称		教科書の 記号・番号	教科書名	教科書選定理由	変更
国語	現代の国語	002	東書	現国 002-902	精選現代の国語	評論と言語活動がバランスよく配置されており、両者を結びつけて効果的に指導することができる。言語活動の指導内容にも連続性があり、知識を定着させやすい。また、デジタルコンテンツも充実している。	
国語	言語文化	002	東書	言文 002-901	新編言語文化	収録教材も中学から高校への学習の移行がスムーズになることが考慮されたものが選定されている。また、デジタル教科書を含め、ICTを活用したコンテンツが充実している。	
国語	論理国語	183	第一	論国 712	高等学校 標準論理国語	新学習指導要領で重要視される「読み比べ」学習が関連するテーマごとになされ、論理展開の基本「推論」の理解を深める学習も充実している。また、googleFormを活用した評価問題などICTを活用した指導にも配慮がなされている。	
国語	文学国語	104	数研	文国 706	文学国語	豊かな心情や感性が身につけられる定評教材が数多く採択されている。各編の適正な箇所に言語活動教材が設けられており、指導・評価を行ううえでの配慮がなされている。	
国語	古典探究	183	第一	古探 719	高等学校 精選古典探究	学習内容を充実させ、理解を深めるための例題が充実しており、作品や時代背景の説明が丁寧に掲載されている。	
地理歴史	地理総合	046	帝国	地総 046-901	高等学校 新地理総合	資料・データが豊富で、興味を喚起させる内容である。記述が詳しく、人文地理と自然地理の知識がバランス良く学べる。	
地理歴史	地理探究	046	帝国	地探 702	新詳地理探究	地理総合の発展的な地理探求となるため内容的な繋がりのある帝国書院を使用したい。グラフの読み取りがしやすく、図や写真、学習課題が明確なため、生徒が地理的理解力向上を狙える。	
地理歴史	歴史総合	081	山川	歴総 081-901	歴史総合 近代から現代へ 改訂版	全体を時系列で取り扱い、歴史の背景や因果関係を理解しやすい。記述が詳しく、日本史的見地からだけでなく、世界史的見地からの学習も可能である。	
地理歴史	日本史探究	007	実教	日探 702	日本史探究	記述が詳細だが、文体は平易でわかりやすく、図版・写真も大きく見やすい。最新の学説が活かされており、生徒の興味・関心を得やすい。歴史的思考力を育成するための資料が豊富である。	
地理歴史	世界史探究	081	山川	世探 705	高校世界史	基礎的な内容を網羅しており、因果関係を理解しやすい文体である。資料が豊富で生徒の興味関心を引きやすい。	
地理歴史	地図	046	帝国	地図 703	標準高等地図	色彩がはっきりしてあり、見やすい。日本・世界の地形・気候・人口推移等のデータも豊富であり生徒の理解を得やすい。	
公民	公共	046	帝国	公共 046-901	高校生の公共	現代の諸課題を様々な面から取り上げられている。最新の現代的課題についての記述や図表も豊富で学習意欲の向上に繋げやすい。	
公民	倫理	002	東書	倫理 701	倫理	見やすい図版と、さまざまな写真で生徒たちの興味をひく内容になっている。随所にある読み物が充実しており、難解な内容でも例え話などでわかりやすい。各人物紹介も丁寧である。	
公民	政治・経済	002	東書	政経 701	政治・経済	内容が豊富で、図版や年表も見やすい。重要な語句の説明も充実しており、欄外まで無駄なく配置されている。巻末の参考資料も、原典にあたる時に重宝している。	
数学	数学I	104	数研	数I 714	新編 数学I	例題、練習問題が充実しており演習量を確保しやすい構成になっている。応用例題等で既習事項との繋がりを明確にしており展開がわかりやすくなっている。	

第1部 [各学科に共通する各教科]

教 科	種 目	発行者の 番号	教科書の 略称	教科書の 記号・番号	教科書名	教科書選定理由	
数学	数学II	104	数研	数II 711	新編 数学II	各内容の説明において、図や色を効果的に使用し理解しやすくなっている。また、補充問題や研究もあり、数学を得意とする生徒にも対応している。	
数学	数学III	104	数研	数III 710	新編 数学III	問題数が多く、あらゆる到達度の生徒に対応することができる。発展事項が充実しており、数学を得意とする生徒にも対応している。	
数学	数学A	104	数研	数A 714	新編 数学A	基礎的なものから発展的なものまで幅広いレベルの問題で構成されており、個々に応じた指導を行なやすい構成になっている。また、説明文等で適切な数学的表現を使っている。	
数学	数学B	104	数研	数B 712	新編 数学B	基礎・基本の問題から、発展・参考も効果的に取り入れられ、生徒自身が個々の力に応じた学習ができる。また、問題があらゆる生徒に対応している。	
数学	数学C	104	数研	数C 710	新編 数学C	理解の手助けとなるような図が豊富に掲載されている。また、定義・定理の説明が丁寧に記述されており、例題や問題とのつながりが分かりやすくなっている。	
理科	科学と人間生活	007	実教	科人 007-901	科学と人間生活 新訂版	例題、問が充実しており、あらゆる生徒に対応することができる。章末問題は応用力を高めるための問題も扱われており、理科を得意とする生徒にも対応可能である。	
理科	物理基礎	183	第一	物基 183-902	高等学校 改訂 新 物理基礎	図や写真が豊富で、説明も丁寧であり、単元ごとに疑問から始まる構成も良い。また、授業用補助データも充実している。	変更
理科	物理	183	第一	物理 709	高等学校 物理	図や写真が豊富で、視覚的にわかりやすく、説明も丁寧である。副教材にセミナーがあり、高度な学習にも適している。	
理科	化学基礎	183	第一	化基 183-901	高等学校 改訂 化学基礎	図や写真が大きく豊富で、視覚的にわかりやすく、説明も丁寧である。コラムが充実していて、興味関心をもたせやすくなっている。副教材にセミナーがあり、高度な学習にも適している。	変更
理科	化学	007	実教	化学 703	化学 academia	図や写真が多く視覚的に分かりやすく、興味関心もひきつけやすい構成になっている。記述もシンプルでわかりやすい。発展的な内容や参考資料も多く含まれているので意欲のある生徒が自分で学習をするのにも適している。	
理科	生物基礎	104	数研	生基104- 903	改訂版 新編 生物基礎	他社の追随を許さない動画技術、プリント作成機能があり、それを利用することで生徒に視覚的に分かりやすく教えることができる。また、副教材にアクティブノートを備えており、生徒が主体的に学習する仕掛けがされている。	
理科	生物	104	数研	生物 704	生物	生物基礎と同様に学習内容が進化から始まっているため、生徒が理解しやすい。また、生物基礎と同様に他社の追随を許さない動画技術、プリント作成機能があり、それを利用することで生徒に視覚的に分かりやすく教えることができる。	
理科	地学基礎	183	第一	地基 705	高等学校 地学基礎	他社にない見開き2ページで1テーマがまとめられており、生徒が自主的に学習を進めやすい構成となっている。また、発展的な内容も過不足なく取り扱っており、視覚的にも分かりやすく工夫されている。	
理科	地学	061	啓林 館	地学 701	高等学校 地学	図や写真的表現が視覚的に分かりやすく、高度な内容も理解しやすい。文章とのバランスも適切である。	

第1部 [各学科に共通する各教科]

教 科	種 目	発行者の 番号	教科書の 略称	教科書の 記号・番号	教科書名	教科書選定理由	
保健体育	保健	050	大修館	保体 050-901	現代高等保健体育 改訂版	図やグラフが見やすく効果的であるため、授業の展開に適した教材である。最新データを取り扱っており、生徒の自主的な学習が展開できる。	
芸術	音楽 I	027	教芸	音 I 027-902	高校生の音楽 1	サイズが大きくなり楽譜が読みやすくなつた。また、写真やイラストなどの資料が適切に配置され、工夫されている。外国語の歌詞にはカタカナでルビが振られており、すぐに歌いやすい。学習の目標もわかりやすく表示されている。QRコード掲載によって取り扱いやすさも工夫されている。	
芸術	音楽 II	027	教芸	音 II 702	高校生の音楽 2	1年次使用教科書の内容が発展的に系統立て網羅されており、学習者がスムーズに理解できるように意図されている。学習の目標が記入されており、また図や写真などの資料が、適切な順で配置されているので、学習の意図を把握しやすい。鑑賞資料も充実しており、QRコード掲載によって取り扱いやすさも工夫されている。	
芸術	音楽III	027	教芸	音 III 701	Joy of Music	1・2年次で学んだ内容が高度な次元で発展的に系統立てて網羅されており、学習者がスムーズに理解できるように意図されている。学習の目標が記入され、図や写真などの資料が、適切な順で配置されているので、学習の意図を把握しやすい。鑑賞資料も大変充実している。	
芸術	美術 I	116	日文	美 I 702	高校生の美術 1	デザインについての解説が非常に充実している。また、近・現代の美術家の言葉や、読み手の思考を促すような問い合わせが各所に配され、生徒の興味をひきつけるように設計されている。現代美術に係る重要作品を網羅しており、同時代の美術に親しむ心を育むことが可能である。	変更
芸術	美術 II	116	日文	美 II 702	高校生の美術 2	美術史の理解に役立つ作品群を掲載しつつそれらを「水による演出」「奥行や空間」「ものの質感」などの焦点化したテーマでまとめ、生徒が表現・鑑賞する上で重要な要素へ意識を向けられる構成になっている。	
芸術	美術 III	116	日文	美 III 702	高校生の美術 3	ランドアートやパブリック・アート、現代の作家、金属成形に係る職人の技術、3Dプリンタ、文化財の保存と修復などについて取り扱われており、「生活や社会の中の多様な美術や美術文化と深く関わる資質・能力」の育成に役立つ。また、多様な表現方法の作品に触れることができる。	
芸術	書道 I	050	大修館	書 I 050-901	新編 書道 I	2つの教科書会社が1つになり、昨年度使用的教科書会社と同じではあるが、使用している古典の写真版が見やすく、書風の比較において理解しやすい部分が選択されている。	変更
芸術	書道 II	050	大修館	書 II 703	書道 II	篆書の古典の臨書において選択された部分が篆書の特徴をつかみやすい。写真版が見やすく、練習する際に理解しやすい。漢字の書の制作における説明や図版が理解しやすい。	変更
芸術	書道 III	002	東書	書 III 701	書道 III	書の表現として、作品創作の過程がわかりやすい。写真がきれいで見やすくなっている。見開き1ページで学習内容を視覚的に理解しやすい。	

第1部【各学科に共通する各教科】

教 科	種 目	発行者の 番号	教科書の 略称	教科書の 記号・番号	教科書名	教科書選定理由	
外国語	英語コミュニケーション I	002	東書	C I 002-902	Power On English Communication I Revised	実生活やビジネスシーンに即した豊富な会話例と活動を通じて、商業科の生徒が英語でのコミュニケーション力を効果的に身につけられる構成となっている。多様なトピックで実用的な表現を学び、聞く・話す・読む・書くの4技能をバランスよく強化できる。また、デジタル教材やワークシートも充実し、多様な学習スタイルに対応可能である。	
外国語	英語コミュニケーション I	050	大修館	C I 050-902	PANORAMA ENGLISH COMMUNICATION 1 Revised	見開き構成により授業展開がしやすく、リーディングの後にリスニング・スピーキング・ライティングの各技能をバランスよく扱える設計となっている。各レッスンに設けられた「Test Your Skills」では、4技能5領域を統合した実践的な言語活動が可能であり、生徒の主体的な学びを促進する。また、デジタル教材や副教材も充実しており、さまざまな学習スタイルに柔軟に対応できる点も大きな特長である。	変更
外国語	英語コミュニケーション II	002	東書	C II 702	Power On English Communication II	様々なジャンルを扱っており、かつSDGsに対応している課もある。構成に復習や実践などがあり、生徒がより深く理解することができる。	
外国語	英語コミュニケーション II	231	いいずな	C II 723	New Rays English Communication II	各種タスクを重視した多面的な構成となっており、グループ協働による「プロジェクト活動」が設定されているので、生徒の「自己表現力」や「対話力」を育成することができる。また各課で本文に準拠したリスニング問題も用意されており、大学入学共通テストがリスニングに比重を置くようになっている現状を鑑みても、リスニング力を鍛えるという点を重視している本書は望ましい。	
外国語	英語コミュニケーション III	002	東書	C III 702	Power On English Communication III	単元構成・紙面構成とともに機能的で使いやすい。「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能が機械的に統合された言語活動を行うことが期待できる。題材も生徒の興味と学習意欲を喚起するものが精選されている。	
外国語	英語コミュニケーション III	231	いいずな	C III 721	New Rays English Communication III	高校生にとって身近な題材から、社会的な題材までが文章の量や構成に変化付けてながら広く含まれている。大学入学共通テストがリスニングに比重を置くようになっている現状を鑑みても、リスニング力を鍛えるという点を重視している本書は望ましい。	
外国語	論理・表現 I	009	開隆堂	論 I 009-902	Revised Applause English Logic and Expression I	論理的に話す・書く力を段階的に育成できる構成となっている。文法事項を活用した表現活動が中心であり、大学入試や実社会を見据えた英語力の養成に適している。モデル文や具体的な話題を通じて、生徒が自らの意見を英語で表現する力を自然に身につけられる。活動例も豊富であり、授業展開がしやすく、発信型の授業づくりに貢献する教材であると判断し、採用を決定した。	
外国語	論理・表現 II	009	開隆堂	論 II 703	APPLAUSE ENGLISH LOGIC AND EXPRESSION II	本教科書は各課が3見開きで構成され、段階的に難易度が上がる問題により無理なく力を伸ばせる。QRコードを使った音声再生でディクテーション等のリスニングも充実している。加えて、ペアワークやディスカッションなど話す活動も多く、実践的なコミュニケーション力を養成する。図表やイラストを用いた問題で思考力を高め、外部検定試験にも対応できる内容である。	変更
家庭	家庭基礎	002	東書	家基 002-901	家庭基礎 自立・共生・創造	小学校、中学校の振り返りが充実しており、卒業後に必要な実生活に活かせる内容が豊富にある。ICTに対応したQRコンテンツも多く、いつでも生徒主体で学習することができる。生涯の生活設計に役立つと期待できるため。	
情報	情報 I	116	日文	情 I 116-901	情報 I	各单元の導入部分に、生徒の実習課題が設定され、問題意識を提起させてから本題の学習に入していく構成となっており、生徒の興味開心を高めてから授業を行うことが容易となり、目標達成の助けとなるため本書が適していると判断した。	変更

令和8年度使用高等学校用教科書選定理由書

学校名 習志野市立習志野高等学校（全日制）の課程

校長名 田口 富一

第1部 [主として専門学科において開設される各教科]

教科	種目	発行者の 番号	教科書の 記号・番号	教科書名	教科書選定理由	変更
商業	商業	007	実教	商業 007-901 ビジネス基礎 新訂版	最新の事例・コラムが取り扱われており、生徒との対話を通じて「事例と関連付けての学習」の実践を展開することができる。さらに、主体的な学習課題が用いられており、深い学びが期待できる。	
商業	商業	234	TAC	商業 234-902 簿記 新訂版	文章が簡潔で図解が多く、仕訳作成の思考プロセスが丁寧に記載されているため、簿記の土台固めかつ視覚的に理解しやすい工夫がされている。 各章ごとに仕訳のまとめやミニテストが掲載されており、学習内容の定着を図ることが期待できる。	
商業	商業	007	実教	商業 007-905 最新情報処理 新訂版 Advanced Computing	全商情報処理検定 ビジネス情報部門1級までの内容を網羅的に掲載されており、2級・3級にも対応している。テクノロジ分野の用語も網羅されている。	
商業	商業	007	実教	商業 718 マーケティング	企業提供的写真を多数掲載し、生徒がイメージしやすいように編修されている。すべての「事例」「コラム」に実習課題を設定し、主体的・対話的で深い学びが可能となる内容となっている。	
商業	商業	234	TAC	商業 723 原価計算	文章が簡潔で図解やフローチャートが多く仕訳作成の思考プロセスの掲載により、勘定の流れがイメージしやすい。 各章ごとに重要事項のまとめやミニテストが掲載されており、学習内容の定着を図ることが期待できる。	
商業	商業	007	実教	商業 725 プログラミング～マクロ言語～	全商情報処理プログラミング部門1級・2級の内容が網羅されている。また、実務的なテーマでExcelVBAシステムを開発する実習の掲載、就職後の実務系プログラミング言語として、生徒がスキルを活かせるように編修されている。	
商業	商業	234	TAC	商業 731 財務会計 I	章立てがシンプルで、授業の展開が作りやすい。各内容ごとに、必ず例題が設定されており、生徒の理解に役立つ構成である。また、簿記の5要素ごとに色分けされており、視覚的に内容の理解がしやすい。他、仕訳等の解き方については、「Step1」「Step2」など段階的に解法が説明されている点が、他社よりも優れている。	変更
商業	商業	007	実教	商業 736 ソフトウェア活用	全商情報処理検定ビジネス情報部門1級レベルの内容が掲載されており、上位級取得にも対応している。さらに、プログラミング学習（VBA）によるシステムを作成する授業展開が可能な内容となっている。	
商業	商業	007	実教	商業 740 ビジネス法規	イラスト入りの展開事例で本文を解説し、生徒が理解しやすいように配慮されている。難解な法律専門用語をかみ砕いて表現する「法律の口語訳」を目指した形で編修されている。	
商業	商業	007	実教	商業 742 財務会計 II	文章が簡潔で図解が多く、仕訳作成の思考プロセスが丁寧に記載されているため、理解を深めやすい工夫がある。 各章ごとに仕訳のまとめやミニテストが掲載されており、学習内容の定着を図ることが期待できる。	変更
商業	商業	007	実教	商業 751 ネットワーク管理	ネットワークの仕組みや通信方法などイメージが難しい内容は、イラストが豊富に掲載されており理解しやすい工夫がされている。ネットワークの構築では、見開きに1つ以上のイラストが配置されているため、視覚的效果が期待できる。	

令和8年度から変更する教科書

教 科	種 目	令和7年度		令和8年度	
		発行元	教科書名	発行元	教科書名
理科	物理基礎	啓林館	高等学校 考える物理基礎	第一	高等学校 改訂 新物理基礎
理科	化学基礎	啓林館	高等学校 化学基礎	第一	高等学校 改訂 化学基礎
芸術	美術 I	光村	美術 1	日文	高校生の美術 1
芸術	書道 I	教出	書道 I	大修館	新編 書道 I
芸術	書道 II	東書	書道 II	大修館	書道 II
外国語	英語 コミュニケーション I	いいずな	New Rays English Communication I	大修館	PANORAMA ENGLISH COMMUNICATION 1 Revised
外国語	論理・表現 II	三省堂	MY WAY Logic and Expression II	開隆堂	APPLAUSE ENGLISH LOGIC AND EXPRESSION II
情報	情報 I	東書	最新情報 I	日文	情報 I
商業	商業	実教	新財務会計 I	TAC	財務会計 I
商業	商業	TAC	財務会計 II	実教	財務会計 II

協議第1号

令和7年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、別紙のとおり協議する。

令和7年7月23日協議

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

教育に関する事務の管理及び執行状況の 点検及び評価について(令和6年度対象)



令和7年7月23日(水) 第7回定例教育委員会会議
教育総務課



点検・評価の法的根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

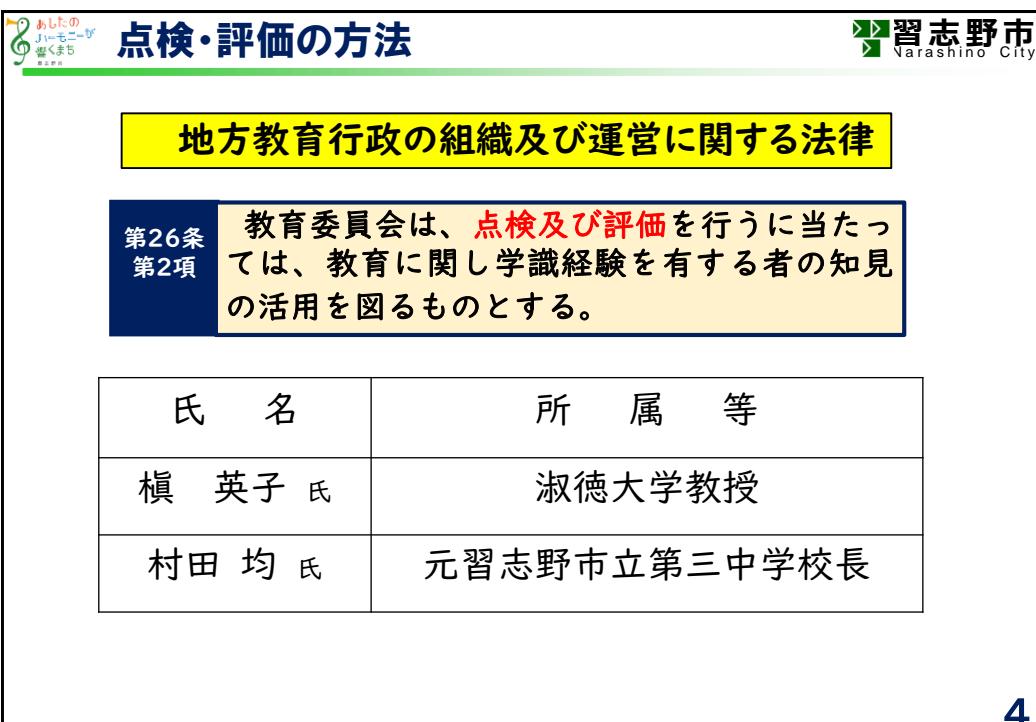
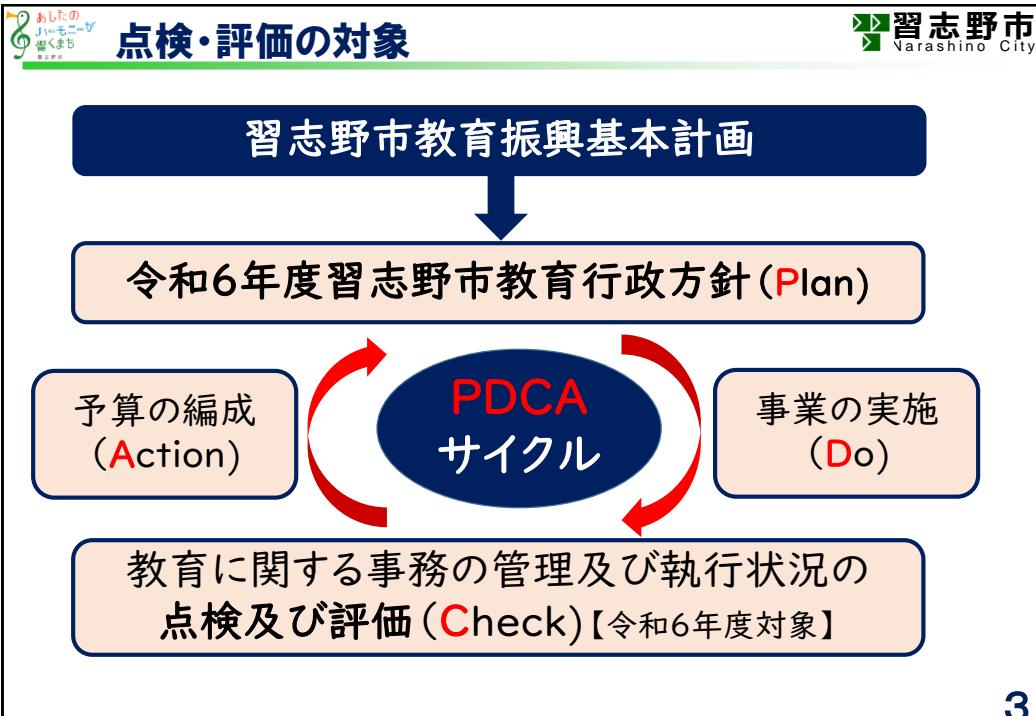
第26条

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について**点検及び評価**を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表すること

第25条

次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

五 次条の規定による**点検及び評価**に関すること。





点検・評価の方法

習志野市
Varashino City

(1)令和6年度教育行政方針の45施策ごとに、成果指標に照らして実施

【施策の達成状況】

施策(△)の目標を示します。ただし、個々の小施策の目標の総和ではなく、それぞれの小施策を実施することで、何を達成しようとするのかについて示しています。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	<ul style="list-style-type: none"> ○目標の達成度を、直接的または間接的に測定するための指標 (総括的な評価指標の場合と典型的な例を評価指標とする場合があります) ○指標の求め方: 定量的に示す場合の指標を求めるための計算式(実数の場合は数式はありません) 	<ul style="list-style-type: none"> ○習志野市教育振興基本計画(R2年度～R7年度)に定めた基準値を示しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「指標の求め方」による成果の達成の割合(%)で示します。 ○定量的に示すことが難しい場合は、実施前後の経年比較等により目標の達成状況を示せるようにしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○成果指標に対する令和6年度末の実績値を示しています。 ※指標によっては毎年表示することができないものもあります。 (例:市民意識調査)
新たな成果指標		目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
		令和6年度に、新たに成果指標を策定したものについて記載しています。(成果指標を継続したものについては斜線)		

5



点検・評価の方法

習志野市
Varashino City

政策○	「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」(基本目標)を推進するために必要な教育行政の観点別のねらいを示しています。	施策の通し番号
基本方針□	「政策」を実現するために策定する施策の方向性を示しています。	評価
施策(△)	基本方針□に基づいた個々の施策を示しています。	

【施策の達成状況】

施策(△)の目標を示します。ただし、個々の小施策の目標を示すことで、何を達成しようとするのかについて示しています。			
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	施策の 達成状況
	<ul style="list-style-type: none"> ○目標の達成度を、直接的または間接的に測定するための指標 (総括的な評価指標の場合と典型的な例を評価指標とする場合があります) ○指標の求め方: 定量的に示す場合の指標を求めるための計算式(実数の場合は数式はありません) 	<ul style="list-style-type: none"> ○習志野市教育振興基本計画(R2年度～R7年度)に定めた基準値を示しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○定量的に示すことが難しい場合は、実施前後の経年比較等により目標の達成状況を示せるようにしています。 ※指標によっては毎年表示することができないものもあります。 (例:市民意識調査)
新たな成果指標		目標値(令和6年度設定)	
		令和6年度に、新たに成果指標を策定したものについて記載しています。(成果指標を継続したものについては斜線)	
小施策	① 施策を具体化した小施策を示しています。各小施策の達成状況が、施策の評価(ABC)の根拠となります。 ② ③	評価	○ ○ △

6



点検・評価の方法

習志野市
Varashino City

【各施策の評価】

A : 指標の達成度が高く、十分に取り組めたもの

B : 指標の達成度と主な取り組みのいずれかに課題があるものの、概ね取り組むことができたもの

C : 指標の達成度と主な取り組みの双方に課題があり、概ね取り組めたとは言えないもの

D : 事業が実施できず、全く取り組めなかったもの

7



各施策の評価

習志野市
Varashino City

番号	施策内容	評価
1	社会の変化に対応した幼児教育の推進	(B)
2	「健康な心と体」を育てる教育の推進	(B)
3	幼児の安全・安心を守る教育の推進	(B)
4	特別支援教育の推進	(B)
5	幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進	(B)
6	多様なニーズに対応した子育て支援の推進	(B)
7	家庭・地域との連携の強化	(B)
8	いじめ・不登校の未然防止・解消に向けた取り組みの進展	(B)
9	特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展	(A)
10	教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展	(B)
11	確かな学力を保障する教育の推進	(B)
12	豊かな心を育む教育の一層の推進	(B)
13	健やかな体を育む教育の推進	(B)
14	食育の充実と安全・安心な学校給食の実施	(A)
15	特色ある学校づくりの進展	(A)
16	学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開	(B)
17	国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開	(B)
18	AI・タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開	(B)
19	安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開	(B)
20	多様な高校教育の一層の充実	(A)
21	地域や社会に開かれた高校づくりの推進	(B)

22	学習機会の充実	(B)
23	学習成果の活用	(B)
24	社会教育指導者の確保と養成	(B)
25	自主自立課題解決型社会の推進	(B)
26	芸術・文化活動の振興	(B)
27	文化財の保存	(B)
28	文化財の活用	(B)
29	青少年育成団体の活動支援	(A)
30	家庭や地域の青少年教育力の向上	(B)
31	青少年のための施設における活動の充実	(B)
32	子どもの居場所づくりの推進	(A)
33	生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進	(B)
34	家庭教育に関する学習機会の充実	(B)
35	家庭教育相談の充実	(B)
36	積極的な情報公開と意見交換の充実	(B)
37	地域とともににある学校づくりの推進	(B)
38	地域住民との協働による防犯・補導活動の推進	(B)
39	幼稚園・こども園の教育環境の整備	(B)
40	小・中学校の教育環境の整備	(B)
41	市立高等学校の教育環境の整備	(B)
42	学校間連施設の環境整備	(A)
43	社会教育施設の整備	(B)
44	「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用)	(B)
45	教育委員会事務局の活性化	(B)

A:7施策 B:38施策
※C・D:なし

8



点検・評価の結果



【評価がAの施策の一例】

(施策14) 食育の充実と安全・安心な学校給食の実施

- ・地産地消の推進

- ・市内の小中学校にて、地元農家のにんじんをはじめとする野菜を取り入れた給食の献立やそれに係る食に関する指導を行った。

- ・第3子以降の学校給食費の無償化

- ・制度の周知を行い、多子世帯の経済的負担軽減を図ることができた。

9



点検・評価の結果



【評価がAの施策の一例】

(施策32) 子どもの居場所づくりの推進

放課後等における子どもの安全・安心な居場所の整備

- ・放課後子供教室を新たに鷺沼小学校に開設し、1校増えて11校での実施となった。
- ・また、令和7年度に新規に津田沼小学校、大久保小学校、谷津南小学校で開設するための準備を行った。
- ・新たに、責任者であるコーディネーターを対象とした研修会と児童を対象としたアンケートを実施し、職員の資質向上と児童の意見を反映する運営に努めた。

10



点検・評価の方法



【学識経験者からの御意見】

①成果指標に関する御意見

→検討し、追記・修正

②今後の取り組みに対する御示唆、御意見

→令和7年度の点検・評価

次年度の行政方針へ反映



③報告書のまとめ

令和7年度

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価

点検・評価 報告書(案)
(令和6年度対象)

習志野市教育委員会



目次

(ページ)

○はじめに

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価(令和6年度対象)の実施について	3
------------------------------------------	---

I 教育委員会の活動及び運営状況

1 教育長及び教育委員会委員(令和6年度在籍)	5
2 教育委員会会議の開催状況	5
3 令和6年度教育委員会会議での主な報告事項	5
4 令和6年度教育委員会会議での審議状況	6
5 総合教育会議の開催状況	6

II 教育振興基本計画の概要

1 基本目標	7
2 教育振興基本計画の施策体系	7
3 本市教育行政の方向性(4つの政策と18の基本方針)	8
4 教育行政方針と点検・評価の位置づけ	9
5 令和6年度 習志野市教育行政方針	10
6 教育行政方針の評価結果一覧(45施策)	28
7 教育行政方針の点検・評価の見方	30
8 教育行政方針の主な取り組みに対する点検・評価	31
基本方針 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上(施策1~5)	31
基本方針 2 子育て・子育ち支援の充実(施策6~7)	38
基本方針 3 信頼を築く習志野教育の進展(施策8~10)	40
基本方針 4 子どもの生きる力を育む教育の充実(施策11~15)	46
基本方針 5 子どもを未来につなげる教育の展開(施策16~19)	54
基本方針 6 魅力ある市立高校づくり(施策20~21)	61
基本方針 7 生涯学習推進のまち習志野の推進(施策22~25)	63
基本方針 8 芸術・文化活動の振興(施策26)	68
基本方針 9 文化財の保存と活用(施策27~28)	69
基本方針10 青少年健全育成の推進(施策29~32)	71
基本方針11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進(施策33)	75
基本方針12 家庭教育力の向上(施策34~35)	77
基本方針13 地域に開かれた学校づくり(施策36~37)	80
基本方針14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり(施策38)	83
基本方針15 安全で潤いのある学校環境の整備(施策39~42)	84
基本方針16 社会教育施設の再編・整備(施策43)	88
基本方針17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備(施策44)	89
基本方針18 教育行政の効率的・効果的な展開(施策45)	90
III 学識経験者からの意見聴取の結果	92
資料1「習志野市の教育課題」	101

はじめに

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和6年度対象）の実施について

I 趣 旨

習志野市教育委員会では「文教住宅都市憲章」の理念のもと、平成13年に「習志野市教育基本計画」を策定し「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」を進めてきました。現在は令和2年に策定した「習志野市教育振興基本計画（令和2年度～令和7年度）（以下、「教育振興基本計画」という。）」に基づく「習志野市教育行政方針」の点検・評価を通して、年度ごとに計画の見直しを行い、確実な取り組みにつなげております。

令和6年度は、新型コロナウイルスの影響が薄れ、体験学習や交流等、コロナ禍に行うことができるいなかった様々な活動が再開されました。また、活動を再開する中で、新型コロナウイルスの対応で得た経験を生かした教育活動が数多く展開されました。特に各学校では、1人1台のタブレット端末やICT機器を最大限に活用して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が図られました。

一方で、いじめの重大事態の発生件数や、不登校の児童生徒数は増加しており、個々に対する細やかな支援は急務であります。加えて、昨今の自然災害や気候変動による学習環境への影響、デジタルトランスフォーメーションへの対応など、教育委員会として取り組むべき課題は山積しております。

これらに対処するためには、一つ一つの政策を適切かつ確実に実施していくことが求められ、そのためには各々の施策、事業の執行状況やその成果について点検・評価し、その進捗状況を公表していくことが大切であると捉えます。

習志野市教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条の規定に基づき、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、報告書としてまとめ、議会に提出するとともに、市のホームページ上で公表しております。

※令和7年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和6年度対象）」報告書は、以下「R7報告書」と略記。他の年度の報告書も同様。

参考：地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第 26 条【教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等】

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の対象

(1)「習志野市の教育課題」(資料Ⅰ)を踏まえた「令和6年度習志野市教育行政方針」に基づく教育委員会の取り組み。

3 点検・評価の方法

(1)教育委員会会議の審議状況、習志野市教育行政方針に基づく教育委員会の取り組み状況について、事務局がまとめました。

(2)点検・評価の客観性を確保するために、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りました。今回御意見等をいただいた方々は、次のとおりです。（敬称略）

氏名	所属等
楳 英子	淑徳大学教授
村田 均	元習志野市立第三中学校長

(3)教育委員会会議において、教育委員による点検・評価を実施しました。

(4)教育委員会による点検・評価の結果をR7報告書としてまとめ、習志野市議会へ提出するとともに、市民の皆様に公表します。

4 報告書の構成

R7報告書は、次の3つの内容（I・II・III）で構成しています。

なお、教育委員会の担当課、法律に関する名称、団体名等に関しては、すべて最新のものに変えて表記しています。

報告書の構成

I 教育委員会の活動及び運営状況

教育委員会会議の開催状況、審議状況等について記載しています。

II 令和6年度習志野市教育行政方針の点検・評価

令和6年度習志野市教育行政方針に定める18の基本方針（「教育振興基本計画」における基本方針に対応）に基づく45の施策の進捗状況等についての点検・評価です。

III 学識経験者からの意見

教育委員会が行った点検・評価に対して、学識経験者からの意見聴取を行い、その結果を記載しています。

参考：教育基本法（抜粋）

第17条 【教育振興基本計画】

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

I 教育委員会の活動及び運営状況

習志野市教育委員会では、毎月1回の定例会と必要に応じて臨時会を開催し、施策や事業の効果的・効率的な実施や緊急な課題への適切な対応を図るための協議等を重ねております。

また、最新の教育情報等に関する意見交換等を積極的に行っております。

さらに、教育委員は二十歳の門出式等関係行事へ出席し、事業の実態を把握するとともに、教育現場の状況を直接見聞する機会として、入学式や卒業式への参加、学校訪問での授業視察、公開研究会への参会等、様々な活動を行っております。

I 教育長及び教育委員会委員（令和6年度在籍）

区分	氏名	就任年月日
教育長	小熊 隆	平成30年12月27日
教育長職務 代理者	古本 敬明	平成26年10月1日
委員	赤澤智津子	平成30年4月1日
委員	高橋浩之	平成31年4月1日
委員	馬場祐美	令和2年4月1日

2 教育委員会会議の開催状況

原則、毎月第4水曜日に教育委員会定例会を、また、必要に応じて臨時会を開催しています。令和6年度は、合計で13回開催しました。

① 教育委員会定例会…12回 ②教育委員会臨時会…1回

3 令和6年度教育委員会会議での主な報告事項

令和6年度は、学びの多様化学校の開設、教育費にかかる保護者負担軽減に向けた取り組みなど、教育委員会として新たに取り組み始めたことについて、報告事項として取り上げられました。また、増えつつある不登校児童生徒やその保護者への対応が取り上げられ、全国的に話題となっている様々な諸問題が、本市においても課題となっていることが、報告事項の内容からも顕著でした。

4 令和6年度教育委員会会議での審議状況

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条及び習志野市教育委員会行政組織規則第 3 条の規定に基づき、令和6年度は、合計で59件の付議案件を議決及び承認しました。

内 容	件 数
教育行政の運営に関する基本方針を定めること	6
教育委員会の規則及び訓令を制定し、又は改廃すること	6
予算その他議会の議決を要する事件の議案について市長に意見を申し出ること	13
市立学校教育職員の人事の一般方針を定めること	3
県費負担教職員たる校長及び教頭の任免等について内申すること	1
6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事並びに5級の教育機関の長並びに市立幼稚園の園長及び教頭並びに市立高校の校長及び教頭を任免すること	3
附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること	12
教育功労者を表彰すること	7
教科用図書を採択すること	3
市立高校生徒の募集に関する大綱及び入学者選抜の方法を定めること	1
市立幼稚園の園児募集に関する大綱を定めること	1
その他	3
計	59

※教育長の臨時代理を含む

5 総合教育会議の開催状況

市長と教育委員会が、本市教育の課題や方向性について協議する総合教育会議が、令和7年2月12日に開催され、今年度に策定する「習志野市教育大綱」について話し合われました。

II 教育振興基本計画の概要

I 基本目標

豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」

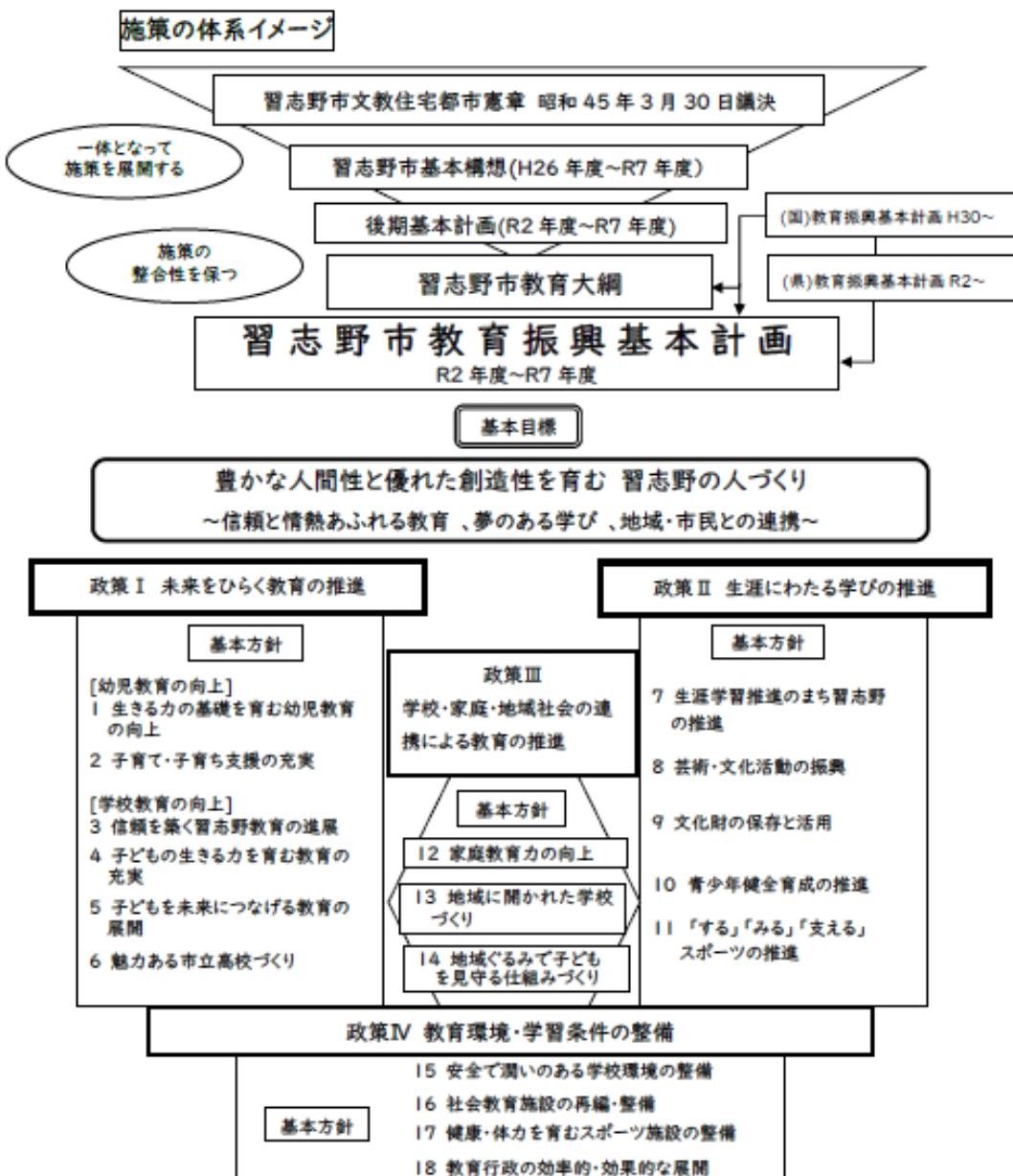
教育は人づくりであり、人づくりはまちづくりにつながります。

教育委員会では、教育基本法(平成18年改正)に示された「教育の目標」と目標を一にする中で、自立しつつ継続的に学び続け、やさしさと思いやりをもって他者とつながることのできる「豊かな人間性」に溢れた人づくりを推進します。

あわせて、生涯学習機会の充実を図り、知識・技能を再構成することや、適切に人と人をつなげること、芸術・文化を発展させることなど、新しいものを生み出すことのできる「優れた創造性」を育みます。

【キーワード 信頼と情熱あふれる教育 夢のある学び 地域・市民との連携】

2 教育振興基本計画の施策体系



3 本市教育行政の方向性(4つの政策と18の基本方針)

(1) 政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進

(基本方針1) 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上

- ① 幼児の主体性を伸ばし、心と体を育てる保育を展開します。
- ② 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みを推進します。

(基本方針2) 子育て・子育ち支援の充実

- ① 就園前の段階から、家庭・保護者への啓発に努め、基本的な生活習慣を身に付けていくことができるようになります。

(基本方針3) 信頼を築く習志野教育の進展

- ① いじめ・不登校の未然防止・早期発見に努め、いじめや不登校が発生した場合の解消に向けた取り組み体制を整備します。
- ② 特別な支援を必要とする子どもたちに対して、長期的な視点をもって、ニーズに合った指導を行い、自立と社会参加を推進します。
- ③ 教職経験や教育現場の課題に応じた教職員研修を推進し、指導力の向上を図ります。

(基本方針4) 子どもの生きる力を育む教育の充実

- ① 個に応じた「わかる・できる」授業で「確かな学力」を身に付けさせます。
- ② 思いやの心をもち、互いを認め合い尊重し合うことができる「豊かな心」を育むとともに、自立して社会で生きていくための基礎を培います。
- ③ 規範意識を育て、自立して社会で生きていくための基礎を培います。
- ④ 体力の維持・向上を図るとともに、自分自身で心と体の健康の保持・増進を進めていくことのできる力を培います。

(基本方針5) 子どもを未来につなげる教育の展開

- ① 学びに向かう力、人間性を發揮させる教育を展開します。
- ② 読書活動の充実を図ります。
- ③ グローバルな社会で自己実現を図ることのできる国際性を身に付けさせるとともに、地域社会の問題に関心をもち、具体的に貢献できる資質を伸ばします。
- ④ ICT機器を整備し、確かな学力の基礎としての情報活用能力の育成を図ります。
- ⑤ 安全教育の見直しを図り、交通安全を含めた自助・共助の精神を養います。

(基本方針6) 魅力ある市立高校づくり

- ① 文武両道を実現するために 進路実現と部活動の充実を目指します。
- ② 魅力ある学校づくりに一層取り組みます。
- ③ 地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、地域との連携と交流に取り組みます。

(2) 政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進

(基本方針7) 生涯学習推進のまち習志野の推進

- ① 生涯学習機会の充実を図ります。

(基本方針8) 芸術・文化活動の振興

- ① 芸術・文化に親しみ、みずみずしい感性を育むことができるまちづくりを進めます。

(基本方針9) 文化財の保存と活用

- ① 文化遺産に触れる機会を充実し、郷土愛を育みます。

(基本方針10) 青少年健全育成の推進

- ① 情報の共有を促進し、関連機関との連携により、青少年の健全育成を推進します。
- ② インターネットトラブルの未然防止に向けて取り組みます。

(基本方針11) 「する」「みる」「支える」スポーツの推進

- ① 年齢や世代を越え、誰もがスポーツによって人生を豊かにことができるよう支援します。

(3) 政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進

(基本方針12) 家庭教育力の向上

- ① 家庭教育力の向上に向けて積極的に取り組みます。
- ② 家庭教育に関わる相談の充実を図ります。

(基本方針13) 地域に開かれた学校づくり

- ① 社会に開かれた教育課程の実現を推進します。

(基本方針14) 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

- ① 街頭補導活動を定期的に実施し活動を充実させます。
- ② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ安全を守るシステムづくりを推進していきます。

(4) 政策Ⅳ 教育 環境・学習条件の整備

(基本方針15) 安全で潤いのある学校環境の整備

- ① 習志野市第2次学校施設再生計画に基づき学校施設の改築・長寿命化・大規模改修等を推進します。
- ② 小中学校の適正規模・適正配置について検討します。

(基本方針16) 社会教育施設の再編・整備

- ① 適切な規模と機能を併せ持った生涯学習施設の整備を進めます。

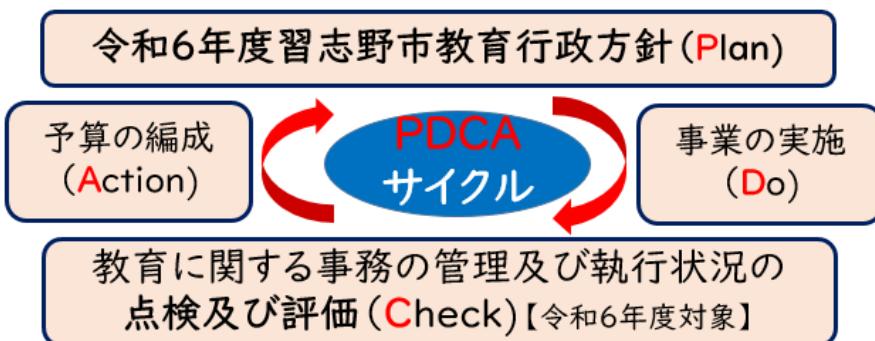
(基本方針17) 健康・体力を育むスポーツ施設の整備

- ① スポーツ施設の改修等に取り組むとともに、学校体育施設等の活用を推進します。

(基本方針18) 教育行政の効率的・効果的な展開

- ① 子どもと向き合う環境を整備します。
- ② 教育行政に関するPDCAサイクルの確立と、積極的な情報発信により、教育委員会の活動の充実を図ります。
- ③ 先進的な施策の継続的研究と中・長期的視野に立った施策の策定と、必要に応じた組織づくり、予算の計上を進めます。

4 教育行政方針と点検・評価の位置づけ



5 令和6年度 習志野市教育行政方針

「令和6年度 習志野市教育行政方針」は「習志野市教育振興基本計画(令和2年度～令和7年度)」の年次計画に相当し、令和6年度における重点を示すものです。(○は継続、◎は新規)

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課	
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	<p>(1)社会の変化に対応した幼児教育の推進 【施策番号1】</p> <p>① 主体性を育む教育課程を編成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主体性を育てる計画的で創意工夫のある環境づくりに努めます。 ○ 幼稚園教育要領等を踏まえ、次代の要請に応じた教育・保育を推進します。 <p>② 幼児一人一人の発達と理解に基づいた教育活動を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発達の特性を踏まえ、見通しをもった指導計画の実践・見直し・改善に取り組みます。 <p>③ 体験を重視した教育活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな自然環境の中で幼児がさまざまな事象に興味や関心をもち、充実感を味わえる教育活動を行います。 <p>④ 言葉による思いの伝え合いを重視した教育活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 絵本の読み聞かせ、図書館との交流、ボランティアによるお話し会等を通して、幼児期における言語環境を整え、豊かな感性や言語表現能力を育てます。 <p>⑤ 幼稚園教員の資質向上を目指した研修を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職務別研修、保育実践研修、新任者研修、幼保合同特別研修等を計画的に実施します。 ○ 各園の研究テーマに向けて園内研究や公開研究会を実施し、よりよい指導方法を学び、指導力の向上を図ります。 ○ 各園の課題を踏まえた研究研修の充実のため指導主事が要請により訪問します。 ○ 園内研究や研修において、ICT活用を推進し学びの充実を図ります。 	こども保育課	
		(2)「健康な心と体」を育てる教育の推進 【施策番号2】		
		① 健康な心と体を育む身体活動を推進します。	こども保育課	
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児期運動指針を踏まえ、楽しく体を動かす環境づくりや指導法の工夫に努めます。 ○ 健康な心と体を育てる食育の推進や保護者との連携による基本的生活習慣の定着に努めます。 		
		② 自他を思いやり、命を大切にする人権教育の充実を図ります。	こども保育課	
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児期にふさわしい道徳性や規範意識の芽生えを培う教育を推進します。 		
		③ 自分の健康に対する意識をもたせる健康教育の充実を図ります。	こども保育課	
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康な心と体を育てる食育の推進や保護者との連携による基本的生活習慣の定着に努めます。 		
		(3)幼児の安全・安心を守る教育の推進 【施策番号3】		
		① 安全教育を推進します。	こども保育課	
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災マニュアルの内容の見直しや改善を図り、避難訓練、防災訓練を計画的に実施します。 		
		② 安全管理を推進します。	こども保育課	
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 訓練や日々の生活を通して、危険予知、危険回避が身につくように、幼児が理解できる安全教育を実施します。 		

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	<p>(4)特別支援教育の推進【施策番号4】</p> <p>① 特別支援教育の更なる充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別な支援を要する児童を含む学級の教育・保育の質的向上を図るために、指導主事と臨床心理士による訪問支援を実施します。 <p>② 関係機関との連携と研修体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育コーディネーターを中心に児童の困り感や対応について学び、支援の強化に努めます。 ○ 就学及び特別支援に関する研修や、相談活動の充実と保護者支援に努めます。 	こども保育課 こども保育課
		<p>(5)幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進【施策番号5】</p> <p>① 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域における幼保小の連携の一層の推進に努めます。 ○ 幼保小相互の教育・保育に生かす研修会の充実に努めます。 ○ 習志野市接続期カリキュラムを活用し、小学校への円滑な接続に向けて各園・学校が連携して取り組みます。 	こども保育課 総合教育センター
	2 子育て・子育ち支援の充実	<p>(1)多様なニーズに対応した子育て支援の推進【施策番号6】</p> <p>① 家庭・地域での子育て支援を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の変化や保護者の様子から、虐待の兆候の早期発見に努め、関係機関と連携を図ります。 ○ 地域のボランティアとの連携により「子育てふれあい広場」や園独自の施設開放の充実を図り、地域の子育て支援を支えます。 <p>② 預かり保育の内容の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期休業中を含めた預かり保育の実施を継続し、保護者のニーズにこたえていくとともに、児童の一日の生活の流れに配慮し、安定した豊かな時間を過ごせるように環境の工夫に努めます。 	こども保育課 こども保育課
		<p>(2)家庭・地域との連携の強化【施策番号7】</p> <p>① 地域に根ざした園づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の行事に参加することで地域を知り、地域に根ざした園経営に努めます。 ○ 家庭、地域に信頼される幼稚園運営に向けて、関係者による評価を教育・保育の見直し・改善に反映するように努めます。 ○ 保護者連絡アプリを活用し、即時性のある情報や写真等の発信により、教育活動のさらなる理解につながるよう、家庭への効果的な配信に努めます。 	こども保育課
	3 信頼を築く習志野教育の進展	<p>(1)いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展【施策番号8】</p> <p>① 生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒が自ら学ぶ意欲をもち、達成感や充実感を味わい、自己理解に努め、自己実現を図れるよう、授業改善を図ります。また、教育活動の基盤である学級経営において児童生徒理解を重点に行っていきます。 ○ 教員と児童生徒や児童生徒同士の共感的人間関係を基盤に、一人一人が自己存在感を持つ場面や、自己決定する場面のある、生徒指導の機能を生かした授業を実現します。 ○ 不登校児童生徒一人一人の状態を捉え、共有し、個々の状況に応じた具体的な指導・支援ができるよう、迅速に組織で対応します。また、一人一人が自己肯定感や自己有用感を感じることができたり、安心できたりする「居場所づくり」を推進し、社会の中で自立して生きていくことができる力や意欲を育みます。 	指導課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策I 未来をひらく教育の推進	3 信頼を築く習志野教育の進展	<p>② 計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年間生徒指導計画に基づき、教員間の共通認識を深め、具体的な指導が行われるよう生徒指導体制の充実を図ります。 ○ 生徒指導に関する校内研修の充実を図ることや、生徒指導巡回指導員が学校を訪問して教員への指導・助言を行うことなどを通して、教員の指導力向上に努めます。 ○ 登校しづら、不登校児童生徒について、来所相談、電話相談、訪問相談、適応指導教室「フレンドあいあい」等の利用を通して本人・保護者の支援に努めます。 ○ 適応指導教室「フレンドあいあい」における多様な学習機会を確保するために、学生ボランティアを配置します。 ○ 適応指導教室「フレンドあいあい」等を利用した取り組みを通して、学校に登校が難しい児童生徒の居場所づくりの充実を目指します。 ○ 保護者の了承のもと、学校と連携して不登校児童生徒への対応に取り組みます。 ○ 学校・家庭・地域の連携を進めるとともに、学校及び指導課・総合教育センター・子育て支援課等の連携の充実を図ります。 ○ 学びの多様化学校の設置に向けて、検討委員会を開催します。 <p>③ 習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年間3回の習志野市いじめアンケートを実施し、いじめを早期発見するとともに、校内いじめ対策委員会において組織的に早期対応することを徹底します。 ○ いじめ問題対策連絡協議会を開催し、市立小・中・高等学校の児童生徒のいじめ防止等に関する団体の連携を図り、いじめの未然防止策や解決策等について協議し、その成果を学校に還元します。 ○ いじめ問題に適切に対応するために、法的対応に関する相談体制を整えます。子どもの人権やいじめ問題等に識見を有する弁護士による教職員研修や児童生徒向け出張授業を実施します。 ○ いじめ防止に向けて、児童生徒間の信頼関係を築けるよう、児童生徒が中心となって行ういじめを防止する活動を推進し、各校での実践を共有し、自校での実践に生かしていく取り組みを進めます。 ○ 心の安全・安心の確保を考え、心のアンケートの実施結果による、教育相談を学期に1回、年3回以上実施します。また、日頃からの児童生徒の様子を注視し、躊躇なく相談ができる体制を作ります。また、生徒指導巡回相談員の訪問指導及び指導主事による毎学期末の学校訪問を通じて、生徒指導上の課題協議を実施します。 ○ 児童生徒、保護者、教職員等がいじめに関して安心して相談できるよう、各学校と連携し、いじめの早期発見、早期対応ができる、充実した相談体制をつくります。また、メール相談では、タブレット端末を用いた匿名メール相談WEBアプリによる相談を行い、より相談しやすい環境づくりを進めます。 	<p>指導課 総合教育センター</p> <p>指導課 学務課</p>

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策I 未来をひらく教育の推進	3 信頼を築く習志野教育の進展	<p>(2)特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展【施策番号9】</p> <p>① 特別支援教育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校全体として特別支援教育についての理解や認識が深まり、支援を必要とする児童生徒に対して、合理的な配慮の提供や学習環境等のユニバーサルデザイン化、教育的ニーズに応じた指導・支援体制が充実するよう、校内教育支援委員会と関係機関との連携・協力を推進します。 ○ 発達や障がいに関する相談や、特別な支援を受けるための就学相談等を丁寧に行い、適切な支援や適正な就学のために、専門的な知識等をもって相談に取り組んでいきます。 ○ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就学や支援に関して、学校や保護者へ専門的な助言を行えるよう、教育支援委員会の開催回数を増やすなど、機能の充実を図ります。 ○ 児童生徒一人一人の障がいの特性に応じた切れ目のない支援を行うため、特別支援学級や通級指導教室など、連続性のある多様な学びの場の充実を目指し、環境の整備について検討を進めます。 <p>② 就学に係る校内教育支援委員会等の機能の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校内支援体制の整備や、特別支援教育コーディネーターを中心とする効果的な組織の運用を促進します。 ○ 就学に関する手続きは指導課、就学相談に関しては総合教育センターで行い、保護者や学校に対して情報提供や指導の充実を図ります。 <p>③ 発達障がいなどに対する支援を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校訪問や学校との相談の機会を拡充し、学校との情報共有と連携強化に努めます。 ○ 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成状況を把握し、効果的かつ実効性のある計画の活用を確実に進めるとともに、それぞれの計画の機能を生かして、保護者や関係機関(子育てや福祉関係の部署)との連携を深め、児童生徒一人一人のニーズを踏まえた指導・支援の充実を図ります。 ○ デジタル教科書を配備することで、児童生徒の興味・関心・意欲を高め、デジタルの良さを効果的に活用しながら個別最適な学びの支援を充実させていきます。 <p>④ 特別支援教育の理解啓発のための研修の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ すべての教員が特別支援教育に対する専門的な知識を高め、適切な指導・支援が行えるようになることを目指し研修会の充実を図ります。 ○ 交流及び共同学習は、社会性を養い、豊かな人間性を育んだり、教科等のねらいの達成を目的としたりしながら、多様性を尊重する機会となっています。共生社会の形成に向けて、個別の指導計画を活用し、目的・意図を明確にした交流及び共同学習の取り組みを推進します。 <p>⑤ 支援員の適切な配置に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育現場の支援を要する状況に応じて、適切な配置を行うとともに、支援員の資質向上と教職員と支援員との連携強化に向けて、研修会の内容等の工夫に努めます。 	<p>指導課 総合教育センター</p> <p>指導課 総合教育センター</p> <p>指導課 総合教育センター</p> <p>総合教育センター 指導課</p> <p>指導課</p>

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策I 未来をひらく教育の推進	3 信頼を築く習志野教育の進展	<p>(3) 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展 【施策番号10】</p> <p>① 教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の資質向上に向け、教職経験や職務に応じた研修内容の充実を図ります。 ○ 教職員自らが、自主的に取り組む子どもの生きる力を育むための研修体制づくりを進めます。 ○ 若年層教職員に対しては、教職経験5年を経るまでに、教科指導や学級づくりの基礎基本を身に付けられるようにし、教職員としての指導力の向上を図ります。 ○ 教職未経験の臨時の任用講師に対して、学習指導や生徒指導に関する指導力向上を図ります。 <p>② 教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ デジタル教科書・教材による授業力の向上と学力向上のための学習方法について支援します。 ○ 各教科ごとに、具体的なタブレット端末の活用実践を共有し、広めます。 ○ 児童生徒のニーズに対応して教育相談や特別支援教育、情報活用の能力など、学校現場のさまざまな課題に対応できる教職員の指導力向上を推進します。 	総合教育センター 学務課 総合教育センター 指導課
政策I 未来をひらく教育の推進	4 子どもの生きる力を育む教育の充実	<p>(1) 確かな学力を保障する教育の推進 【施策番号11】</p> <p>① 個に応じた指導の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の考えを自身の言葉で伝える資質・能力の育成を図るために、授業の振り返り等で自分の考えを書く時間を確保したり、話し合い等で互いの意見を伝え合う活動を意図的・計画的に取り入れたりするよう努めます。 ○ 児童生徒の実態を的確に把握し、少人数指導やチーム・ティーチングによる指導などを工夫して、児童生徒の個に応じた指導を推進します。また、配慮を必要とする児童生徒への適切な支援の推進に努めます。 ○ 日本語指導教室での日本語指導や、言語・文化指導者を派遣して、日本語を母語としない児童生徒の困り感に応じて言語及び学校生活への適応を援助することで、個に応じた指導の充実に努めます。 ○ 教員が、意図的にICT機器を活用し、わかる授業を実施できるよう、ICT学習指導員及びICT支援員による支援の充実を図ります。 ○ 1人1台のタブレット端末やデジタル教科書を効果的に活用して、児童生徒の個に応じた学習を推進します。AI型デジタルドリルを活用し、個別最適な学びを推進します。 <p>② 指導と評価の一体化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の「わかる・できる」までの過程を重視し、児童生徒のよさや可能性、進歩の状況を積極的に評価するように努めるとともに、評価の結果に即して指導内容や指導方法を適切に改善するなどして、指導と評価の一体化を図り、児童生徒一人一人にきめ細かく対応できるようにしていきます。 ○ 文部科学省で取り組み始めている「教員育成指標等の策定のためのモデル事業」等を参考にし、教員の授業力の評価方法の改善に努めます。 	指導課 総合教育センター 指導課

政策 方針	基本 方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	
			担当課
政策I 未来をひらく教育の推進 子どもの生きる力を育む教育の充実	4	<p>③児童生徒の学力の分析と指導方法の改善を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 習志野市学力向上推進委員会において、全国学力・学習状況調査の結果分析を通して、本市児童生徒の学力の傾向や変容を把握します。その上で、明らかになった課題について「ならしの学力向上プラン」としてまとめ、指導方法の改善策を教務主任研修や教科会議等を活用して市内各小・中学校に周知するとともに、学校訪問で指導主事が指導します。 <p>④緊急時における学びの保障を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症や自然災害等により通常の登校ができない時には、学習機会の確保の1つとして1人1台タブレット端末を活用し、学校がオンラインで家庭とつながることができるよう支援します。 	総合教育センター 指導課 総合教育センター
		(2)豊かな心を育む教育の一層の推進【施策番号12】	
		①豊かな体験活動の充実を図ります。	学務課 指導課 こども保育課 総合教育センター 鹿野山少年自然の家
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「鹿野山セカンドスクール」や「富士吉田自然体験学習」などの宿泊体験活動内容の工夫を図り、友達と協力する喜びや、やり遂げる喜びなど、感動あふれる体験活動を支援します。 ○ 小学校4・5・6年生において、宿泊自然体験学習を実施します。実施に際しては、宿泊時の宿舎での安全指導の徹底と感染症対策の充実を図ります。 ○ 児童生徒の豊かな体験を実現するために、富士吉田青年の家と連携した宿泊自然体験学習の可能性を検討していきます。 ○ 宿泊自然体験学習実施内容の充実、施設運営の効率化の観点から、民間の活力を導入した業務委託の可能性を検討します。 ○ 教職員を対象とした幼稚園・保育所(園)・こども園・小学校・中学校連携研修の成果を活用して、児童と就学前児との交流学習を更に充実させます。 ○ 中学校家庭科による保育体験学習など、異年齢との交流を通じた学習の充実に努め、思いやりの心や人間関係を築く力の基礎を培います。 ○ わくわく学びランドでは、年間10回の講座を募集定員を45名として実施します。そして、市内にある高等学校や大学等と連携した科学教室の実施、退職校長会の協力による学習教室等を実施するなど、児童生徒の学びに対する興味関心を高める工夫をします。また、夏休み後半に実施していた学習教室を参加者のニーズに合わせ、開催時期、対象者について工夫して実施します。 	
		②学校、家庭、地域と連携した道徳教育の充実を図ります。	指導課
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 道徳教育推進教師の役割を明確にし、学校の教育活動全体で進める道徳教育の一層の充実に努めます。 ○ 千葉県教育委員会作成の「映像教材」等の活用を促進し、道徳科の年間指導計画の充実を図るとともに、研修等を通じて、道徳科に関する教員の指導力向上を図ります。 ○ 学校、家庭、地域が連携した、あいさつ運動やごみゼロ活動など、学校、家庭、地域との協働活動を通じた児童生徒の道徳性の涵養を図ります。 	
		③学校人権教育の充実を図ります。	指導課
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 千葉県教育委員会作成の資料「大切な自分 大切なあなた」を学校に周知し、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育みます。 ○ 教職員の人権意識を高めるとともに、人権教育に関する指導力の向上に向けて、千葉県教育委員会研修事業等を活用し、推進役となるリーダー層の育成を図ります。 	

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策I 子ども 未来を ひらく 教育の 推進 教育の 充実	4	<ul style="list-style-type: none"> ○ インクルーシブ教育やLGBT等の性的マイノリティーに関する教育など、日々の学校生活における喫緊の課題について、組織的な対応を進めます。 ○ 教育相談やSOSの出し方教育の充実を図り、よりよく社会と関わる資質・能力や実行力を養います。 <p>④ 豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合教育展、読書感想文コンクール、英語発表会、席書会、芸術鑑賞教室などの開催や『文集ならしの』の発行(デジタル化も検討)等の習志野市文化連盟事業や芸術鑑賞教育をとおして、児童生徒の豊かな情操を育てます。 ○ 「音楽のまち習志野」ならではの芸術・情操教育を推進していきます。習志野文化ホール休館後も、他市のホールを活用した各学校の合唱コンクールや部活動行事への支援及び小中学校音楽会、ならしの学校音楽祭の開催などを通して、芸術振興・情操教育の充実を図ります。 ○ 休日の部活動において、文化部活動の地域移行を推進し、生徒にとって望ましい文化芸術環境の構築と本市の特色を生かした活動に努め、豊かな情操を育てます。 	指導課
		(3) 健やかな体を育む教育の推進【施策番号13】	
		<p>① 学校と家庭・地域が連携した健康教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健主事・養護教諭が中心となり、健康教育を計画的に推進します。 ○ 各中学校区にて小中合同学校保健委員会を開催し、健康課題を協議することにより、健意識の向上を図ります。 ○ 家庭・地域と連携し、よりよい生活習慣の確立に努めます。 <p>② 体力・運動能力の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の体力や運動能力の向上を目指して、体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を活用し、体育・保健体育の授業改善を進めるとともに、学校行事、業間体育や、運動部活動等を活用し、身体を動かす機会や、遊・友スポーツランキングしばに積極的に取り組み充実を図ります。 ○ 体育に関する教員の指導力の向上に向けて、教員の課題やニーズを把握し、体力・技能向上に効果的な研修内容を工夫するとともに、保健体育科の授業を相互に参観する機会を設けるなど、授業改善を図る取り組みの充実に努めます。 ○ 持続可能な運動部活動に向けて、部活動ガイドラインに基づいて、合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進するとともに、部活動支援事業を引き続き推進するなどして、自主的・自発的活動の更なる活性化に努めます。 ○ 休日の部活動において、運動部活動の地域移行を推進し、生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築と本市が築いてきた部活動の良さを生かした活動に努めます。 <p>③ 児童生徒・教職員の健康管理を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種検査や健康診断・ストレスチェックの実施により、児童生徒・教職員の健康状態を把握し、健康の保持増進を図ります。 	保健体育安全課
		(4) 食育の充実と安全・安心な学校給食の実施【施策番号14】	
		<p>① 食育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 栄養教諭や栄養職員による、児童・生徒の実態に合わせた食育を実施します。 ○ 朝食の喫食率の向上をめざし、保護者や地域と連携した食育を進めていきます。 	保健体育安全課 学校給食センター

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策I 未来をひらく教育の推進 教育の充実	4	<p>② 地産地消を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食に地元農家の野菜を積極的に取り入れるなど、地産地消に努めます。 <p>③ 安全な給食の提供を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「習志野市学校給食食物アレルギー対応基本方針」に基づき、アレルギー対応を実施します。 ○ 学校給食における危機管理マニュアルを遵守した衛生管理の徹底を図ります。 <p>④ 第3子以降の児童生徒の学校給食費を無償化することで、多子世帯の経済的負担軽減を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「習志野市第3子以降学校給食費補助金交付要綱」に基づき、第3子以降の学校給食費を無償化します。 	保健体育安全課 学校給食センター 保健体育安全課 学校給食センター 保健体育安全課
		(5) 特色ある学校づくりの進展 【施策番号15】	指導課
		<p>① 特色ある学校づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校による独自の研究において、確かな教育に関する研究を行ったり、市指定校の研究において特定の課題を追究し、その解明のための研究をしたりすることを支援し、推進していきます。 ○ 各学校がそれぞれの特性や地域の実態に応じた創意工夫ある取り組みを発揮し、特色ある学校づくりを行えるよう、学校職員の資質向上を図り、教育効果を高めるために指導主事等が学校を訪問し、教育課程や教科研究について指導、助言を行います。 ○ 各学校が取り組む研究を広く公開し、小・中学校の研究成果を市内全体で共有していくことで授業力の向上に努めます。 ○ 日本語を母語としない児童生徒がより充実した学校生活を送ることができるように、日本語指導教室での指導を継続して実施していきます。また、日本語指導教室を核として、在籍校の担任、言語・文化指導者とも連携し、これまで以上に体系的な日本語指導と支援体制の充実を図ります。 <p>② 地域の教育環境を生かした教材の開発を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校の地域の特色を生かして、その地域にある素材を教材化して授業を構成したり、地域・家庭の優れた人材を授業で活用したりして、児童生徒の学びを豊かなものにし、地域の風がいきかうあたたかい学びを創造する中で、人間関係形成能力を育みます。 	指導課
子どもを未来につなげる教育の展開	5	<p>(1) 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開 【施策番号16】</p> <p>① 「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒が自ら課題を持ち、学び合いの中で自分の考えを広げたり深めたりすることができるよう、日常生活や社会生活の中に題材を求めて興味関心を高めたり、多様な場面や形態での話し合い活動を取り入れたりして授業改善を図ります。 ○ 1人1台のタブレット端末を活用する等、個に応じた学びの推進を図ることで、児童生徒の基礎・基本の定着を図ることを目指します。 ○ 各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働きかせ、言語活動や実践的・体験的な活動等を通して、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成することを目指します。 ○ デジタル教科書の積極的な活用を推進し、児童生徒の理解を深めるように努めます。 ○ カリキュラム・マネジメントと関連付けた授業形態や指導方法を工夫し、情報活用能力の育成を図る単元・題材を設定するよう努めます。 	指導課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	5 子どもを未来につなげる教育の展開	<p>② 読書教育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「習志野市子どもの読書活動推進計画(2019~2025)」に基づき、実践を進めます。また、学校図書館の利活用促進と整備を図り「優秀図書館」「いつでも利用できる図書館」を目指すとともに、市立図書館との連携を図ります。 ○ 学校における学校電子図書館の活用を推進します。朝読書に加え、授業の中で電子図書館の本を活用した読書や調べ学習を取り入れたり、家庭学習にも活用したりすることで、児童生徒がデジタルで長い文章を読む能力の育成を目指します。 	指導課
		(2)国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開 【施策番号17】	指導課
		<p>① 個に応じた進路指導の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯学習の基礎として、また、将来に向けた人生設計へと発展していくために、児童生徒一人一人が自分の能力・適性や可能性を把握し、主体的に進路を自己選択できる資質・能力の育成を図ります。 	指導課
		<p>② キャリア教育の基礎的・汎用的能力の育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大きく変化していく社会を児童生徒が逞しく生きていく力を育むために必要な、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力を、学校の教育活動全体を通して身に付けさせます。 	指導課
		<p>③ 外国語教育・国際理解教育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国語及び外国語活動において、コミュニケーションの素地及び基礎を養うなど、社会の変化に柔軟に対応できる力を培うために、英語指導助手の活用や小中連携、指導法の研修等を充実させます。 ○ 総合的な学習の時間や外国語、外国語活動等の時間を通して、諸外国の生活様式や文化に対する理解を深める学習の充実を図ります。 ○ ICTを活用しての国際交流の推進について、検討を進めています。 	指導課
		<p>④ 平和教育・環境教育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の「核兵器廃絶平和都市宣言」に基づき、習志野市原爆被害者の会と連携した「被爆体験講話」の実施やDVDの視聴等により、児童生徒の平和意識を高めます。 ○ 指導主事による教科指導や研修を行い、総合的な学習の時間を核としながら、各教科等横断的にSDGsに対する児童生徒の知識・理解を深めるとともに、持続可能な社会の創り手を育成します。 	指導課
		(3)1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開 【施策番号18】	総合教育センター
		<p>① 1人1台タブレット端末の効果的な活用を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ICT活用推進プロジェクトにおいて、学習指導の一層の充実、学校と家庭との連携強化、臨時休業時や欠席の児童生徒における学習保障(オンライン授業)のためのICT機器の活用を推進します。 	指導課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進 子どもを未来につなげる教育の展開	5	<p>② 学校のデジタル化における1人1台タブレット端末の活用の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全小・中学校でより効果的なICT機器の活用が図れるよう、指導主事及びICT学習指導員が活用事例を示して指導するとともに、ICT支援員によるさらなる支援の充実を図り、教員の授業力向上に努めます。 ○ 各小・中学校のICT活用を推進するリーダーとなるようICTマイスターを育成し、各校においてICTマイスターが中心となったOJTによる研修の充実を図ります。 <p>③ 1人1台タブレット端末を活用した指導力向上のための研修等の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各教科ごとに、ICTマイスター等を講師とした実践的な研修を実施し、教員のICT機器を活用した指導力の向上を図ります。 ○ ICT活用の基本的な内容を中心とした基礎研修を実施します。複数の講師を配置し、少人数で学ぶ場を設定することで、教員の不安感・苦手意識を軽減し、指導力向上を図ります。 	総合教育センター 総合教育センター
		<p>(4) 安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開 【施策番号19】</p> <p>① 安全管理を徹底します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校にて危機管理マニュアルを見直し、教職員の役割分担を明確化します。安全教育の充実の観点から、その取り組み評価をPDCAサイクルの視点で改善を図ります。 ○ 学校や通学路等で発生した事故の状況をデータベース化して分析し、安全対策を進めるとともに、関係機関との連携を図ります。 ○ 地域と連携した実効性のある防災訓練を実施します。 ○ 通学路安全対策協議会を設置し、学校、道路管理課、防犯安全課、習志野警察、教育委員会が連携し、通学路の点検及び定期的な学校施設の安全点検と安全教育を行います。 <p>② 安全教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒等が災害時に自らの命を守るために主体的に行動できるように教育活動全体を通して、生活安全、交通安全、災害安全の指導に努めます。 ○ 各学校における学校安全計画の内容を確認し、取り組みの検証を行います。安全に対する職員の研修を学校安全計画に位置付け、安全教育を通して、児童生徒の危険予測能力・危険回避能力の育成を図るとともに、保護者や地域と連携して、安全対策を推進します。 ○ 習志野警察、道路管理課、防犯安全課と連携し、児童生徒に対する自転車の乗り方や交通ルールについての啓発及び指導のための資料を整理し、学校での活用を推進します。 	保健体育安全課 教育総務課 保健体育安全課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	魅力ある市立高校づくり	<p>6 (1)多様な高校教育の一層の充実 【施策番号20】</p> <p>① 充実した学校生活を送るための取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の外部教科研修を実施し、生徒個々に応じた学力向上に資する指導力アップに努めます。 ○ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、学びの質の向上を目指します。 ○ 生徒一人一人の希望した進路の実現や、キャリア教育の一環として、進路ガイダンスの充実に取り組みます。 ○ 部活動を通して、努力することの大切さ、困難に立ち向かう精神力、相手を思いやる豊かな心を身に付けられるよう取り組みます。 ○ 個別最適な学びの実現に向け、個別、協働、一斉の学習形態でのICTの効果的な利活用に取り組みます。 <p>② 魅力ある学校づくりへの取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文武両道を推進し、学力の向上と部活動の活性化を図り、次世代を担う優秀な人材の育成に努めます。 ○ 語学研修や国際交流事業に積極的に参加できる体制づくりを目指します。 ○ より専門性の高い学習に取り組めるよう、地域の大学や研究機関と連携し、授業や実験を行います。 ○ スクールカウンセラーとの連携を図り、生徒や保護者が安全で安心な学校生活が送れるよう、教育相談体制を充実させ、いじめ問題等の未然防止と早期発見に取り組みます。 ○ 学校説明会やホームページ等において、学校紹介ビデオをオンデマンドで配信し幅広く広報に努めます。更に、新たに学校紹介パンフレットを作成し、本校の教育活動をより具体的にPRすることで「選ばれる学校」を目指します。 ○ キャリア教育の一環として、授業や部活動において、市立小・中学校と連携し、教職を経験する事業を実施します。 	習志野高校
		<p>(2)地域や社会に開かれた高校づくりの推進 【施策番号21】</p> <p>① 地域に開かれた学校づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ミニ集会・学校運営協議会を通じて、地域から信頼される開かれた学校づくりを目指します。 ○ 授業公開を積極的に実施し、多くの地域、保護者の評価や意見を参考にした学校運営を目指します。 ○ 学校行事や保護者向け進路講演会などを実施し、積極的に情報発信を行います。 <p>② 地域との連携と交流を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域貢献や、学習、部活動を通じた小・中学校との交流を積極的に行い、地域から愛される学校、生徒を目指すとともに、生徒自身のキャリア教育にも生かします。 ○ 教職員の異校種交流を進め、相互理解を深めます。 ○ 外部団体との連携を図るとともに、地域人材を活用した学校の活性化を図ります。 	習志野高校 習志野高校

政策 方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進 生涯学習推進のまち習志野の推進	<p>7 (1) 学習機会の充実 【施策番号22】</p> <p>① 公民館講座の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児から高齢者まで幅広い世代の目的や志向、ライフステージに対応した魅力ある公民館講座を企画し、実施します。また、子どもたちの作品展示、親子講座、青年講座等を積極的に実施し、来館者の増加を図ります。 ○ 多様な学習課題に対応した講座としてSDGsの視点で、安全・安心のための地域防災、生涯にわたる健康づくり、地域の「伝統・文化」を継承する講座を実施するとともに、大学や企業、地縁組織との連携による講座を実施します。 ○ 公民館の学習情報をホームページや広報習志野に掲載して利用者につながる情報発信を図ります。 <p>② 図書館資料の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民のニーズに基づいた資料整備と市民の学習に役立つ情報を幅広く提供するための多様な情報源の整備と周知に取り組みます。 ○ 市民が図書館に来館しなくても読書活動が行えるよう、インターネットを通じた電子書籍の貸出事業の整備と周知に取り組みます。 <p>③ 公民館と図書館が連携した事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 活動・交流の場である公民館と知識・情報の入手の場である図書館が連携した事業を実施し、市民の活動の場と幅を拡大させます。 <p>④ 習志野市民カレッジの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の自発的な学習活動を支援するため、習志野市民カレッジの充実を図ります。 <p>⑤ 子どもの読書活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「子どもの読書活動推進計画」に基づき、本市のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、社会の変化に対応した読書環境を整備します。また、児童や保護者への効果的な情報発信、学校と市立図書館の連携、市立図書館の事業の積極的な案内等を実施し、子どもの読書活動を推進します。具体的な取り組みとして、「家読(うちどく)の啓発」「家読に役立つ絵本の選び方講座」の開催、「ナラシド♪ライブラリー」の読み放題パックに掲載されているシリーズ物の続巻を市立図書館で借りることができることの広報、ジュニア司書の拡充等を実施します。 ○ 子どもと中高生向けのフロアを備えた中央図書館の機能を生かし、小学校新入生に図書館の利用登録の案内をするなど、学校・保育所・児童会等と連携しながら事業を推進します。 	公民館 図書館 社会教育課 社会教育課 社会教育課 社会教育課 社会教育課 社会教育課 社会教育課
	(2) 学習成果の活用 【施策番号23】	
	<p>① 学習成果を生かす場の提供を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で自主的に活動する機会の充実や多様な学習機会の提供と情報提供の推進を図るとともに、学習成果を発表する場の提供に取り組みます。 <p>② 地域における人材(コーディネーター)の育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民カレッジ卒業生を中心に、地域活動を推進する人材(コーディネーター)の育成に取り組みます。また、サークルや団体等が学習・芸術・文化等の活動を自ら進んで行うことができるよう、サークルや人材の育成に取り組みます。 ○ 生涯学習の拠点であるプラッツ習志野において、各施設が連携した新たなイベント、活動を実施し、フューチャーセンターを中心に市民の新たな出会いや交流の促進、にぎわいを創出します。 	社会教育課 社会教育課 社会教育課 社会教育課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅱ 生涯学習推進のまち習志野の推進	7	<p>(3)社会教育指導者の確保と養成 【施策番号24】</p> <p>①指導者の確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会教育主事有資格者や社会教育主事など、社会教育を推進する上で必要な専門職員の確保に努めるとともに、社会教育に関する専門的な知識を得るために研修会に積極的に参加します。また、指定管理者制度を導入している公民館については、社会教育主事有資格者を配置します。 <p>②指導者の養成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的な知識を得るため、各種研修会に積極的に参加するとともに、専門職員が相互に教えあい、学びあうことで、職員の資質向上を図ります。また、指定管理者制度を導入している公民館については、社会教育主事有資格者の配置により、日常業務の中で専門性を生かした職員の指導を行います。 	<p>社会教育課 公民館</p> <p>社会教育課 公民館</p>
		<p>(4)自主自立課題解決型社会の推進 【施策番号25】</p> <p>①自主活動(サークル活動等)の場の提供を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の自主的な活動をより活発に展開できるよう、また、社会教育団体や周辺地域の町会・自治会等が継続的に活動することができるよう、公民館を活動場所として提供します。 ○ 全公民館において、施設内の諸室でサークル等が活動する際に利用できるよう、持ち運びが可能なポケット型Wi-Fiの貸し出しを引き続き実施します。 <p>②図書館機能の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民が自らの力で課題解決できるよう、図書資料の整備やLINE等による情報提供に努めます。 	<p>社会教育課 公民館</p> <p>図書館</p>
芸術・文化活動の振興	8	<p>(1)芸術・文化活動の振興 【施策番号26】</p> <p>①文化振興計画に基づいた事業の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「習志野市文化振興計画」に基づき、関係する部署と連携を図りながら文化芸術事業を推進します。 ○ 文化事業に関するホームページの充実と情報の一元化を図り、分かりやすく、情報を入手しやすいよう引き続き整備します。 ○ 習志野文化ホールの閉館(令和5年度)後、本市の文化芸術の振興において、従来の文化ホールを中心とした取り組みから公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団、及び習志野市芸術文化協会と相互に連携・補完しあいながらアウトーチ事業の展開や文化芸術団体への活動支援等、新たなアプローチにより充実を図ります。 <p>②市民参加行事の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館等において、地域の歴史や文化の学習、体験等を目的とした講座や行事の開催、地域の特色を活かしたコンサート等を開催するなど、市民の芸術・文化活動の発表の場と芸術・文化を身近に親しめる機会の充実を図ります。 <p>③質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の芸術・文化の振興と推進を担う公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団が取り組む文化事業を支援します。 	<p>社会教育課</p> <p>社会教育課 公民館</p> <p>社会教育課</p>

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進	9 文化財の保存と活用	<p>(1)文化財の保存【施策番号27】</p> <p>① 文化財の収集・保存の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定文化財の維持管理、資料収集・資料調査等、文化財の保存に取り組みます。 ○ これまでの市史において追加・修正を要する点に加え、新たな歴史的事実等を踏まえながら、市の歴史をわかりやすく、読みやすく解説した「新版 習志野－その今と昔(平成16年5月)」の加筆修正に取り組みます。 <p>② 開発に伴う埋蔵文化財調査の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び関係機関との調整・協議を綿密に行い、引き続き、埋蔵文化財の保護に努めます。 	社会教育課
		<p>(2)文化財の活用【施策番号28】</p> <p>① 旧大沢家住宅・旧鶴田家住宅の活用の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旧大沢家住宅・旧鶴田家住宅の利用を推進するため、旧大沢家住宅の改修工事等施設の整備や主催行事の充実を図ります。 <p>② 文化財の展示・普及を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 埋蔵文化財調査室を中心に、文化財の展示の充実を図ります。 また、史跡説明板の補修に取り組みます。 	社会教育課 社会教育課
青少年健全育成の推進	10	<p>(1)青少年育成団体の活動支援【施策番号29】</p> <p>① 青少年育成団体連絡協議会の協力体制を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年の健全育成に寄与する団体同士の連携がスムーズに展開できるよう、定期的な意見交換等の場を提供します。 <p>② 各団体の自主事業に対する支援体制の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各青少年健全育成団体の活動の支援及び協力体制の強化を図ります。 	社会教育課 社会教育課
		<p>(2)家庭や地域の青少年教育力の向上【施策番号30】</p> <p>① 情報の共有を促進し、関連機関との連携により、青少年の健全育成を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年補導委員連絡協議会や中学校区青少年健全育成連絡協議会と協力し、見守り活動や補導活動を行います。また、「少年の日のポスター展」「青少年健全育成標語展」や小学生対象の体験学習など、青少年が社会の一員であることの意識の向上と体験的な学習を通して青少年の育成及び非行の未然防止を目指します。 <p>② インターネットトラブルの未然防止に向けて取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年のネット被害防止に向けた実態調査や関係団体からの情報収集を行い、学校との情報共有を図ります。県青少年インターネット適正利用啓発講演の講師派遣要請に加え、青少年センター職員派遣による適正利用啓発学習会を推奨し、学校の情報モラル教育を支援してまいります。また、県の県民生活課が実施するネットパトロールとの連携を、引き続き行います。 	青少年センター 青少年センター
		<p>(3)青少年のための施設における活動の充実【施策番号31】</p> <p>① 富士吉田青年の家における活動の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年の社会性と環境理解の育成に重点を置き、市民を対象とした主催事業では、富士山を教材に当施設の特性を効果的に提供する5事業を実施します。 	社会教育課 富士吉田青年の家

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進	10 青少年健全育成の推進	<p>(4)子どもの居場所づくりの推進【施策番号32】</p> <p>①放課後等における子どもの安全・安心な居場所の整備を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就学児童を対象に放課後等の安全・安心な子どもの居場所づくりとして、鷺沼小学校に「放課後子供教室」を開設します。 <p>②地域で子どもを育てる環境づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「放課後子供教室」において、学習やスポーツ、芸術文化活動、地域住民との交流等の機会を提供し、心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組みます。 	社会教育課 社会教育課
政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進	<p>(1)生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進【施策番号33】</p> <p>①「する」スポーツを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○働き盛り・子育て世代がスポーツに取り組めるよう「親子参加」の機会拡充を図ります。 ○ニュースポーツの周知・普及を推進し、誰でも気軽に取り組むことができる環境づくりに努めます。 ○自宅等でも運動が続けられるよう、オンライン等のスポーツ教室に取り組みます。 <p>②「みる」スポーツを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○トップチーム、トップアスリートの試合を誘致し、市民が身近に観戦できる機会を提供します。 <p>③「支える」スポーツを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ活動やコミュニティ活動の充実を図るため、スポーツ推進委員や市民スポーツ指導員、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ推進団体の活動を支援します。 ○市民にスポーツを身近に感じてもらえるよう、スポーツイベント等の広報活動の充実を目指します。 	生涯スポーツ課 生涯スポーツ課 生涯スポーツ課
政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	12 家庭教育力の向上	<p>(1)家庭教育に関する学習機会の充実【施策番号34】</p> <p>①子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児から中学生までの子どもの発達段階に応じた家庭教育について、具体的に学べる講座を開催するとともに、PTA家庭教育学級や幼稚家庭教育学級等では魅力ある講座内容や保護者が参加しやすい開催方法等を検討します。 <p>(2)家庭教育相談の充実【施策番号35】</p> <p>①家庭と学校、他機関をつなぐコーディネーター的役割を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもに関する多様な相談、家庭や学校の困り感に耳を傾け、それぞれに合った教育相談を進めています。外部とのつながりが必要な児童生徒には、適応指導教室「フレンドあいあい」や訪問相談などにつなげていきます。 ○事例研修を通じて、適切な支援を行うことができるよう、相談員の専門的な知識や技術の向上に努めます。 ○学校、指導課、子育て支援課、ひまわり発達相談センター、千葉県子どもと親のサポートセンター、児童相談所等の関係諸機関との連携を図り、相談者の要望に応じた相談の充実に努めます。 ○保護者や教職員等を対象とした、不登校に関する理解や対策を推進する支援の場の拡充を図ります。 	公民館 総合教育センター

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	12 家庭教育力の向上	<p>② 不登校児童生徒解消を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ひきこもり傾向がある児童生徒には、訪問相談が活用できるように積極的に働きかけるなど、家庭や学校と連携して、不登校児童生徒の支援に取り組みます。 <p>③ 児童虐待の未然防止、早期発見・解消に向けた迅速な対応を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校の教職員は、児童虐待を最も発見しやすい立場にあることから、子どもの変化から児童虐待の兆候やヤングケアラーの早期発見に努めます。 ○ 子どもの命と人権を守るために、市長事務部局、児童相談所、民生委員・児童委員、人権擁護委員等の関係諸機関と速やかに連携し、組織的な解決を図ります。 <p>④ 一時保護等から学校に戻った児童生徒への組織的な対応を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所による一時保護等から学校に戻った児童生徒について、学校と関係諸機関との情報共有が継続して図られるよう体制の見直しに努めます。 ○ 関係諸機関が作成した資料等を活用して、学校が対応する際のポイント等について、研修会等を通じて周知します。 	総合教育センター 指導課 指導課
	13 地域に開かれた学校づくり	<p>(1) 積極的な情報公開と意見交換の充実【施策番号36】</p> <p>① 学校と家庭・地域相互の情報交換を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校のホームページに、発信する必要のある情報が掲載されるよう、確認・支援に努めます。 <p>(2) 地域とともにある学校づくりの推進【施策番号37】</p> <p>① 社会に開かれた教育課程を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会に開かれた教育課程の事例について各学校への情報提供を行い、教育課程の編成を支援します。 <p>② 地域社会との連携・協働した活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちを見守り、育成するため、各小・中学校の地域学校協働本部を活用し、地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働する地域学校協働活動を推進します。 <p>③ 学校運営協議会の運営を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度より全小・中・高等学校に設置した学校運営協議会において、学校・保護者・地域が連携し、よりよい学校運営のための支援をします。 	総合教育センター 指導課 社会教育課 指導課 学務課 習志野高校
	14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり	<p>(1) 地域住民との協働による防犯・補導活動の推進【施策番号38】</p> <p>① 街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年補導委員や中学校区青少年健全育成連絡協議会との連携のもと、街頭補導活動や防犯パトロールの実施回数を確保し、定期的に実施します。各地区の活動について情報共有を行い、補導活動の充実を図ります。 ○ 青色回転灯を装着した公用車による補導活動を実施し、犯罪未然防止の一翼を担います。 <p>② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページやパンフレットによるPRや出張登録会等を積極的に実施するとともに、学校と連携し、保護者や子どもたちに「子ども110番の家」を周知します。また、加入者へのアンケート調査や研修会の開催などを実施し、制度の充実を図ります。 	青少年センター 青少年センター

政策 方針	基本 方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備	15 安全で潤いのある学校環境の整備	<p>(1) 幼稚園・こども園の教育環境の整備 【施策番号39】</p> <p>① 新たなこども園の設置と幼稚園の再編を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」に基づき、取り組みを進めます。 <p>② 幼稚園・こども園の施設補修を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化等への対策及び適正な教育・保育環境を維持するため、施設の改修工事等を行います。 	<p>こども政策課 こども保育課 こども政策課</p>
		<p>(2) 小・中学校的教育環境の整備 【施策番号40】</p> <p>① 学校施設の改築・長寿命化改修・大規模改修等を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「習志野市第2次学校施設再生計画」に基づき、校舎等の改築や長寿命化改修並びにそれに向けた設計に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修: 谷津南小学校(工事)、袖ヶ浦東小学校(工事) ・長寿命化改修: 向山小学校(工事)、屋敷小学校(工事)、第一中学校(工事)、藤崎小学校(設計)、実花小学校(設計) ・建替え: 大久保小学校(工事)、第二中学校(工事)、大久保東小学校(設計)、鷺沼小学校(設計) ○ 学校で働く教職員の働き方改革に資する健康維持や健康回復を支援するため、育児休業明け教職員の搾乳やすべての教職員がリフレッシュ出来る機能の確保に努めます。 <p>② 小中学校的体育館への空調設置を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 猛暑の影響による熱中症対策が急務であることを鑑み、市内全小・中学校的体育館への空調設置を推進します。 	教育総務課
		<p>(3) 市立高等学校の教育環境の整備 【施策番号41】</p> <p>① 習志野高校の教育環境の整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 猛暑の影響による熱中症対策が急務であることを鑑み、体育館への空調設置を推進します。 ○ 老朽化した施設の改修や点検結果に基づく対策など、学校施設の環境改善に努めます。 	習志野高校
		<p>(4) 学校関連施設の環境整備 【施策番号42】</p> <p>① 給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバックを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ SPC構成企業と定期的な協議会を実施します。 <p>② 給食センターの日常業務の円滑化を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ SPC構成企業との情報共有化と連絡体制を確立します。 <p>③ 総合教育センターの再整備に向けた準備作業を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次期公共建築物再生計画期間内の前倒しの実施を検討し、適切な時期に着手できるよう準備を進めます。 	<p>学校給食センター 保健体育安全課</p> <p>学校給食センター</p> <p>総合教育センター</p>
社会教育施設の再編・整備	16	<p>(1) 社会教育施設の整備 【施策番号43】</p> <p>① 社会教育施設の改修・整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民が社会教育施設を安全に使用することができるよう、適切な維持補修に努めます。 ○ 富士吉田青年の家では、第2次公共建築物再生計画に基づき、令和7年度から8年度に予定する長寿命化工事の設計委託を令和5年度から6年度に実施し、築75年まで施設を安全に継続使用できるよう努めます。 	<p>社会教育課 公民館・図書館</p> <p>富士吉田青年の家</p>

政策 方針	基本 方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策IV 教育環境・学習条件の整備	17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備	<p>(1)「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用)【施策番号44】</p> <p>① スポーツ環境の整備、安全性の維持を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校体育施設開放事業の充実に努めます。 ○ 老朽化対策など、利用者が施設を安全・快適に利用できるよう改修工事を実施します。 ○ ネーミングライツパートナーの導入を通じて財源を確保し、体育施設の良好な管理運営を行います。 	生涯スポーツ課
教育行政の効率的な展開	18	<p>(1)教育委員会事務局の活性化【施策番号45】</p> <p>① PDCAサイクルに基づく活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の第4期教育振興基本計画の研究に努め、習志野市基本構想をもとに令和8年度からの「習志野市教育振興基本計画」の策定に取り組みます。 ○ 「教育に関する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価(報告書)」の内容の精査・見直しを行い、その後の施策へ反映していくことで実効性のあるPDCAサイクルを確立します。 <p>② 広報活動の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育だよりの内容充実、その他の情報発信の工夫に取り組みます。 ○ 学校教育を中心に、生涯学習部やこども保育課の活動も含め、幅広い情報の発信に取り組みます。 <p>③ 学校事務職員との連携を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校事務職員との連携により、効率的かつ正確な事務を実施します。 <p>④ 先進的な施策の研究を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 客観的な根拠を重視し、中・長期的な視野に立った施策等について研究します。 ○ 教育費の保護者負担について現状と課題を把握し、保護者の経済的負担軽減に努めます。 <p>⑤ 学校における働き方改革を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ICTを活用した出退勤記録システムを活用し、教職員の勤務時間を客観的に把握します。 ○ 校務支援システム及びICTを活用することにより事務処理の効率化を図ります。 ○ 教育委員会から学校へ依頼する調査等について精査、削減に努めます。 ○ 学校において教育課程の工夫による放課後時間の確保等により、「子どもと向き合う時間を確保できている教職員の割合」100%を目指します。 ○ 部活動において、地域移行を推進し、児童生徒と向き合う時間の確保と教職員の負担軽減を目指します。 	教育総務課 教育総務課 教育総務課 学務課 教育総務課 学務課 指導課 教育総務課 学務課 保健体育安全課 指導課 総合教育センター

6 教育行政方針の評価結果一覧(45施策)

【施策の評価】

(A)十分取り組めた (B)概ね取り組めた (C)あまり取り組めなかった (D)全く取り組めなかった

基本方針	施策番号		評価
1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	1	社会の変化に対応した幼児教育の推進	(B)
	2	「健康な心と体」を育てる教育の推進	(B)
	3	幼児の安全・安心を守る教育の推進	(B)
	4	特別支援教育の推進	(B)
	5	幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進	(B)
2 子育て・子育ち支援の充実	6	多様なニーズに対応した子育て支援の推進	(B)
	7	家庭・地域との連携の強化	(B)
3 信頼を築く習志野教育の進展	8	いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展 【学校教育 課題⑤】	(B)
	9	特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展	(A)
	10	教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展	(B)
4 子どもの生きる力を育む教育の充実	11	確かな学力を保障する教育の推進【学校教育 課題②】	(B)
	12	豊かな心を育む教育の一層の推進【学校教育 課題③】	(B)
	13	健やかな体を育む教育の推進【学校教育 課題④】	(B)
	14	食育の充実と安全・安心な学校給食の実施	(A)
	15	特色ある学校づくりの進展	(A)
5 子どもを未来につなげる教育の展開	16	学びに向かう力、人間性を發揮させる教育の展開	(B)
	17	国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開	(B)
	18	1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開	(B)
	19	安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開	(B)
6 魅力ある市立高校づくり	20	多様な高校教育の一層の充実	(A)
	21	地域や社会に開かれた高校づくりの推進	(B)

基本方針		施策番号		評価
7	生涯学習推進のまち 習志野の推進	22	学習機会の充実	(B)
		23	学習成果の活用	(B)
		24	社会教育指導者の確保と養成	(B)
		25	自主自立課題解決型社会の推進	(B)
8	芸術・文化活動の振興	26	芸術・文化活動の振興	(B)
9	文化財の保存と活用	27	文化財の保存	(B)
		28	文化財の活用	(B)
10	青少年健全育成の推進	29	青少年育成団体の活動支援	(A)
		30	家庭や地域の青少年教育力の向上	(B)
		31	青少年のための施設における活動の充実	(B)
		32	子どもの居場所づくりの推進	(A)
11	「する」「みる」「支える」 スポーツの推進	33	生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進	(B)
12	家庭教育力の向上	34	家庭教育に関する学習機会の充実	(B)
		35	家庭教育相談の充実	(B)
13	地域に開かれた学校づくり 【学校教育 課題①】	36	積極的な情報公開と意見交換の充実	(B)
		37	地域とともにある学校づくりの推進	(B)
14	地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり	38	地域住民との協働による防犯・補導活動の推進	(B)
15	安全で潤いのある 学校環境の整備	39	幼稚園・こども園の教育環境の整備	(B)
		40	小・中学校的教育環境の整備	(B)
		41	市立高等学校の教育環境の整備	(B)
		42	学校関連施設の環境整備	(A)
16	社会教育施設の再編・整備	43	社会教育施設の整備	(B)
17	健康・体力を育む スポーツ施設の整備	44	「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用)	(B)
18	教育行政の 効率的・効果的な展開	45	教育委員会事務局の活性化	(B)

7 教育行政方針の点検・評価の見方

政策○	「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」(基本目標)を推進するために必要な教育行政の観点別のねらいを示しています。	施策の通し番号
基本方針□	「政策」を実現するために策定する施策の方向性を示しています。	評価
施策(△)	基本方針□に基づいた個々の施策を示しています。	各小施策の評価基準をもとに4段階(A~D)

【施策の達成状況】

目標	施策(△)の目標を示します。ただし、個々の小施策の目標の総和ではなく、それぞれの小施策を実施することで、何を達成しようとするのかについて示しています。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○目標の達成度を、直接的または間接的に測定するための指標 (総括的な評価指標の場合と典型的な例を評価指標とする場合があります) ○指標の求め方:定量的に示す場合の指標を求めるための計算式(実数の場合は数式はありません)	○習志野市教育振興基本計画(R2年度～R7年度)に定めた基準値を示しています。	○「指標の求め方」による成果の達成の割合(%)で示します。 ○定量的に示すことが難しい場合は、実施前後の経年比較等により目標の達成状況を示せるようにしています。	○成果指標に対する令和5年度末の実績値を示しています。 ※指標によっては毎年度示すことができないものもあります。 (例:市民意識調査)
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
		令和6年度に、新たに成果指標を策定したものについて記載しています。(成果指標を継続したものについては斜線)		
				達成状況
小施策	① 施策を具体化した小施策を示しています。各小施策の達成状況が、施策の評価(ABC)の根拠となります。 ② ③	各小施策の達成状況を3段階(○○△)で示しています。		○ ○ △

【主な取り組みの成果と課題】

① 施策を具体化した小施策を示しています 【担当課等を示しています】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
令和5年度の取り組みに対する点検・評価から見えた課題を示しています。	令和6年度の教育行政方針に基づく取り組みとその成果を示しています。	取り組みの結果、残った課題や今後の方向性を示しています。

評価(A～D)は成果指標の達成状況と、教育行政方針に基づく取り組みの成果及び課題の状況を含めた評価としています。

8 教育行政方針の主な取り組みに対する点検・評価

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 I/45
基本方針 I	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価
施策(I)	社会の変化に対応した幼児教育の推進	(B)

【施策の達成状況】

目標	目まぐるしく変化する社会の中で、たくましく生き抜く力の基礎を育む幼児教育を推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
○各幼稚園・こども園での意図的・計画的な集団教育の確保についての保護者評価	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○意図的・計画的な集団教育の確保について、「満足している」の保護者評価の取得(70%)	意図的・計画的な集団教育の確保について、「満足している」の保護者評価の取得 77.4%	
○園外の研修会への参加回数	○園外の研修会への参加回数 (全職員1回以上)	○園外の研修会への参加回数 (全職員1回以上)	○園外の研修会への参加回数 (全職員1回以上) 69%	
新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
小施策	① 主体性を育む教育課程の編成 ② 幼児一人ひとりの発達と理解に基づいた教育活動の展開 ③ 体験を重視した教育活動 ④ 言葉による思いの伝え合いを重視した教育活動 ⑤ 幼稚園教員の資質向上を目指した研修の推進			達成状況 ○ ○ ○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 主体性を育む教育課程の編成 【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、幼児の理解に努め、実態に即した教育課程の編成及び教育保育が実践できるように、適宜、カリキュラムの見直しを図る。また、接続期カリキュラムを適宜見直し、小学校への円滑な接続に向け、更に連携を深めていく必要がある。	幼児理解を深める職員間の対話を重ねていくことに努めてきたことで、幼児主体の教育内容を参考していくことが増えた。また、園のカリキュラムと併せて接続期カリキュラムを活用していくことで、幼保小の接続期を見通した教育課程の編成・実施ができた。	引き続き、幼児主体の教育に取り組み、組織的・発展的な指導計画の作成・実施を行い、教育課程の編成を図る。

② 幼児一人ひとりの発達と理解に基づいた教育活動の展開 【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
次年度も幼稚園は少人数になることから、近隣の小学校や保育施設等との意図的・計画的な交流を行うことで、集団での成長を保証できるよう努める。また、幼児一人ひとりの発達を促すための環境や援助について理解を深める必要がある。	幼稚園において、近隣の幼児教育施設と積極的な交流を実施し、集団の中で育みたい心身の発達を促すことに努めた。園内研究を通して、幼児理解や、環境・援助のあり方についての学びや理解を深め実践していくことで、実態に即した教育を進めていくことができた。	幼稚園は今年度の取り組みを活かし、近隣の教育施設(私立園・公立園・小学校)との連携を図り、意図的・計画的な教育を進め、心身の発達を促していく。また、園内外の研修での学びや職員間の対話を通じて、幼児一人ひとりの発達と理解を深め、教育の質の向上を図る。

③ 体験を重視した教育活動 【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
次年度も、様々な人との関わりや実体験ができるよう、計画的に実践をしていく必要がある。	園内外行事での多様な人との関わりや、自然体験、食育体験などを通して、物事への関心を高めると共に、人と関わる楽しさを味わわせることができた。	直接的・具体的な体験を通して、資質・能力を育む教育内容を計画的に実施し、心身の発達を促していく。

④ 言葉による思いの伝え合いを重視した教育活動 【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
感性や表現力の育ちを促すツールの一つとして引き続き絵本の読み聞かせ等を取り上げ、感じたことを表現したり思いを伝え合う楽しさを味わったりできるように努める必要がある。	日々の生活や活動の中で、相手の話を聞いたり、自分の思いを伝えたりする体験を通して、自分から言葉で思いを伝えようとする内面の育ちや伝える言葉の獲得を育んできた。その結果、言葉で伝えようとしたり、言葉で伝えにくい場合は、身振りや物を用いたりして、自ら伝える姿と相手の話への関心を抱き思いを伝え合いながら、活動に取り組む姿への変容につなげることができた。	主体的・対話的な教育内容を実施し、言葉による思いの伝え合いを継続的に経験できるようにしていく。

⑤ 幼稚園教員の資質向上を目指した研修の推進 【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
研修で学んだことをどのように生かしたか、どのような力を育むことにつながっているかなどを振り返ったり、意識して週日案に記録したりすることで、翌日からの保育につなげる必要がある。	多くの施設で、研修への積極的な参加ができるが、日々の教育・保育運営を考慮し、各施設の参加者数には違いが生じた。しかし、研修参加者が研修で学んだことを職員にも報告をしていくことで、学びを共有し、自身の教育につなげていくことができた。	引き続き、研修での学びを教育内容につなげ、継続的な資質の向上を図る。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 2/45
基本方針 I	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価
施策(2)	「健康な心と体」を育てる教育の推進	(B)

【施策の達成状況】

目標	健康な心と体を育む体験と教育の充実を図ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
○健康教育・食育教育の実施率	○成績指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○健康教育・食育について、保健師・栄養士・看護師・学校養護教諭等、専門職の協力を得ながら実施（各施設月1回以上の実施80%以上）	○健康教育・食育について、保健師・栄養士・看護師・学校養護教諭等専門職の協力を得ながら（各施設月1回以上の実施）70%	○自園の人権教育研修の実施回数（3回）
○人権教育研修の実施回数	○自園の人権教育研修の実施回数（1回）	○自園の人権教育研修の実施回数（3回以上）		
新たな成果指標	目標値（令和6年度設定）			実績値（令和6年度）
小施策	①健康な心と体を育む身体活動の推進 ②自他を思いやり、命を大切にする人権教育の充実 ③自分の健康に対する意識をもたせる健康教育の充実			達成状況 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>

【主な取り組みの成果と課題】

① 健康な心と体を育む身体活動の推進 【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
今後も多様な動きやルールのある遊びを十分に経験できるような環境（物、人、時間）を工夫し、健康な心と体を育めるように努める必要がある。	研修や園内研究で学んだことを取り入れた、教材や環境の工夫を図ってきたことで、幼児が自発的に体を動かす姿が増えた。	「幼児期運動指針 36の動き」を活用し、育みたい多様な動きにつながる環境作りや計画的な取り組みをしていく。

② 自他を思いやり、命を大切にする人権教育の充実 【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
幼児については、具体例を示しながら、自分や他者の気持ちを理解しやすい内容や方法を工夫していく必要がある。 職員については、定期的に研修を行うとともに、日々の保育を振り返る時間の確保に努める。併せて、施設長との面談を実施し、人権を意識した教育内容の把握に努める必要がある。	日々の生活や遊びの中で幼児が他者の気持ちに触れ、折り合いをつけていく経験を積み重ねられるよう、教師の援助のあり方について、日々の振り返りや職員間の対話を通じて探った。また、人権に関する絵本や紙芝居を取り入れたり、伝える言葉の工夫をしたりして、幼児への人権教育を積み重ねることができた。 職員に対しては、幼児の人権への意識を高めるために、会議を活用して全体に伝えることと、個別面談を通して、幼児の人権を尊重した教育のあり方について共通理解を図ることに努めてきた。	引き続き職員は、人権理解に努め、幼児への関わり方や環境のあり方を適宜工夫していく。また、園で取り組んでいる人権教育について、保護者にも伝え、保護者との連携を図る。

③自分の健康に対する意識をもたせる健康教育の充実【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
今後は、丈夫な体づくりに対する幼児の意識を高めていくため、保健師・栄養士・看護師・学校養護教諭等、専門職の協力も得ながら月に1回以上の健康教育または食育を実施をしていく必要がある。	幼稚園において、専門職の協力を得ながら、健康教育・食育を実施し、その後の生活につなげていくことで、幼児が自分の健康への関心をもつことができた。また、継続的に健康教育、食育を実施していくことで、必要な生活習慣を身に付けていく意識や態度につながった。	引き続き、専門職の協力を得ながら、継続的に健康教育・食育を実施していく。また、家庭と連携して健康教育の充実を図る。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 3/45
基本方針 I	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価
施策(3)	幼児の安全・安心を守る教育の推進	(B)

【施策の達成状況】

目標	幼児が安全・安心な園生活を過ごすための安全教育の充実に向けて取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
○警察署や消防署、近隣学校や近隣施設と連携した避難訓練の実施	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○警察署や消防署、近隣学校や近隣施設と連携した避難訓練を実施している幼稚園・こども園の割合(100%)	○警察署や消防署と連携した避難訓練を実施した園の割合100% 近隣学校や近隣施設と連携した避難訓練を実施した園の割合70%	
新たな成果指標		目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
				達成状況
小施策	① 安全教育の推進 ② 安全管理の推進			○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 安全教育の推進 【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
緊急時に適切な行動ができるよう、様々な状況を想定した訓練の計画や安全計画・マニュアルの見直しを行う。各近隣小(中)学校との合同訓練が実施できるよう、年間計画に組みしていく必要がある。	様々な災害や状況を想定した避難訓練を、各園で計画し実施した。状況に応じた避難方法を共通理解したり、保育者が的確な指示を出したりできるようになった。 近隣学校との避難訓練を年間計画に組み入れたことで、実際の避難経路や避難方法について検討・確認をすることができた。	今後も様々な災害や状況等、非常事態が予想されるため、避難訓練の計画を立てるとともに、避難方法や避難経路等についてのマニュアルの見直しを行っていく。 近隣学校や近隣施設との連携を図るように、未実施だった施設も避難訓練の計画を立てる必要がある。

② 安全管理の推進 【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
幼児自身が危険を予知したり安全な行動をとったりできるよう、交通安全教室に加え、登降園時や園外保育時の実地指導の回数を増やし、幼児自身が経験を重ねられるようにしていく必要がある。	交通安全教室のみでなく、登降園時の交通安全指導や実地指導の回数を増やしたことで、幼児自身が交通ルールを理解し、守ろうとする姿が増えた。	自転車や車を利用した登降園をする家庭が増えており、保護者の交通ルールへの意識の低下が見られる。園における幼児への指導に加え、保護者への指導や啓発もしていく。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 4/45
基本方針 I	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価
施策(4)	特別支援教育の推進	(B)

【施策の達成状況】

目標	支援を必要とする幼児一人ひとりに応じた特別支援教育を推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
○支援員研修における支援担当職員の参加の割合	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○支援員研修への支援担当職員の参加の割合 (100%)	○支援員研修への支援担当者の参加割合 (95.38%)	
新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
小施策	① 特別支援教育の更なる充実 ② 関係機関との連携と研修体制の充実			達成状況 <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>

【主な取り組みの成果と課題】

① 特別支援教育の更なる充実 【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
支援担当職員及びその学級担任が研修に参加することで、特別な支援を必要とする幼児への保育の向上が図れるよう、引き続き特別支援教育に関する研修に取り組む。また、関係機関との連携を図り、特別支援学校における支援の様子の見学や研修会への参加をする必要がある。	年3回の支援員研修では、研修受講者に事前にアンケートを取ったことで、研修で学びたいことや疑問などが明確となり、充実した研修の内容となった。 支援員研修 年間3回 参加人数 62名 (支援担当職員65名中参加62名 95.38%) 幼保特別支援研修 実施回数 年2回 参加人数 87名	引き続き、支援員研修を継続していき、学んだことや今後の取り組みについて、各施設や学級で共通理解が図れるようにする。また、ひまわり発達相談センターやあじさい療育支援センター等主催の研修に積極的に参加するよう働きかけ、職員の資質向上につなげていく。

② 関係機関との連携と研修体制の充実 【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
教育・保育体制の充実を図るために、引き続き、臨床心理士と指導主事の施設訪問及び研修に取り組む必要がある。 また、直接幼児の保育を行う担任等の不安や疑問に答え、寄り添える内容となるように教職員の質の向上に取り組む必要がある。	個別に支援を要する幼児及び、その幼児が在籍する学級全体が共に育つ教育・保育が行われるように、臨床心理士と特別支援担当職員が訪問し、指導助言を行った。支援を要する幼児については、多様な角度から幼児を捉えることができ、理解が深まった。また、支援を要する幼児を含めた学級経営や保育環境、職員同士の連携等について、具体的な手立てや援助に繋げることができた。 訪問件数 25件	各施設のニーズに合わせて臨床心理士と特別支援担当職員が訪問し、保育の場に活かしていくよう指導助言し、支援を要する幼児とその学級の幼児が共に育ち合えるような教育・保育の推進に努める。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 5/45
基本方針 I	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価
施策(5)	幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進	(B)

【施策の達成状況】

目標	幼稚園・保育所・こども園と小学校が連携を図りながら、なめらかな接続に向けて取り組んでいきます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○各小学校校区における互いの研究保育・研究授業の参観回数	○各小学校校区における互いに研究授業等の参観を行っている地域 2地域	○各小学校校区における互いに研究授業等の参観を行っている地域 16地域 年2回以上実施	各小学校校区における互いに研究授業等の参観を行った地域 9地域 年2回以上実施
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
				達成状況
小施策	① 幼児教育と小学校教育の円滑な接続			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 幼児教育と小学校教育の円滑な接続 【こども保育課・指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、習志野市接続期カリキュラムを活用しながら、幼児の育ちと互いの教育内容の理解に努める。併せて、より滑らかな接続となるよう、習志野市接続期カリキュラムの見直しを進める必要がある。	研修会の講話の中で、モデル地域の先進事例を通して、幼児教育と小学校教育の接続のあり方を学んだことや、研究保育や研究授業の参観を通して、幼児期と就学後の教育内容に連続性を見出し、職員同士が理解を深めていくことができた。また、各施設、接続期カリキュラムを活用し、教育課程の編成・実施を行っており、円滑な接続への取り組みに努めていくことができた。	令和7年度は、全地区で事例を作成・共有し、接続期カリキュラムを活用した教育内容の充実を図る。年間計画に互いの研究授業の参観を取り入れ、円滑な接続となる教育内容の理解を深め、職員の連携・協働につなげていく。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 6/45
基本方針2	子育て・子育ち支援の充実	評価
施策(1)	多様なニーズに対応した子育て支援の推進	(B)

【施策の達成状況】

目標	安全・安心な子育て支援の充実と地域の子どもの心身の健全な育成を目指します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
○自園開放及び園庭開放の実施回数	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○自園開放及び園庭開放を年間170日以上実施した施設の割合(100%)	○自園開放及び園庭開放を年間170日以上実施した施設の割合(90%)	
○地域の方の育児相談に応じた施設の割合	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○自園開放や子育てふれあい広場にて、育児相談等に応じた施設の割合(100%)	○自園開放や子育てふれあい広場にて、育児相談等に応じた施設の割合(60%)	
新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)			実績値(令和6年度)
				達成状況
小施策	① 家庭・地域での子育て支援の推進 ② 預かり保育の内容の充実			
				△ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 家庭・地域での子育て支援の推進 【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
園庭開放や自園開放の回数を増やし、地域の親子が自然にふれあえる場にするとともに、情報発信や教育相談に応じる等、地域の子育て支援の場となるよう努める必要がある。	年間6回の子育てふれあい広場や、園庭開放・自園開放時に職員が関わり、保護者の相談に応じたり、子どもの育ち等についての情報発信に努めたりしたことで、施設の雰囲気を感じながら、親子で安心して楽しめる場になった。	引き続き、子育てふれあい広場や園庭開放を実施する中で、保護者とも積極的に関わり、相談しやすい雰囲気作りに努める。

② 預かり保育の内容の充実 【こども保育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
遊具の精選や教材の工夫、保育内容等を吟味し、預かり保育の充実を図る。	ゆったりと落ち着いた家庭的な雰囲気の中で、じっくりと集中して遊べる教材を工夫するとともに、長期休業中の預かり保育の実施では、子どもの体力等に配慮し、活動内容や一日の流れの検討を行った。幼児が楽しく過ごす保育を実施できることで、保護者の安心感に結び付けることができた。	引き続き、預かり保育の内容と教材の充実を図る。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 7/45
基本方針2	子育て・子育ち支援の充実	評価
施策(2)	家庭・地域との連携の強化	(B)

【施策の達成状況】

目標	保護者や地域の方々に信頼される幼稚園・こども園づくりに取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
○各幼稚園・こども園の評価指数の平均値 2018年度末と2025年度末の比較指標の求め方:各幼稚園・こども園の学校評価指数(職員による自己評価と保護者によるアンケート評価)	○保護者・地域との連携についての項目について、全施設平均評価「満足している」の取得(67.4%)	○保護者・地域との連携についての項目について、全施設平均評価「満足している」の取得(80%)	○保護者・地域との連携についての項目について、全施設平均評価「満足している」の取得(72.7%)	
新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
小施策 ① 地域に根ざした園づくりの推進				達成状況 ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 地域に根ざした園づくりの推進 【こども保育課】

令和5年度から見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
園教育の理解につながるよう、その日の活動や幼児の姿、教育活動等について、掲示や手紙の他に保護者連絡アプリを活用していく必要がある。	日々の活動内容や幼児の姿を保護者連絡アプリで発信する回数を増やした。また、写真を多く取り入れることで、教育内容が伝わりやすくなり、保護者の信頼や理解を得ることにつながった。 地域行事への参加は、園の教育内容を伝える場となり、地域に根ざした園をつくる一助となった。	保護者連絡アプリを活用して、より保護者に伝わりやすい発信の工夫(内容や回数)をし保護者に園教育の理解を図っていく。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 8/45
基本方針3	信頼を築く習志野教育の進展	評価
施策(1)	いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展	(B)

【施策の達成状況】

目標	いじめ・不登校の未然防止、解消を目指した「心の通う教育」を推進していきます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
○不登校児童生徒数の割合	○不登校児童生徒数の割合 小学校(0.72%以下) 中学校(3.07%以下)	○不登校児童生徒数の割合 小学校(0.2%以下) 中学校(2.0%以下)	○不登校児童生徒数の割合 小学校(0.2%以下) 中学校(2.0%以下)	○R7年2月末現在 小学校(2.27%) 中学校(6.71%)
○いじめアンケートの全市集計	○いじめアンケート実施人数に占める、未解決人数の割合 小学校(7.5%以下) 中学校(0.6%以下)	○いじめアンケート実施人数に占める、未解決人数の割合 小学校(3.0%以下) 中学校(0.5%以下)	○いじめアンケート実施に占める、未解決人数の割合 小学校(3.0%) 中学校(1.0%)	○2学期いじめアンケート実施に占める、未解決人数の割合 小学校(3.0%) 中学校(1.0%) ※アンケート実施人数 小学校:8896人 中学校:4073人
○校内適応指導教室(校内教育支援センター)の全校設置	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○校内適応指導教室(校内教育支援センター)の小中学校への設置の割合 小中学校(100%)	○校内適応指導教室(校内教育支援センター)の小中学校への設置の割合 小中学校(100%)	○R6年度の設置の割合 小学校(62.5%) 中学校(100%) 小中学校(73.9%)
新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)			実績値(令和6年度)
小施策	① 生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」の推進 ② 計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制の充実 ③ 習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策の展開			達成状況 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>

【主な取り組みの成果と課題】

① 生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」の推進【指導課・総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
教育支援センター的機能をより充実させるため、各学校の教育計画に適応指導教室「フレンドあいあい」を位置づけ、より教育課程に寄った指導の方向性を研究していく必要がある。	適応指導教室「フレンドあいあい」では、今年度から児童生徒自身が学びたい学習を選択し、午前と午後1時間ずつ集中して学習に取り組むようにした。3学期には毎日10名以上が通室するようになりするなど、自身で成長を感じ、自信をもたせることができた。	教育支援センター的機能をより充実させるため、各学校の教育計画に位置づけるだけでなく、在籍校との連携により教育課程に寄った指導の方向性を共有する。

② 計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制の充実【指導課・総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>公民館等を利用したアウトリーチ型の支援を「あいあい広場」として開催する。継続的な取り組みにすることことで、より多くの不登校児童生徒及び保護者支援の場としていく。また、全保護者や教職員を対象にしたセミナーを実施し、子供たちへの対応理解の場を設ける。</p> <p>令和6年度に不登校支援基本方針を定める。</p> <p>また、校内適応指導教室（校内教育支援センター）の全校設置に向けて、さらに教育相談員の増員を目指す。</p>	<p>不登校児童生徒とその保護者を対象に、市内公民館等を利用した出張適応指導教室「あいあい広場」を開催した。特に、東習志野地区から離れた地域での開催では、適応指導教室「フレンドあいあい」を利用していない児童生徒とその保護者が参加することができた。</p> <p>また、不登校児童生徒をもつ保護者を対象に、子供への対応法についてのセミナーを開催した。保護者同士の交流の場にもなり、有意義な事業となった。</p> <p>令和6年度、習志野市不登校支援基本方針を策定した。また、校内適応指導教室（校内教育支援センター）については新たに小学校2校に設置し、教育相談員を2名増員した。</p>	<p>公民館等を利用したアウトリーチ型の支援「あいあい広場」を継続して開催する。さらに、より多くの不登校児童生徒及び保護者支援の場とするため、開催場所や実施方法について検討する。</p> <p>また、不登校児童生徒の支援を目的として保護者を対象にした支援セミナーを開催する。</p> <p>令和7年度においては、校内適応指導教室（校内教育支援センター）の全校設置に向けて、さらに教育相談員の増員を目指す。</p>

③ 習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策の展開【指導課・総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>通称「習志野子どもホッピーライン」として周知を図っていく。また、導入時において、しっかりとと考え、教材に向き合える時間を設定とともに、提示教材の見直しを行っていく。さらに、対象学年の拡大について研究を進めていく必要がある。</p> <p>市のいじめ防止基本方針改定に合わせて、各学校のいじめ防止基本方針の見直しを行い、方針に基づいて組織的な体制づくりを行うよう周知徹底を図る。弁護士によるいじめ防止授業は来年度以降も継続し、市内全校で実施していく必要がある。</p>	<p>相談窓口パンフレットにメール相談についての案内を記載し、児童生徒、保護者への周知を図った。また、公民館や図書館等、市の施設にもパンフレットを置き、幅広い周知に努めた。</p> <p>各学校においては、脱いじめ傍観者教育やSOSの出し方教育を実施した。匿名メール相談は、小学校5年生から中学校3年生までを対象に導入しており、相談件数は昨年度よりも増加している。</p> <p>メール相談の体制として指導主事、教育相談員、心理士を含めたチームあたり、迅速な対応及び学校との連携ができた。</p> <p>市のいじめ防止基本方針改定に合わせて、令和6年4月からは、各学校においていじめ防止基本方針を修正し、各学校のホームページに公表している。弁護士によるいじめ防止授業は、小学校7校、中学校3校で実施し、法に基づくいじめの定義やいじめを見かけた場合の対応や相談方法について児童生徒に分かりやすく伝えることができた。</p>	<p>相談したいときにいつでも相談できる利点を児童生徒に啓発する。また、相談に対応する担当者が適格なアドバイスや解決策を提供できるよう教職員のスキルアップを図る。</p> <p>対象学年については、これまでの受理件数等を分析し、検討する。</p> <p>各学校のいじめ防止基本方針に、いじめかどうか判断が難しい場合等は警察に相談・通報することを明記するよう周知している。次年度は、このことがしっかりと反映されているかどうか確認する必要がある。いじめ防止授業は、まだ行っていない学校が小学校7校、中学校3校あるため、計画的に実施していく。</p>

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 9/45
基本方針3	信頼を築く習志野教育の進展	評価
施策(2)	特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展	(A)

【施策の達成状況】

障がいのある子ども一人ひとりに配慮した特別支援教育に取り組みます。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○特別支援教育コーディネーター及び特別支援教育担当教員の特別支援教育関連研修の参加率及び校内での情報伝達状況	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○研修参加率(100%)	○研修参加率(96%)
	○特別支援学級数と支援員配置数の差	○特別支援学級数(62学級) 支援員配置数(39人) 差(-23人)	○配置不足数を0人にする。	○不足数0 学校配置23校 学級配置14校 個人配置 6人
新たな成果指標		目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
○特別支援教育支援員の適切な配置		○特別支援支援員配置要領に基づいて支援員を配置し、不足数0にする。支援員を配置する。 学校配置(23校)、学級配置(知的設置校14校)、個人配置(6人)		○不足数0
達成状況				
小施策	① 特別支援教育の充実 ② 就学に係る校内委員会等の機能の充実 ③ 発達障がいなどに対する支援の推進 ④ 特別支援教育の理解啓発のための研修の充実 ⑤ 支援員の適切な配置			○ ○ ○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 特別支援教育の充実 【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
自閉症・情緒障がい特別支援学級の運営や人材の育成について、今後も継続して研修や要請訪問を行い、担当者の専門性向上を図る。 知的障がい特別支援学級の整備について、学区を越えて通学している児童・生徒があり、整備拡充に向けて調査・研究を進めていく必要がある。	自閉症・情緒障がい特別支援学級の運営や人材の育成について、学校訪問や指導法研修等を実施し、担当者の専門性向上を図った。 知的障がい特別支援学級の整備拡充に向けて、設置校の検討、人材の育成等、継続して準備を進めていく。	自閉症・情緒障がい特別支援学級の運営や人材の育成について、学校訪問、指導法研修、文書発出等により、引き続き専門性の向上を図る。 知的障がい特別支援学級、及び発達障害に関する通級指導教室の整備拡充に向けて、設置校の検討、人材の育成等、継続して準備を進めていく。

② 就学に係る校内委員会等の機能の充実 【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
協議会への管理職の参加が少ない。年間で1回以上参加するよう要請していく。教職員の特別支援教育に関する専門性向上のため、協議会の内容を校内支援委員会などで共有するよう指導する。特別支援教育に関する研修・学校訪問の際に、各校の訪問から把握した共通する課題や好事例について周知する。	特別支援教育コーディネーターに管理職を含めることや、協議会へ管理職が参加することを継続して求めてきた。各校において、巡回訪問やアドバイザー派遣に関する協議会への管理職の参加や、その後の校内における情報共有がされることで、各校特別支援を要する児童・生徒の様子について管理職を含め多くの職員が把握している状況が、様々なやりとりの中で見えてきた。	協議会で、十分に検討して支援を進めていくことが今後の課題となる。他校の取り組みをそのまま実践するのではなく、対象となる児童生徒の教育的ニーズに合わせて、適切な支援を行っていくことが大切である。支援の方法については校内支援委員会等で十分検討し、組織で対応していくことも併せて各学校へ指導していく。

③ 発達障がいなどに対する支援の推進 【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
「合理的配慮の提供」や「個別の教育支援計画の作成」について理解が進んできているが、実態に合わせた見直しが今後の課題となる。形式的なものではなく、支援の内容や厚みを持たせる部分について実態に応じて検討するよう指導していく。	研修や学校訪問を通して、障がい特性及び具体的な支援の手立てについて教職員へ指導を行った。特別支援学級担任・通級指導教室担当者以外の職員も、研修及び学校訪問等を通して、個別の教育支援計画の作成目的の理解と活用を進めることができた。	個別の教育支援計画の作成と活用について理解が深まってきた。一方で、児童生徒の不得意な面に対しての対処に偏って、指導支援の手立てを考える傾向にある。得意な面についても目を向けながら、指導支援の手立てを考えることができるように指導していく。

④ 特別支援教育の理解啓発のための研修の充実 【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
継続して各校のニーズに合わせた研修を充実させていく。さらに、研修が校内で共有されていくように特別支援教育コーディネーター研修などの中に校内研修の企画・運営方法についての内容を取り入れていく。	特別支援学級担任・通級指導教室担当者以外の職員を対象とした研修や、要請のあった学校に訪問し研修を行うことで、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害の特性及び具体的な支援の手立てについて指導し、教職員の特別支援教育に関する専門性を向上することができた。また、アセスメント研修を実施し、各校で適切に児童生徒の実態把握ができるような視点をもたせている。	指導法研修等の各種特別支援教育に関する研修の他、心理発達相談員を伴う巡回訪問等で積極的に学校を訪問し、具体的な事例や指導支援の手立てを示しながら、特別支援教育の理解啓発に努めていく。

⑤ 支援員の適切な配置 【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
各学校において特別支援教育支援員の増員を求める声が高まっている。人員の確保に努めるとともに、配置基準の見直し、適切な支援員の配置の検討と、各校での支援員の適切な活用についても指導していく。	各学校に学校配置支援員1名、知的学級設置校にさらに加配で1名、肢体不自由者等介助が必要な児童生徒に対してそれぞれ1名の特別支援教育支援員を配置した。また、4月と1月にそれぞれ特別支援教育支援員を対象として障害特性の理解と支援の手立て、教職員との連携などについて研修を実施し、特別支援教育に関する専門性の向上に努めることができた。	各学校の状況及び、市全体のバランスを見ながら適切に支援員を配置していく。各校の教職員の声も聴きながら、特別支援教育支援員がより効果的に児童生徒に支援ができるよう、研修の充実に努める。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 10/45
基本方針3	信頼を築く習志野教育の進展	評価
施策(3)	教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展	(B)

【施策の達成状況】

目標	子どもの「生きる力」を育むためには、学校の教育力の充実が欠かせません。その中核を担う教職員の資質・指導力の一層の向上を図るため、総合教育センターにおける教職員研修をさらに充実していきます。		
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
	新規「教育スキルアップ研修」におけるアンケート「今後の教育活動に活用できますか」での期待度	成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	期待度(95%以上)
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)	実績値(令和6年度)
			達成状況
小施策	① 教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実 ② 教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修の推進		○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実 【総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
次年度の第1回と第2回初期層教職員研修は全員参集でプラットフォーム「習志野市民ホール」で実施する。新規の「教育スキルアップ研修」と連携実施とする。第2回は一日開催とし、午前は「教育スキルアップ研修」で全員参集、午後を「出前あすなろ塾」との連携研修とし、ハイブリッド型で実施する必要がある。 次年度は、ICTマイスター4期生の育成を図る。さらに、校内において、既に認証したICTマイスターの活躍の場を広げていく必要がある。	第1回初期層教職員研修においては、「学校で起きた諸問題への対応」について専門的な知識や実際の対応について学び、第2回初期層教職員研修においては、午前中に「価値観の違いを埋めるコミュニケーションスキル」についての講義、午後には「保護者との関係づくり～生徒指導・保護者対応のケースの演習～」と「教材研究と問い合わせ」を題材にワークショップ的な課題に取り組み、実践力を高めることができた。 センター研究会においては、情報モラル教育や情報リテラシー、著作権等について学び、各学校にて伝達研修を実施し、ICTマイスター4期生の育成を行った。 また、各教科におけるICTの活用を各マイスターの実践に基づいて市内各校の教科主任へ講義形式の研修を実施した。教科ごとにICT活用例を紹介したことと、今までにない視点で学習を進められることを学び、教育現場におけるICTの活用の幅が広がった。	次年度は初期層教職員を対象とした教育スキルアップ研修において、第1回に「生涯を通じた教育の実践について」、第2回に「教科の専門的な指導方法について」学びを深めていく。特に、第2回においては、塾講師を研修講師として招き、教科の学びについて学校現場に落とした指導方法の在り方にについて探っていく。また、「あすなろ塾」を活用し、より実践的な取り組みについても学ぶ。ICTマイスター事業は次年度以降も継続して実施する予定であり、従来の授業における活用だけでなく、校内支援や環境整備といったICTの全体的な活用においてもICTマイスターが力を発揮できるよう、研修で学ぶ角度を広げ、オンデマンドでも学べるよう、研修の幅を広げていく。また、ICTマイスターが授業支援システムを活用した授業の提案者として、外部に発信していくなどの活動にも挑戦していく。

② 教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修の推進【総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
年度当初の校長会議、教頭会議で、「教育スキルアップ研修」と「出前あすなろ塾」の詳細と募集について、議題として扱い、市内各校に依頼する。教育研究研修の講師を退職校長会に依頼し、研究に長けた退職校長に指導を依頼する。両研修の実践記録と報告書は、市内共有サーバーX(エックス)にて配信し、市内各校への周知していく必要がある。	教育研究研修、及び教育研究論文・実践報告に退職校長会より研究に精通した講師を依頼、派遣していただいたことで、研究の見通しを研究生に丁寧に伝えることができた。また、研究の進め方についても指導いただいたことで、より実践的な研究を行うことができた。合わせて、教科担当の指導主事が助言を行ったことで、研究に厚みを持たせることができた。研究の成果物は市内共有サーバーW(Xより変更)にて配信し、市内各校への周知を行った。	年度当初の校長会議、教頭会議で、「教育スキルアップ研修」と「出前あすなろ塾」の詳細と募集について議題として扱うとともに、市内各校にさらなる周知を図る。また、講師については、研究に長けた退職校長会に依頼する。さらに、両研修の実践記録と報告書は、市内共有サーバーW(Xより変更)にて配信し、市内各校への周知を継続する。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 11/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価
施策(1)	確かな学力を保障する教育の推進	(B)

【施策の達成状況】

目標	教職員の指導力を高め、一人ひとりの児童生徒に「確かな学力」を身に付け、学力向上を図る教育を推進します。		
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
	○全国学力・学習状況調査の結果から、習志野市と全国の平均正答率との比較	○令和元年度 ※調査項目が変更になったため (小6) 国語66%(+2.2) 算数69%(+2.4) (中3) 国語75%(+2.2) 算数60%(+0.2)	○全国比 (+5.0) ※全国1位の県が全国平均より、およそ5ポイント高いため、全国比+5.0ポイントとしている。
新たな成果指標		目標値(令和6年度設定)	実績値(令和6年度)
②学校における教育の情報化の実態に関する調査 ・ICT活用の割合		○教育プラットフォームの活用について、児童生徒1人当たり1週間の活用回数が3回以上	市平均で1.9回
小施策	① 個に応じた指導の充実 ② 指導と評価の一体化 ③ 児童生徒の学力の分析と指導方法の改善 ④ 緊急時における学びの保障		達成状況 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>

【主な取り組みの成果と課題】

① 個に応じた指導の充実【総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
AI型デジタルドリルの更なる活用を推進していく必要がある。	学校訪問の際、AI型デジタルドリルの積極的な活用を促すようにした他、教科指導に有効な機能について、教職員に周知を行った。 また、活用調査を実施し、前年度よりも活用数が増えた。	昨年度に比べ、AI型デジタルドリルの活用方法が周知されたため、活用回数が増えた。更なる活用を推進するため、計画的に調査・分析を行う。また、具体的な活用例を周知していく。

② 指導と評価の一体化【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
「指導と評価の一体化が図られた授業」については、令和6年度指導重点事項の学習指導の第一に掲げた。今後は、学校訪問や要請訪問等で、どの教科でも意識して「指導と評価の一体化」が図られた授業とはどのようなものなのか、意識すべき点は何かを指導主事が指導・助言をしていくようにし、授業改善を図るように促していく必要がある。	学校訪問や要請訪問における指導案検討の際には、どの指導がどの評価と一致しているのか確認し、指導案を練り上げていった。また、授業を参観した後の協議会では、指導と評価を意識し授業展開が図られたかどうか振り返り、改善点がある場合は、指導主事が授業者に伝えるようにした。	指導と評価の一体化を意識し、指導案に記載することはできてきているが、実際の授業時にそれが行われているかどうかについては課題が残る。そのため、次年度は、指導案検討の際に、授業のどの場面で指導と評価がリンクしているのか確認したうえで授業を行うよう指導主事が授業者に促していく必要がある。

③ 児童生徒の学力の分析と指導方法の改善 【総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
令和5年度全国学力・学習状況調査の結果を分析し、「今後の授業改善の視点」を3点示した「ならしの学力向上プラン」を活用し、指導改善に努めていくことを各校に伝えていく。その際、すべてのキャリアステージにおける授業改善につながることを目的に「発問・板書・ノート指導」について、具体的なポイントをまとめた、「学力向上につながる取り組み&授業改善ポイント」を作成し、市内各校へ周知していく必要がある。また自校の学力向上に向けた共通理解の場を作るよう依頼していく必要がある。	「学力向上につながる取り組みの確認&授業改善ポイント例」を作成し、各学校へ配付した。また、文書データを市内共有サーバ「総合教育センター(X:)」にて配信し、学力向上の全校的な取り組みに幅広く活用できるようにした。 令和6年度全国学力・学習状況調査の結果を分析し、「ならしの学力向上プラン」を作成した。令和7年度初めに周知して指導改善につなげる。 合同訪問等、指導・助言の機会を通して、より直接的に活用を働きかけるとともに、学校内全体で共有していくように促した。その結果、校内研修などで活用する学校が多くなった	令和7年度全国学力・学習状況調査の結果を分析し、「ならしの学力向上プラン」の作成を継続する。習志野市全体及び各学校ごとの課題を明確にして、具体的な改善方法を検討するとともに対策に取り組む。また、「学力向上につながる取り組みの確認&授業改善ポイント例」を再度、市内各校へ周知していく。

④ 緊急時における学びの保障 【総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
整えた環境を活かし、緊急時であっても児童生徒の学びが止まらないよう、普段からタブレット端末の活用方法について指導していく必要がある。	登校が難しい児童生徒からオンライン授業のニーズがあった場合、各学校にて対応できる環境を整えた。また、自宅にネットワーク環境がない家庭には、Wi-Fiルータを継続して活用できるよう貸出を行った。また、休校等の緊急時であってもGIGA端末を用いてオンライン授業が行える環境を整えることができた。	現状の整えた環境を継続しつつ、NEXTGIGAスクール構想に向けた対策を検討する。また、緊急時の対応についても児童生徒の学びが止めないよう、日常的なタブレット端末の活用状況を把握する。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 12/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価
施策(2)	豊かな心を育む教育の一層の推進	(B)

【施策の達成状況】

目標	子どもが感動する豊かな体験活動を大切にし、道徳性や社会性を育成する「心の教育」に取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
○児童生徒アンケートにおける体験学習に対する満足度	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○第6学年児童(85%)満足度を維持 ・第4,5学年児童(85%) ・中2生徒(85%)	○セカンドスクール満足度 ・第6学年児童 100% ・第4,5学年児童 99%	
○全学級が道徳科授業を公開している学校数	○道徳科の授業の年1回以上の授業公開をする。(23校)	○全学級が道徳科授業を公開している学校数(23校)	○すべての学校で、全学級が道徳科の授業を公開している(23校)。	
新たな成果指標		目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
小施策	① 豊かな体験活動の充実 ② 学校、家庭、地域と連携した道徳教育の充実 ③ 学校人権教育の充実 ④ 豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進			達成状況 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>

【主な取り組みの成果と課題】

① 豊かな体験活動の充実 【指導課・鹿野山少年自然の家】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
鹿野山の1泊2日での実施の検証をしていく。同時に、自然体験学習検討委員会において、今後の宿泊自然体験学習の在り方や、新たな体験学習の場所と開拓等を行い、令和7年度の試行に向けた準備を行う必要がある。	6年生の鹿野山セカンドスクールを1泊2日で実施したが、大きな問題もなく、1泊2日でも児童も満足感を得られる体験活動となった。 自然体験学習検討委員会において、今後の宿泊自然体験学習の方向性について検討し、令和7年度には市内小学校2校が富士吉田青年の家の検証実施を決定した。	令和7年度に試行実施する小学校2校の実施後、その様子を踏まえ、今後の宿泊自然体験学習の実施場所を検討していく必要がある。また、実施日数や対象学年についても考えていくべき。自然体験学習検討委員会にて今後の方向性を固めていく。

② 学校、家庭、地域と連携した道徳教育の充実 【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
学校から家庭や地域に対して、道徳教育についての取り組みを発信するとともに、ゲストティーチャー等の取り組みを進めるために、家庭や地域の人材発掘を進めていく必要がある。	市内全ての小・中学校において、全ての学級で授業参観等の機会を通じて道徳科の授業を公開した。多くの保護者や学校運営協議会委員の方に参観していただき、取り組みの発信につながった。	引き続き、授業参観等の機会を活用するとともに、学校だよりやホームページなどでも道徳の取り組みの様子を積極的に発信していく。また、家庭や地域の人材発掘をより推進していく必要がある。

③ 学校人権教育の充実 【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
人権への児童生徒の理解を深められるよう人権作文コンテスト、人権ポスター、人権標語コンテスト、人権教室などを活用しながら、さまざまな人権課題を理解する必要がある。	障がい者当事者をゲストティーチャーとした講演会や車いす等の体験活動に取り組んだ。多様な立場から人権課題について考える取り組みを充実させ、理解を深めることができた。また、人権に関する各種取組への応募を通して多様な人権課題について考えるきっかけとなった。	子ども基本法が施行され、こども施策が努力義務化を受けたことによって、子どもの人権についての理解を教職員と児童・生徒に広く啓発活動を行う必要がある。

④ 豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進 【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
総合教育展では、運営するにあたり児童生徒、保護者へ開催についての周知方法に課題が見られた。より多くの方に参観いただくよう、小中学校へ計画的に要項を周知する必要がある。また、理科の科学工夫作品では、参観者がより具体的に参観できるよう作品紹介の映像を流した。運営側の負担が削減するよう、各校で動画を作成するよう周知していく。	今年度は、総合教育展の開催期間を昨年度より縮小して行ったが、土日を含めていたため、たくさんの方が来場した。展示作品数は令和5年度と同様で、優秀特別賞も選定した。市内全小中学校の代表児童生徒の作品を展示することができた。	総合教育展は、多くの児童生徒の発表の場である。昨年度は、教育センター展示と校内展示が参観者には理解しづらく、問い合わせが数件あったため、参観者にとって把握のしやすい、より良い運営方法を検討していく。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 13/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価
施策(3)	健やかな体を育む教育の推進	(B)

【施策の達成状況】

目標	生涯にわたって心身の健康を保持し、よりよい生活習慣を実践するための基礎を育てます。 学校教育の充実のために、児童生徒の教育に携わる教職員の心身の健康の保持増進を図ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○小・中学校の歯科治療率(治療済みの人数÷治療勧告者数) ○全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力総合評価(5段階で評価しAが最上位、Eが最下位)のA評価とB評価の児童生徒の割合の合計ポイントからD評価とE評価の児童生徒の割合の合計ポイントを引いた値の全値との比較 $[(A \cdot B) - (D \cdot E)]$ のポイント差 ○ストレスチェックの実施率	○小学校:68.1% 中学校:42.5% ○小学校 5年男子:市26.5 国9.6 5年女子:市53.5 国21.9 中学校 2年男子:市24.6 国6.2 2年女子:市73.6 国53.3 ○成績指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○基準値+5% ○小学校 5年男子:市-国>20P 5年女子:現状値31.6 を上回る 中学校 2年男子:市-国>20P 2年女子:現状値20.3 を上回る ○100%	○小学校:59.8% 中学校:40.5% ○小学校 5年男子:市12.7 国-3.8 5年女子:市17.4 国5.0 中学校 2年男子:市21.16 国3.8 2年女子:市49.3 国33.9 ○令和6年度実施率 99.4%
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
小施策	① 学校と家庭・地域が連携した健康教育の推進 ② 体力・運動能力の向上 ③ 児童生徒・教職員の健康管理			達成状況
				○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 学校と家庭・地域が連携した健康教育の推進 【保健体育安全課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
中学校区学校保健委員会の参加人数が少なかった。学校保健委員会のテーマや開催方法を見直し、学校医、学校職員、保護者が多く集まり、児童生徒の健康について活発に意見を交わす委員会にしていく必要がある。 歯垢の染め出しや、家庭のメディア環境調査などを学校から発信し、家庭と連携した健康教育をさらに推進していく必要がある。	中学校区学校保健委員会の開催については、各学区でテーマの工夫等により、より多く参加してもらえるような計画を立てている様子が伺えた。学区によっては学校保健委員会前に児童生徒の実態を把握するために、学区での健康教育に取り組んだところもあった。 一方、学校で実施した健康教育の様子を家庭に発信する、児童生徒の健康についての呼びかけをしたりする等、各学校で行っている働きかけは継続されている。外部講師を招いての健康教育もコロナ禍があけでから増えてきている。	中学校区学校保健会の参加者については、いろいろ工夫をしてもまだ多いとは言えない状況であり、引き続きテーマの設定や開始時期等の検討が必要であると考える。 また、児童生徒の健康増進のためには保護者の協力が必要不可欠であることから、保護者への働きかけの方法についても検討するとともに、各学校で健康教育の内容などを見直し、より一層の推進を図りたい。

② 体力・運動能力の向上 【保健体育安全課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
コロナ禍と比べると体力は上昇傾向にあるが、運動時間と体力は相関関係にあることから、体育の授業で「できた・わかった」を体感させ、運動好きの児童生徒を増やして、運動を習慣化する必要がある。	学校における体育の授業では、運動量を確保するとともに、児童生徒が楽しく取り組める内容に工夫を加えた。また、県の施策である「遊・友・スポーツランキング」を活用し、授業外の運動機会の確保に努めた。小学5年生男子や中学2年生男子においては体力数値が前年より上昇するなど、一部、回復の兆しが見られた。	新型コロナの影響が依然として残っており、全体として平成30年度の水準には戻っていない。今後は学校・家庭が一体となり、継続的に運動習慣を定着させるための連携を進める。また、体育の授業における内容の充実に加え、保護者向けに家庭で取り組める運動プログラムを紹介する。

③ 児童生徒・教職員の健康管理 【保健体育安全課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
健康診断実施を勧めても実施しない職員がいる。全員が受診するように、管理職から引き続き勧奨する必要がある。 健康診断の結果、精密検査が必要な職員に対して、特休を利用し再検査を受けるよう管理職より勧奨する必要がある。 ストレスチェックの結果、高ストレスと診断された者の医師の面談を受診するよう周知を徹底する必要がある。	今年度より、県費負担任用講師が教育委員会で行う教職員健康診断を受診できるようになった。受診できる職種の幅が広がったことにより、受診者も増加した。 各校では、健康診断の受診や精密検査の受診について、管理職や養護教諭から勧奨をしている。衛生委員会や衛生部会の議題として、健康診断の受診勧奨を取り上げる学校が多くなっている。 ストレスチェックについては、各校の管理職等からの勧奨もあり、昨年度より実施率が上昇した。	令和7年度より公立学校共済の人間ドック補助金事業について年齢制限がなくなるため、教職員健康診断の受診状況がどう変化するか注視する必要がある。 健康診断及び精密検査の受診については、管理職からの勧奨を継続し、受診もれがないよう確認を行う。 ストレスチェックの実施にあたっては、学校と教育委員会が協力して受検を勧奨し、職員のメンタル不調を未然に防ぐ一助としたい。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 14/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価
施策(4)	食育の充実と安全・安心な学校給食の実施	(A)

【施策の達成状況】

目標	栄養教諭や栄養職員による食に関する指導の充実を図り、健全な食習慣の育成を促すとともに、給食食材の安全確保を図り、安全・安心な学校給食を実施していきます。		
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
	○毎日朝食を食べる児童生徒の割合	○90.3%	○98%
	○食育の授業に取り組む学校数	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○全ての学校(23校)で、食育に関する授業を実施する。
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)	実績値(令和6年度)
	○毎日朝食を食べる児童生徒の割合 ○食育の授業に取り組む学校数	朝食を食べることの大切さを含めた食育や放送資料、献立表や給食だより等で併せて3回以上指導する。食育の授業ができる学校が増えるよう、保健体育安全課から習志野市栄養士会、各学校へ働きかける。	
			達成状況
小施策	① 食育の充実 ② 地産地消の推進 ③ 安全な給食の提供 ④ 第3子以降の学校給食費の無償化		○ ○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 食育の充実 【保健体育安全課・学校給食センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
朝食については、個々の家庭の事情もあるため、指導の難しさがある。引き続き、学校・家庭・地域と連携しながら、指導にあたっていく必要がある。	日々の食育や食育授業、毎日の放送資料、また保護者向けの献立表や給食だより、試食会等で、学校・家庭・地域と連携して指導した。朝食をとる大切さや規則正しい生活についての知識が高まった。	朝食については、個々の家庭の事情もあるため、指導の難しさがある。引き続き、学校・家庭・地域と連携しながら、朝食をとる大切さやそれに関わる食育指導を行っていく。

② 地産地消の推進 【保健体育安全課・学校給食センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
来年度は市内農家が更に減少することから、キャロット計画も回数を減らすなどして継続していく。引き続き千産千消が継続できるよう、方法などを検討しながら行っていく必要がある。	市内農家が昨年よりも減少したが、キャロット計画の回数を減らすなどして全校取り組むことができた。また、にんじん以外でも地元農家の野菜を使用した献立や、県民の日献立、千産千消デー献立等、千葉県産の食材を使った給食の提供も行うことで、地元食材への理解を深めることができた。	来年度も市内農家が減少することから、市内農家の実情に合わせ、キャロット計画の回数を減らす等で継続していく。引き続き千産千消が継続できるよう、方法などを検討しながら行っていく必要がある。

③ 安全な給食の提供 【保健体育安全課・学校給食センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き学校給食衛生基準を守り、安全な給食の提供を行っていく必要がある。	学校給食衛生基準を守り、安全な給食の提供が行うことができた。	引き続き学校給食衛生基準を守り、安全な給食の提供を行っていく。

④ 第3子以降の学校給食費の無償化 【保健体育安全課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
無償化は保護者からの申請が必要であることから、制度の丁寧な周知が必要である。	対象児童生徒1,089人の給食費無償化をし、多子世帯の経済的負担軽減を図ることができた。	引き続き第3子以降の学校給食費の無償化について周知し、多子世帯の経済的負担軽減を図っていく。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 15/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価
施策(5)	特色ある学校づくりの進展	(A)

【施策の達成状況】

目標	各学校が児童生徒や地域の実態等を十分に踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○地域の特色を生かした授業を実践した教員の割合	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○70%以上	○92%
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
	○地域住民との交流活動が児童生徒の能力向上に寄与したと考える地域学校協働活動推進員の割合	○実施後のアンケート項目「地域住民と交流することにより、子どもたちのコミュニケーション能力の向上につながると思いますか」に対して肯定的な回答が80%以上となる。		○93%
				達成状況
小施策	① 特色ある学校づくりの推進 ② 地域の教育環境を生かした教材の開発			◎ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 特色ある学校づくりの推進 【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
タブレット端末等のICT機器の効果的な活用を引き続き推進する中で、今後は児童生徒が自ら選択し、使用する場面を意図的に作ることを目指し、取り組んでいく必要がある。また、各校の自主研究を支援するとともに、市指定研究において今日的な課題に対する先行した取り組みを推進する必要がある。	公開研究会において、各教科の特性に応じたICT機器の活用について研究を取り組んだ学校があり、タブレット端末等の意図的・効果的に活用していた。 今年度、中学校1校、小学校7校において公開研究会を実施した。いずれの学校もこれまでの研究成果を土台に、各校の実情・児童生徒の実態に応じた研究主題のもと、多くの参観者を招いて日頃の学習の成果を発表した。	これまで長年にわたり培ってきた研究スタイルに対して、どのようにICT機器を取り入れ活用していくかが課題である。児童生徒が発信する情報を的確に処理し、情報共有が行える場面を意図的に設定し、デジタル化を進めていくようにする必要がある。

② 地域の教育環境を生かした教材の開発 【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
地域人材や学校支援ボランティアの協力を得て、地域の環境や特性を生かした充実した取組が実現できている学校もある一方で、地域差が大きいことが課題である。	学校運営協議会において地域学校協働活動推進員と連携し地域人材の発掘や支援ボランティアの募集活動を行った。その結果、登校パトロールや昔遊びなどのボランティア活動が行われ、児童・生徒が安心・安全で充実した学校生活を過ごすことができた。	地域の環境や特性を生かした学校運営にはまだ地域差が大きい。地域人材の高齢化も進み、世代交代や、新たな人材の確保などが各地で課題となっている。学校運営協議会や地域、自治会などと連携を強めていく必要がある。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 16/45
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開	評価
施策(I)	学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開	(B)

【施策の達成状況】

目標	児童生徒の自己実現を図る教育を推し進めます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
○全国学力・学習状況調査質問紙調査(主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する取組状況)の結果	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○肯定的な回答をした児童生徒の割合80%以上	○肯定的な回答をした児童生徒の割合79.8%	
○学校図書館の貸出冊数	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○小学校30冊以上 中学校5冊以上	○小学校 14.8冊 中学校 1.6冊	
○学校電子図書館の閲覧数	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○小学校25冊以上 中学校5冊以上	○小学校 11.5冊 中学校 0.8冊	
新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
				達成状況
小施策	① 「主体的・対話的で深い学び」の実現 ② 読書教育の充実			○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 「主体的・対話的で深い学び」の実現 【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
学習活動の質を高め授業改善を図る。交流活動については、いつ、何をどのように交流し、アウトプットさせるかを明確にした効果的な交流学習となるよう改善を図る。また、めあてとまとめてズレがなく、児童生徒が課題解決の過程を踏むことができるような学習過程となるような授業づくりをして、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図り、資質・能力の一つである学びに向かう力、人間性の育成につなげていく必要がある。 学習内容の定着に時間がかかる児童生徒への指導の充実を図ることも含め、タブレット端末等も有効に活用した個別最適な学びと協働的な学びが実現できるような学習の在り方を研究していく必要がある。	児童生徒の思考の流れを意識した単元計画を立て、自ら解決したくなるような課題を提示することで、主体的に学習に取り組む場面が見られた。授業の中で、いつ、どのような意図で交流活動を取り入れるのかを助言することで、効果的な交流学習となるよう改善を図った。また、課題解決の過程を取り入れることを意識した単元計画を組むことにより、児童生徒が主体的・対話的に学習に向かう授業づくりができるようになった。 さらに、タブレット端末を使った授業展開が多く見られるようになった。全体での共有・調べ学習等、用途に合わせて効果的に活用する場面が増えてきた。個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて少しずつ意識して取り組む様子が見られた。	今後、どの児童生徒に対しても個別最適な学びと協働的な学びの更なる実現に向けて、タブレット端末の効果的な活用方法を検討していく必要がある。使うことが目的ではなく、個別最適な学びの実現に適した活用ができるように支援していくことが大切だと考えられる。 また、学習活動の質を高め授業改善を図ることは今後も続けていく必要がある。特に、交流活動については、意図を明確にした取り組みが求められる。教師主導の授業ではなく、児童生徒が主体的に学習に取り組み、対話的活動を通して深い学びに繋げられるようにし、学びに向かう力、人間性の育成につなげていく。

② 読書教育の充実 【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
読書教育の推進に向けた学校図書主任会議と学校司書の有効活用について、今後も読書活動の充実を図っていくようとする。また、学校電子図書館については、副読本や文集「ならしの」などの独自資料を掲載すること、また中学生向けの図書を多く入れることで、中学生の活用促進を図っていく必要がある。	読書活動の推進に向け、今年度は学校図書主任会議の中で、各学校の取組を持ち寄り紹介した。学校図書主任は毎年入れ替わる学校が多いため、どのような活動を行えばよいかの引き出しが少ない教職員が多い。そのため、学校司書にも助言をもらいながら、たくさんの取り組みを知る機会を設けた。 電子図書館には、中学生の活用推進を図るために、ラインナップを中学生が注目しやすいよう変更した。副読本や文集についても掲載し、多くの児童生徒の目に触れる機会を作っている。	今後も学校図書主任が代わる可能性があるため、業務の引継ぎを確実に行うよう各学校に要請する必要がある。また、貸出冊数の学校差が大きく見られたので、今後も読書活動推進に向けて具体的な取り組みを研修等で伝えていく必要がある。 電子図書館の活用については、学校図書館とともにどのように活用していくのかを検討していく。現状として利用頻度が低いので、研修会や会議等で具体的な利用可能場面を検討するなどして利用を促していく。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 17/45
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開	評価
施策(2)	国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開	(B)

【施策の達成状況】

目標	基礎的・汎用的能力や自らの考えや意見を自らが発信し具体的に行動できる態度の育成に向けて、キャリア教育や国際教育に取り組みます。					
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)		
	○中学校職場体験実施状況	○中学校職場体験の実施 7校	○中学校職場体験の実施(7校)	○中学校職場体験の実施 5校		
	○小学校キャリア教育にかかる体験学習実施状況	○小学校キャリア教育にかかる体験学習実施 16校	○現状維持(16校)	○小学校キャリア教育にかかる体験学習実施 16校		
	○外国語の小中連携実施状況	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○中学校区ごとに授業参観や情報交換を全ての中学校区(7学区)で実施 ○全校で実施	○外国語小中連携推進協議会において、中学校区ごとに情報交換を実施		
	○小中学校における人権擁護委員による人権教室の実	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし		○8校(小学校6校、中学校2校)		
新たな成果指標		目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)		
				達成状況		
小施策	① 個に応じた進路指導の充実 ② キャリア教育の基礎的・汎用的能力の育成 ③ 外国語教育・国際理解教育の充実 ④ 平和教育・環境教育の充実			<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>		

【主な取り組みの成果と課題】

① 個に応じた進路指導の充実 【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
東邦大学と連携を継続して、生徒向けの講座や保護者向けの講座を実施するとともに、令和6年度は理科の教員向けの講座も取り組み、理系進路選択支援を推進していく。また、令和6年度は全ての千葉県の公立高校において、インターネット出願が実施されるため、実施形態を早期に確認し、市内で情報を共有して生徒や保護者に伝えていく必要がある。	東邦大学との連携を継続し、令和6年度は中学校への出前授業や理科教員向けの講座を実施することができた。また、令和6年度は全ての千葉県の公立高校において、インターネット出願が実施されたが、市内全中学校の進路指導主任を年5回募集し、情報を共有する中で、各校の進路事務に関する業務を丁寧に進めることができた。	東邦大学との連携を継続していくとともに、千葉工業大学等、本市及び隣接市にある大学との連携も推進していく。また、高等学校等における入試の形態の多様化が今後も予想されるため、情報収集を迅速かつ丁寧に行い、各中学校との情報共有の徹底を図り、生徒たちの進路の実現を指導支援できるよう取り組んでいく。

② キャリア教育の基礎的・汎用的能力の育成【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
実際に施設を訪れて体験・見学を受け入れてもらえる方針の企業が増えているので、各小・中学校により多く情報提供し、積極的にキャリア教育に取り組むことを推奨していく必要がある。	千葉県教育庁教育振興部指導課教育課程指導室長から「職場体験・インターンシップ等実施事業所一覧」の提供をうけ、各小・中・高等学校へ周知した。校外学習等の見学・体験先として、県内の施設からの案内を各学校へ周知し、活用を依頼し、取組の充実につながった。	職場体験等では、地元商店や企業への依頼が必要であり、生徒自らが選択して体験先を決定するなどが増えている。今後も学校運営協議会での協力依頼の協議や地域の自治会などのつながりを強め連携していく必要がある。

③ 外国語教育・国際理解教育の充実【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
小・中学校相互の授業参観や情報交換の場を設定するよう促し、研究の柱である「相手意識でつながる外国語小中連携」について研究を進めていく必要がある。	外国语小中連携推進協議会において、中学校区ごとに情報交換を実施した。習教研外国语部会と連携し授業参観を行い、小中学校それぞれが意見を交え授業改善を図った。これまでの取り組みの研究成果を関東甲信地区中学校英語教育研究協議会千葉大会で発表を行った。	ALTやデジタル教科書の活用等について、小・中学校相互の実践を共有することで、コミュニケーションを図る場面や学習の個別化を充実させる。

④ 平和教育・環境教育の充実【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
さらなる人権意識啓発のため、人権教室、人権作文、人権標語等のコンテストなどの活用を図るよう周知していく必要がある。	人権週間(12月)に合わせて、各校の人権教育担当者に動画研修を位置付け、人権について理解を広めた。「多様な性」と「子どもの人権」をテーマに動画研修を実施し、各校職員の人権への理解を深めた。	人権作文、人権標語、人権ポスター等の実施を今後も人権意識啓発のため継続していく必要がある。教職員の人権に対する理解を深めるため、研修を行っていく必要がある。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 18/45
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開	評価
施策(3)	1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開	(B)

【施策の達成状況】

目標	教職員がICT機器を活用し、主体的・対話的で深い学びにつながる質の高い教育を推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
○GIGAスクール構想の実現 ・学習者用端末の配備 ・ICT支援員の配置	○・1台当たり12.5人 ・ICT支援員:0人	○・1台当たり1人 ・ICT支援員: 4校につき1人	○・1台当たり1人 ・ICT支援員: 4校につき1人	
○学力・学習状況調査質問 ・「ICTをほぼ毎日使用して授業を受けた」児童生徒の割合	○(令和元年度) ・小学6年生:6.3% ・中学3年生:5.5%	○100%を目指す	○小学6年生:7.5% 中学3年生:9.8%	
○学校における教育の情報化の実態に関する調査 ・「授業にICTを活用して指導できる教員」の割合	○77%	○100%	○令和5年度:84% 令和6年度:未確定	
○総合教育センター主催のICT関連の研修の中の、マイスターが実施する回数	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○年間3回以上を維持し続ける	○年間4回実施した。	
新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
小施策	① 1人1台タブレット端末の効果的な活用 ② 学校のデジタル化における1人1台タブレット端末の活用の充実 ③ 1人1台タブレット端末を活用した指導力向上のための研修等の充実			達成状況
				○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 1人1台タブレット端末の効果的な活用 【総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
特徴的な機能を活かし、授業や家庭学習での活用場面を増やしていく必要がある。	Office365によるクラウドサービスやAI型デジタルドリルの機能を活かし、授業や家庭学習での活用場面を増やすことができた。	新たに導入する授業支援ソフトを有効に活用した授業展開ができるよう周知・啓発に努める。 デジタルドリルは、授業での活用のほか、家庭学習での活用も啓発する。

② 学校のデジタル化における1人1台タブレット端末の活用の充実 【総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
好事例として取り上げる教材を継続して増やす。また、児童生徒が簡単に活用できる教材を増やしていく。利活用の好事例を横展開し、1人1台端末だからできる主体的・対話的で深い学びを実現した授業を推進していく。そのために、ICT学習指導員の直接指導により、タブレット端末の活用における指導が進んでいない教員へのサポートを行っていく必要がある。	好事例として取り上げる教材を継続して増やすことができた。学習eポータルを活用して、児童生徒が簡単に活用できる教材を増やすことができた。ICTマイスターが講師となって各校の教科主任に教科におけるICT活用方法を講義することで、利活用の好事例を横展開し、1人1台端末による主体的・対話的で深い学びを実現した授業を推進できた。ICT学習指導員の直接指導により、タブレット端末の活用における指導が進んでいない教員へのサポートを行う事ができた。	ICTマイスター育成事業・ICT支援員・ICT学習指導員により、令和7年度より導入する授業支援ソフトによるタブレット端末活用方法の好事例を教職員間で横展開し、教職員の技能向上を図る。

③ 1人1台タブレット端末を活用した指導力向上のための研修等の充実 【総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
教職員共有フォルダ内で閲覧できる情報を充実させ、指導力向上に有益な情報を探しやすくする必要がある。	教職員共有フォルダ内で、授業実践例や各種マニュアル等閲覧できる情報を充実させ、指導力向上に有益な情報を探しやすくした。成果として1人1台タブレット端末の活用率が増えた。	令和7年度より導入する授業支援ソフトを活用した教科ごとのICT活用研修を行い、授業改善のさらなる充実を図る。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 19/45
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開	評価
施策(4)	安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開	(B)

【施策の達成状況】

目標	各学校の実態に応じた災害安全・生活安全における危機管理マニュアルを作成するとともに、交通安全も含めた3領域(生活安全・交通安全・災害安全)について、地域住民とともに実効性のある訓練や研修会を推進し、自助・共助の精神を養います。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○市立小・中学校にて、地域と連携した避難訓練および交通安全教室の実施(連携の内容は、学校の実態や地域の状況に応じる)	○100%	○100%	○90%
	○自分の命を守るための体験などを含めた避難訓練の実施率	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○100%	○100%
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
	○児童生徒、教職員が自分の命を守るための実効性のある避難訓練の実施率	100%		○70%
				達成状況
小施策	① 安全管理の徹底 ② 安全教育の推進			○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 安全管理の徹底 【保健体育安全課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
交通安全については、これまで通り、安全点検、安全教室等を実施していく必要がある。 管理面では、実際に足を運んで点検、指導していく必要があるので、引き続き公開研究会や訪問などで学校の安全管理について注視していく必要がある。	令和6年度においては、安全担当が公開研究会や訪問の参加はなかったが、避難訓練の指導に行った際に校舎内や校庭の管理面について確認を行った。 防災の視点から、指導に当たった防災士や安全担当から廊下においてある棚やキャスター付きのテーブルなど危険なものについて指摘し、改善した学校があった。 また、鉄棒の腐食による事故報告もあったため、安全点検の仕方や安全点検簿の見直しの依頼等行った。	施設や遊具において、経年劣化が見られることから、安全点検をこれまで以上に丁寧に行う必要がある。 教育総務課と連携し、安全点検簿の見直しを図っていくと同時に、実際に学校に足を運び、見て触れて確認する機会を作る。

② 安全教育の推進 【保健体育安全課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>近年、大きな災害が多くなり、被害を最小限にするための防災教育が必要である。令和6年度から保健体育安全課が発足することから、避難訓練や防災教育にも力を入れていく。特に、避難訓練においては、自分の命は自分で守れるように起震車体験や、煙体験をセットにしたり、避難訓練の事前指導についてマニュアルを作成したり、各学校が取り組みやすいよう、内容や計画について提案できるものを準備していく必要がある。</p>	<p>令和6年度、以下の3点について重点的に取り組んだ。 ①実効性のある避難訓練 防災士、消防と連携し、市立各小中学校23校の避難訓練を視察。児童生徒、管理職にフィードバックを行う。</p> <p>②防災出前授業の取り組み 防災出前授業依頼は14校。 主なものは起震車や煙ハウス、応急手当、心肺蘇生等体験学習で、身の守り方の学習も行った。</p> <p>③「学校防災マニュアル作成ガイド」の作成 地震、風水害、その他の災害についての学校対応、職員の動きを発災前、発災時、発災後に分けてまとめたガイドを令和7年1月に市立各小・中・高等学校に発出した。</p>	<p>今後も実効性のある避難訓練、防災出前授業を実施していく。</p> <p>これらを持続可能にするために、防災士や消防、危機管理課等の専門機関と連携を図り、学校へ積極的な働きかけと実施まで、習志野市内の学校職員、児童生徒の安全・防災意識が高まるように計画的に取り組む。</p> <p>また、「学校防災マニュアルガイド」についても、変更があった場合には見直しを図り、いつ災害が起きても対応できるように最新のものにしていく。</p>

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 20/45
基本方針6	魅力ある市立高校づくり	評価
施策(1)	多様な高校教育の一層の充実	(A)

【施策の達成状況】

目標	生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した学校教育に取り組み、豊かな人間性と、体・徳・知を身につけ、社会を逞しく生きていく力の育成を目指します。 文武両道を実現するため、進路実現と、部活動の充実を目指します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○進路:現役での進路決定率	○95.1%	○98.0%	○94.5%
	○部活動:部活動加入率	○95.2%	○98.0%	○96.7%
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
				達成状況
小施策	① 充実した学校生活を送るための取り組みの推進 ② 魅力ある学校づくりへの取り組みの推進			◎ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 充実した学校生活を送るための取り組みの推進 【習志野高校】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
多様な進路希望を実現させるため、タブレット端末やポートフォリオに学習履歴を蓄積することで、生徒一人ひとりの進路実現に生かせるようにする必要がある。	多様な進路希望を実現させるため、進路ガイダンスの充実に向けて取り組んだ。進路講演会では様々な学校・専門学校の講師を招聘して、具体的な講話ををしていただくことで、将来を見据えた進路選択を考えるきっかけとすることができた。今後、学習した内容をポートフォリオに蓄積することで、継続して生徒一人ひとりの進路実現に生かせるようしていく。	進路希望の実現に向けて、データの蓄積により生徒の希望傾向が把握できた。今後は、進路講演会や職業体験活動をより生徒の実態に寄り添った内容を計画・実施できるようにする。

② 魅力ある学校づくりへの取り組みの推進 【習志野高校】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
姉妹都市(アラバマ州タスカルーサ市)との派遣・受入事業(派遣は隔年実施)の実施を図る。 高大連携事業の更なる活用を計画し実施できるようにする必要がある。	姉妹都市(アラバマ州タスカルーサ市)との派遣・受入事業(派遣は隔年実施)を6月に実施した。生徒同士の交流する時間を多く設定し、国際交流に積極的に参加することができた。 高大連携事業について、夏季休業中に実施される大学の講座を紹介し生徒の参加を促した。	留学や国際交流委員会に関する情報を積極的に生徒へ周知するとともに、教科やキャリア教育への連携をしていきたい。 高大連携については、計画的に実施できるよう進路と計画していく。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 21/45
基本方針6	魅力ある市立高校づくり	評価
施策(2)	地域や社会に開かれた高校づくりの推進	(B)

【施策の達成状況】

開かれた学校づくり推進に取り組み、地域や社会と連携し、豊かな人材を活用しながら地域の核となる高校づくりを目指します。	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○地域の方の学校評価アンケート 地域と連携して教育活動を進めているの項目の肯定度と満足度	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○90%	○77.8%
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
達成状況				
小施策	① 地域に開かれた学校づくりの推進 ② 地域との連携と交流の推進			○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 地域に開かれた学校づくりの推進 【習志野高校】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
今後、学校運営協議会の際に授業公開の推進・充実を行う。また、学校運営協議会及び学校評価等を活用し教職員の意識改革に努めていく必要がある。	学校運営協議会の際に授業公開の推進・充実を図った。また、学校運営協議会及び学校評価等を活用し、教育活動を見直すきっかけにすることができた。	継続して、学校運営協議会を授業公開の日に実施し、日々の教育活動の様子を見ていただく。また、委員の方にICT活用の実践について参観していただく。

② 地域との連携と交流の推進 【習志野高校】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
今後は、地域イベントの参加について計画的に行うと共に、生徒会の積極的な地域参加を図ることで地域との連携を強化していく必要がある。	今年度、地域イベントの参加を計画的に行うと共に、生徒会の積極的な地域参加を図ることで地域との連携を強化することができた。	地域参加については、生徒の興味・関心に沿った内容を紹介することで、参加率を上げられるように生徒会と連携を図っていく。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 22/45
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価
施策(1)	学習機会の充実	(B)

【施策の達成状況】

目標	目的や志向、ライフステージに応じた学習ができる機会を提供します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年)	実績値 (令和6年度)
○公民館主催事業の開催 回数及び参加人数	○1,239回、 50,439人	○1,300回、 53,000人	○令和6年度の実績 1,278回 42,630人	
○図書館の図書貸出冊数 (個人貸出冊数)	○1,016,360冊	○1,037,000冊	○1,058,331冊 (R4:1,118,969冊) (R5:1,084,264冊)	
新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
				達成状況
小施策	① 公民館講座の充実 ② 図書館資料の充実 ③ 公民館と図書館が連携した事業の実施 ④ 習志野市民カレッジの充実 ⑤ 子どもの読書活動の推進	○ ○ ○ ○ ○		

【主な取り組みの成果と課題】

① 公民館講座の充実 【公民館】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
大学や企業などとの連携した講座については、引き続き実施していく必要がある。	利用者満足度調査により、市民ニーズに応じた公民館講座を企画・実施した。市内3大学と連携した子ども向け講座を実施。大学生が企画、講師を務めることで、異年齢交流を図ることができた。企業が提供する出前講座を活用した子ども講座を開催することで、それぞれの企業の専門性を生かし、子どもたちの興味、関心を引き付ける講座を実施することができた。	引き続き、市民ニーズに応じた公民館講座の企画・実施に努めるとともに、大学や企業と連携した取り組みを進める。

② 図書館資料の充実 【図書館】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、市民により多く利用されるために資料の提供に努め、情報源の整備と周知に取り組んでいく必要がある。	蔵書の更新を行ったことにより、市民の学習に役立つ資料の提供ができた。 ・資料の購入(16,355冊) ・寄贈本の受入(2,237冊) ・除籍(15,161冊)	引き続き、市民により多く利用されるために資料の提供に努め、情報源の整備と周知に取り組んでいく。

③ 公民館と図書館が連携した事業の実施 【社会教育課・公民館・図書館】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>【公民館】今後も公民館・図書館が連携し、魅力ある講座を開催していく必要がある。</p> <p>【図書館】公民館・図書館の利用者が、ともに両施設の認知度を高め、利用者の増を図るため、それぞれの施設の特性を活かした事業を行う必要がある。</p>	<p>【公民館】中央図書館のティーンズコーナーにおける、保育所、こども園、小学校等の作品展示を実施し、園児、保護者等の来館するきっかけを作ることができた。中央公民館、中央図書館の共催事業として、文学講座を実施した。</p> <p>谷津公民館子ども映画会において、谷津図書館司書による大型絵本・紙芝居の読み聞かせを実施し、子どもたちが絵本などに親しむ機会を作ることができた。</p> <p>【図書館】プラッツ習志野や公民館の主催事業を中央図書館の閲覧室内でPRし、図書館利用者の目に留まるよう工夫した。また、フューチャーセンターとの共催で、中央図書館こどもティーンズのア内でイベントを行った。</p>	<p>【公民館】中央公民館及び中央図書館が連携した講座を企画開催するとともに、市内公民館および図書館が連携した取り組みができるよう、検討する。</p> <p>【図書館】引き続き、公民館・図書館の利用者が、ともに両施設の認知度を高め、利用者の増を図るため、それぞれの施設の特性を活かした事業を行い、プラッツ習志野・公民館利用者に向け、図書館の蔵書や取り組みの周知を行う。</p>

④ 習志野市民力レッジの充実 【社会教育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>引き続き、卒業後の活動を見据えつつ、受講生のニーズに合わせたカリキュラムを作成し、新規受講者の獲得に努める必要がある。</p>	<p>「LGBTQと性の多様性について知ろう」「SGDs学習ゲーム『Get the point』を体験しよう」、起震車体験など、社会課題への理解をより深めるための講義を継続・導入した。</p> <p>また、ICTの活用については、アンケート結果を基にLINEの講座を充実させた。</p>	<p>引き続き、卒業後の活動を見据えつつ、受講生のニーズや社会の動向に合わせたカリキュラムを作成し、新規受講者の獲得に努める。</p>

⑤ 子どもの読書活動の推進 【社会教育課・図書館・指導課・学校 等】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>【社会教育課】アンケートの実施、府内各所属を対象としたヒアリングにより、現行計画の成果把握や子どもの読書活動推進計画における取組内容を検討する必要がある。</p> <p>【図書館】児童生徒の図書館利用を促進し読書活動を推進するため、中央図書館で図書館休館日の図書館開放を行う必要がある。学校や地域で読書の楽しさや大切さを広めていく生徒を育むため、学校の夏休み期間中に、中央図書館を会場にジュニア司書講座を開催する必要がある。</p>	<p>【社会教育課】現行の習志野市子どもの読書活動推進計画の成果検証と課題把握のため、保護者や児童生徒を対象としたアンケートを実施した。その後、府内関係部署へのヒアリング等を経て、次期計画（令和8年度～）の骨子案を作成し、内容について社会教育委員に諮問を行った。</p> <p>【図書館】中央図書館で、小学校2校に対し休館日の図書館開放を行い、図書館を知り、身近に感じる場の提供に努めた。</p> <p>10月28日：大久保東小4年生 12月2日：大久保小4年生 中学生を対象とし、ジュニア司書講座を行い、9名の参加があった。講座終了後も継続的に図書館に関わることができるプログラムを提供した。</p>	<p>【社会教育課】府内関係部署へヒアリング等を行なながら目標設定や実効性のある取り組み事項等を検討し、次期計画を策定する。</p> <p>【図書館】引き続き、児童生徒の図書館利用を促進し読書活動を推進するため、中央図書館で図書館休館日の図書館開放を行う。学校や地域で読書の楽しさや大切さを広めていく生徒を育むため、中央図書館を会場にジュニア司書講座を開催し、ジュニア司書に活動の場を提供する。</p> <p>児童生徒にとって図書館が身近な存在になるよう、児童生徒がより興味を持てるような資料の収集に努める。</p>

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 23/45
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価
施策(2)	学習成果の活用	(B)

【施策の達成状況】

目標	社会教育施設が活動拠点となるように努めます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
○公民館の利用団体数及び利用人数	○30,093団体 402,261人	○31,600団体 422,300人	○令和6年度の実績 38,301団体 446,488人	
○図書館の利用登録率	○28% (自治体外数含む)	○29% (自治体内数) ※令和5年度より目標値を変更	○28.4% (R5:28.7%)	
新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
				達成状況
小施策	① 学習成果を生かす場の提供 ② 地域における人材(コーディネーター)の育成			○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 学習成果を生かす場の提供 【社会教育課・公民館・図書館】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
【公民館】新たな日常を見据えた施設利用の手法を確立し、市民ニーズに対応した学習機会の提供と学習成果を生かせる環境づくりを進めていく必要がある。 【図書館】引き続き、市民ニーズに対応した学習機会の提供と学習成果を活かせる環境づくりを進めていく必要がある。	【公民館】・学習成果の発表、地域交流を図る場として市内6公民館において市民文化祭を開催した。 いずれの文化祭においても、近隣の保育所、幼稚園、こども園、小・中学校の作品を展示し、学習成果を発表するとともに、学校と取り組みを地域に紹介する機会となった。 ・市内6公民館の寿学級生が一堂に会する寿まつりを開催し、学習成果の発表・交流の場とすることことができた。 【図書館】近隣の幼稚園、こども園、保育所の子どもたちの作品を図書館の閲覧室内に掲示・展示を行い、学習成果発表の機会の確保に努めた。また、公民館文化祭で展示した第二中学校美術部の作品を、図書館内に引き続き展示し、一般利用者からの感想を募り、学校へフィードバックした。	【公民館】引き続き、関係機関等と連携し市民文化祭や寿まつりの開催を通じて、学習成果発表の場を設ける。 【図書館】引き続き、市民ニーズに対応した学習機会の提供と学習成果を活かせる環境づくりを進めていく。

② 地域における人材(コーディネーター)の育成 【社会教育課・公民館】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、市民カレッジでは、受講生の卒業後の活動を見据え、充実したカリキュラムを作成すると共に、受講生の活動について積極的に支援していく必要がある。	市民カレッジでは、地域活動に関する講義のほか、谷津千潟自然観察センターや社会福祉協議会と連携してボランティア体験を実施し、引き続き卒業後にボランティアの継続や紹介を受けやすい環境をつくった。その結果、複数の受講生が現在も継続してボランティアに参加している。	引き続き、地域活動に意欲がある受講生が卒業後にそのまま活動を継続するように在学時から活動出来るようなカリキュラムを作成する。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 24/45
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価
施策(3)	社会教育指導者の確保と養成	(B)

【施策の達成状況】

目標	社会教育指導者の確保と資質の向上を図ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
○社会教育課、公民館、図書館職員の専門的研修の受講回数	○29回	○31回	【公民館】14回 【図書館】13回 (R4:12回) (R5:8回)	
新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
小施策	① 指導者の確保 ② 指導者の養成			達成状況 <input type="radio"/> <input type="radio"/>

【主な取り組みの成果と課題】

① 指導者の確保 【社会教育課・公民館】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、国や県、公民館連絡協議会など様々な研修機会の情報収集に努め、積極的に職員が参加できるよう努める必要がある。	千葉県公民館連絡協議会や葛南地区公民館連絡協議会が主催する研修会へ参加し、情報収集および資質向上を図った。 指定管理制度を導入している公民館においては、社会教育主事有資格者を配置した。公民館への指定管理制度導入にあたっては、仕様書に基づく有資格者の配置により、講座等の充実を図る。	引き続き、研修会等への参加などを通じて情報収集、資質向上に努め、公民館講座の充実に努める。 また、指定管理者制度を導入している公民館において、仕様書に基づく有資格者の配置により、講座等の充実を図る。

② 指導者の養成 【社会教育課・公民館】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、国や県、公民館連絡協議会など様々な研修機会の情報収集に努め、積極的に職員が参加できるよう努める必要がある。	専門的知識を得るために、各種研修会へ積極的に参加するとともに、有資格者を中心に互いに学びあうことで資質の向上に努めている。	引き続き、国や県、公民館連絡協議会など様々な研修機会の情報収集に努め、積極的に職員が参加できるよう努める。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 25/45
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価
施策(4)	自主自立課題解決型社会の推進	(B)

【施策の達成状況】

目標	地域や社会教育団体が自らの力で地域の課題を解決できる環境づくりを推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○公民館主催事業の開催回数及び参加人数	○1,239回、 50,439人	○1,300回、 53,000人	○1,278回 42,630人
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
				達成状況
小施策	① 自主活動(サークル活動等)の場の提供 ② 図書館機能の充実			○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 自主活動(サークル活動等)の場の提供 【社会教育課・公民館】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、市民の活動場所を確保するとともに、さまざまな世代の市民がより活発に活動できるよう活動場所を提供していく必要がある。	市民の自主的な活動をより活発に展開し、サークル社会教育団体や周辺地域の町会・自治会等が継続的に活動することができるよう、公民館を活動場所として提供し、これらの団体が継続的に活動できるよう支援・促進することができた。 「公民館において、サークルの会員数減少の対策としてサークル活動の見学・体験ができる「参観日」を実施し、新規会員の入会につなげることができた。	引き続き、市民の活動の場所を確保するとともに、様々な世代が活発に活動できるよう、活動場所を提供する。各公民館において、サークル団体と連携した、会員減少対策を検討する。

② 図書館機能の充実 【図書館】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、便利なサービスをより多くの市民に利用してもらうため、様々な媒体を利用して周知活動を行う必要がある。	習志野市電子図書館において、来館が難しい市民、開館時間中に図書館を利用しにくい市民への読書の機会を提供した。 (貸出数9,585点、延べ貸出人数5,826人) 市庁舎2階社会教育課窓口で予約図書の受け渡しを行った。 (貸出数5,347冊、延べ貸出人数2,918人) ちは電子申請サービスによる、カードレスを希望する方への利用登録申込みを行った。 (申請人数35人)	引き続き、資料の充実を図るとともに、便利なサービスをより多くの市民に利用してもらうため、様々な媒体を利用して周知活動を行う。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 26/45
基本方針8	芸術・文化活動の振興	評価
施策(1)	芸術・文化活動の振興	(B)

【施策の達成状況】

目標	芸術・文化活動の振興を図るとともに、活動団体の自立を支援します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○芸術・文化行事の開催回数	○28回	○33回	○38回 公民館文化祭 6回 地域コンサート他 32回
新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
小施策	達成状況			達成状況
① 文化振興計画に基づいた事業の推進 ② 市民参加行事の充実 ③ 質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供				○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 文化振興計画に基づいた事業の推進 【社会教育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
市庁舎等での発表機会の提供については、通常業務をしている市役所の窓口業務への影響のほか、選挙等で突発的に会場が使用できなくなる課題がある。	(公財)習志野市文化スポーツ振興財団に委託し、市庁舎等での発表機会を提供した。ハミング階段で子どもを中心としたメンバーによるお琴のコンサートを実施したほか、受託者の市内文化団体との強い結びつきを活用し、芸術文化協会所属団体である「こぶしの会」によるクリスマスコンサートを実施した。さらに、市教育委員会が主体となって弦楽四重奏のコンサートを実施した。	モリシア津田沼の閉館に伴い、令和7年度は市庁舎等で「市展」や「市民文化祭」の文化行事の開催を予定している。これまで文化芸術に関わりがなかった新規の来場者の獲得が見込まれ、文化の裾野の広がりが期待される。

② 市民参加行事の充実 【社会教育課・公民館】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、地域の特色を生かしたコンサートや講座を開催し、市民が芸術・文化を身近に親しめる機会の充実を図っていく必要がある。	各公民館で、地域の歴史や文化の学習、体験等を目的とした講座や行事の開催、地域の特色を活かしたコンサート等を開催するなど、市民の芸術・文化活動の発表の場と芸術・文化を身近に親しめる機会の充実を図った。 各館で実施する市民文化祭において、多くの地域住民の交流を図った。	引き続き、地域の特色を生かしたコンサートや講座を開催し、市民が芸術・文化を身近に親しめる機会の充実に努める。

③ 質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供 【社会教育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
財団「公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団」の支援を行い、新文化ホール開館までの間、本市の芸術・文化の振興と推進が停滞しないよう連携を図っていく必要がある。	本市の芸術・文化の振興と推進を担う「公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団」より、習志野文化ホール長期休館後の芸術・文化振興の方向性について、各地域へ赴いて実施するアウトリーチ活動に力を入れていく方針が示され、「旧鶴田家住宅 お月見コンサート」を実施したほか、合併した利点を活かし袖ヶ浦体育館でオーケストラが演奏した「市民のためのオーケストラ入門」、「美術品で顧みる習志野文化ホール2025」等を実施し、市民が文化芸術に触れる機会の提供に寄与した。	引き続き「公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団」の支援を行い、新文化ホール開館までの間、本市の芸術・文化の振興と推進が停滞しないよう連携を図っていく。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 27/45
基本方針⑨	文化財の保存と活用	評価
施策(1)	文化財の保存	(B)

【施策の達成状況】

目標	本市の歴史や文化に対する理解を深めるため、文化財の保存を推進します。					
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)		
	○指定・登録文化財数	○19件	○21件	○21件		
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)		
				達成状況		
小施策	① 文化財の収集・保存の充実 ② 開発に伴う埋蔵文化財調査の充実			<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>		

【主な取り組みの成果と課題】

① 文化財の収集・保存の充実 【社会教育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、市にゆかりのある物品の寄附の依頼をホームページ等で周知していく必要がある。 旧大沢家住宅の茅葺屋根の葺き替え完了後、旧鶴田家住宅の葺き替えにも着手したいと考えているが、財源の一部である県補助金も減少の傾向にあることから予算の確保が大きな課題である。	市内の古い写真5枚の寄附、旧大沢家住宅の畳12畳の寄贈を受けた。 また、県補助金を活用し、令和5年度から2年計画で旧大沢家住宅の茅葺屋根の葺き替え工事をを行い、令和6年度をもって工事が完了し、施設・設備の修繕を図ることができた。	引き続き、市にゆかりのある物品の寄附の依頼をホームページ等で周知していく。 また、今後修繕が必要な文化財も多いことから、適切な管理を行っていくための修繕計画の策定について検討する。

② 開発に伴う埋蔵文化財調査の充実 【社会教育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
鷺沼特定土地区画整理事業においては民間事業者が発掘調査を実施する予定であり、現在も協議を重ねているところであるが、市の担当職員（埋蔵文化財を専門とする学芸員有資格者）が一名しかいないことから現状においても対応が難しい。	鷺沼特定土地区画整理事業地内の向原南遺跡について担当各所と協議を行い、調査が完了した。 また、現地見学会を開催し、市民に埋蔵文化財に興味を持っていただける機会を設けることができた。 その他、埋蔵文化財包蔵地として、新たに和田北遺跡を指定した。	埋蔵文化財発掘調査が増加傾向にあるが、現在担当職員が1名しかおらず、発掘調査の予定が重複した際の対応に苦慮するという課題がある。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 28/45
基本方針9	文化財の保存と活用	評価
施策(2)	文化財の活用	(B)

【施策の達成状況】

目標	市の歴史・文化に対する理解を深めるため、文化財の活用を推進します。					
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)		
○旧大沢家住宅、旧鴨田家住宅の一日あたりの入館者数	○60人	○70人	○64.2人 (内訳) 旧大沢家住宅22.1人 旧鴨田家住宅42.1人			
新たな成果指標		新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)		
				達成状況		
小施策	① 旧大沢家住宅・旧鴨田家住宅の活用の充実 ② 文化財の展示・普及の推進			○ ○		

【主な取り組みの成果と課題】

① 旧大沢家住宅・旧鴨田家住宅の活用の充実 【社会教育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、施設及び催し物について、ホームページ、広報誌などでの周知活動を継続する必要がある。 現行の催し物においても、例えば対象者や時期を変更するなど、今まで参加したことのない市民の参加を図るべくブラッシュアップしていく必要がある。	以下のイベントを催し、ホームページ等を使って市民に周知することができた。 旧大沢家住宅 ・七夕飾り(6/23~7/7) ・茅葺屋根の表層葺き替え工事 西・南側(11/16~3/7) ・広報紙に紹介記事を掲載(3/1号) 旧鴨田家住宅 ・七夕飾り(6/23~7/7) ・お月見会(9/17) 153名 ・おはなし会(10/20) 8名 ・落語会(11/15) 21名 また、旧大沢家住宅及び旧鴨田家住宅の子供向け紹介パンフレットの作成に着手した。	引き続き、施設及び催し物について、ホームページ、広報紙、近隣施設への情報提供などの周知活動を継続する。 現在の催し物はリピーターが多いことから、初めて参加する方も増える企画・内容への変更を検討する。

② 文化財の展示・普及の推進 【社会教育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
市庁舎等の展示については引き続き年間数回の入れ替えを行っていく必要がある。 展示物については内容的には興味深いものと自負しているが市民の目が展示ケースに届いていないのもどかしさはある。ホームページなどで発信していくなど市民に注目してもらえるような周知方法等を試行していく必要がある。	以下の展示を引き続き行っている。 ・市内出土考古資料(鷺沼古墳、谷津貝塚、不三戸貝塚、屋敷貝塚)(令和5年8月~) 過去に出土した縄文・古墳・平安時代の出土品を展示することができた。 ・市内出土考古資料(花咲台遺跡)(令和6年1月~) 市内で初めて発掘調査を行った弥生時代の遺跡である花咲台遺跡の出土品を展示することができた。	市庁舎等の展示について、定期的な入れ替えを行っていく。 市内の文化財の認知度を高めるため、ホームページへの掲載やパンフレットの作成等、情報発信の回数を増やす。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 29/45
基本方針10	青少年健全育成の推進	評価
施策(1)	青少年育成団体の活動支援	(A)

【施策の達成状況】

目標	青少年育成団体の活動支援を積極的に行い、「豊かな心」の育成を図ります。					
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)		
	○市民まつりこども広場の来場者数	○12,090人	○13,000人	○13,342人		
	新たな成果指標	新たな目標値(令6年度設定)		実績値(令和6年度)		
	育成団体間における交流の推進	育成団体連絡協議会に関するアンケートにおいて、「他団体との交流が増えた」の割合80%				
				達成状況		
小施策	① 青少年育成団体連絡協議会の協力体制の推進 ② 各団体の自主事業に対する支援体制の強化			◎ ○		

【主な取り組みの成果と課題】

① 青少年育成団体連絡協議会の協力体制の推進 【社会教育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
目的である団体の活動および情報交換の場として会議が充実した内容になるよう検討するとともに、市民まつり子ども広場参加団体のみの会議の実施も同様に行い、子ども広場への来場者を増加させることができるように、運営方法の検討を行う必要がある。	活動計画のとおり年5回会議を実施し、うち1回は子ども広場参加団体のみの参加とした。子ども広場参加団体のみの会議では、子ども広場を運営するにあたり必要な事項等に絞って確認し、十分な調整を行うことができた。第31回市民まつり「習志野きらっと」において子ども広場を円滑に実施することができ、来場者数は目標値である13,000人を超えた。	目的である団体の活動および情報交換の場として会議が充実した内容になるよう検討するとともに、市民まつり子ども広場参加団体のみの会議の実施も同様に行い、子ども広場の運営をより良いものとする。

② 各団体の自主事業に対する支援体制の強化 【社会教育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
各団体の自主事業も通常通り実施される中で、団体が活動しやすい環境づくりや広報活動などの支援を継続して実施する必要がある。また、一部団体においては、役員等において次世代への円滑な交代が課題であり、団体のなかで幅広い世代の指導者の育成が必要となるため、情報共有等の支援を行う必要がある。	各団体行事への後援・共催を行うとともに、現場訪問を通じた人的支援を行うことができた。	団体が活動しやすい環境づくりや広報活動などの支援を継続して実施する必要がある。また、一部団体においては、役員等において次世代への円滑な交代が課題であり、団体のなかで幅広い世代の指導者の育成が必要となるため、情報共有等の支援を行う必要がある。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 30/45
基本方針10	青少年健全育成の推進	評価
施策(2)	家庭や地域の青少年教育力の向上	(B)

【施策の達成状況】

目標	情報の共有を促進し、関連機関との連携により、青少年の健全育成を推進します。 インターネットトラブルの未然防止に向けて取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○不審者等による実被害者数	○実被害者0人	○実被害者0人	○実害なし0
	○ネット被害防止に向けた出張授業の実施校数	○0校	○市内小中学校:23校	○県講師派遣:3校 市講師派遣:11校 民間講師:2校 その他:10校 (重複あり)
	○教職員・保護者など大人向けの研修等の実施	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○市内小中学校:15校 ○大人向け研修等:3校	○教職員向け 0校 大人向け研修2校
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
小施策	○教職員・保護者など大人向けの研修等の実施	○大人向けの研修実施校:5校		
	① 情報の共有を促進し、関連機関等との連携による青少年の健全育成の推進 ② インターネットトラブルの未然防止			達成状況 ◎ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 情報の共有を促進し、関連機関等との連携による青少年の健全育成の推進 【保健体育安全課(青少年センター)】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、各学校からの情報収集を行う必要がある。 青少年補導委員や中学校区青少年健全育成協議会情報と情報交換をして青少年の健全育成の推進につなげていく必要がある。 不審者情報では、これまでの蓄積を活用し、正確かつ迅速な対応をしていく。不審者に遭遇しないために、通学路を確認することが有効だったため、引き続き呼びかけていく必要がある。	青少年補導委員会と中学校区青少年健全育成協議会と連携してパトロール活動や情報交換することができた。 不審者情報においては、学校や警察、防犯安全課等関係機関と連携を図り、迅速な対応に努めることができた。また、公民館や社会教育課、子ども部等にも情報を提供し、注意喚起することで未然防止につなげることができた。	不審者情報では、正確かつ迅速な対応をしていく必要があるが、青少年センターへの一報までに時間がかかるってしまう。不審者に遭遇したらすぐに110番をすること、関係機関と連携して未然防止教育等にも力を入れる。

② インターネットトラブルの未然防止 【保健体育安全課(青少年センター)】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
アンケートから、低年齢でもスマートや携帯の所持、インターネットに触れる機会が増加していることがわかり、小学校と連携してトラブルの未然防止に努めていくことが引き続き課題である。 教職員や保護者など大人の知識やスキルを向上していくことも課題である。外部講師などの紹介も含めて行っていく必要がある。	インターネット適正利用啓発学習会において、高学年の依頼が多く、令和6年度は3年生の依頼が1校あった。3年生においてもほぼ全員の児童がインターネットを利用していたため、意識も高かった。 児童の学習に保護者が参加したり、1000か所ミニ集会や新入生保護者会で扱う学校もあり、大人向けの学習会ではインターネットの問題や悩みを共有することができた。	インターネットに係る知識や社会問題について、常にアンテナを高くしておく必要がある。また、インターネット利用の低年齢化も進んでおり、今後リテラシー教育は必須となってくることが考えられる。 全ての学校、学年において県、市、民間等外部講師を招いての学習会は今後も必要になるため、県と連携を図りながら全校での実施を目指していく。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 31/45
基本方針10	青少年健全育成の推進	評価
施策(3)	青少年のための施設における活動の充実	(B)

【施策の達成状況】

目標	青少年に自然の中での豊かで多様な体験活動の場を提供します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
○富士吉田青年の家の利用者数	○12,256人	○平成30年度の基準値を維持	○8,152人	
新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
小施策	① 富士吉田青年の家における活動の充実			達成状況 ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 富士吉田青年の家における活動の充実 【社会教育課・富士吉田青年の家】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
新型コロナウィルスを危惧し、利用者側が宿泊利用を自制する動きがあり、予約者の約3割がキャンセルとなった。習志野市民を中心には、安全に施設を利用できることを広く訴え、まずは年間利用者数1万人までの回復を図り、併せて、施設を持つ特性(富士山の大自然を教材とした様々な体験プログラムの提供)を各利用者に寄り添って提供していく必要がある。	ICTや口コミを活用して利用促進を図り、令和6年度の4月から11月までは、利用者の大幅な回復を実現していたものの、12月下旬から2月にかけ、インフルエンザが過去最高水準でまん延し、公衆衛生上の要因で目標値の74%に留まった。ただし、主催事業においては、富士山麓ならではの催しを5事業企画し、参加数137人、応募者数202人と、現行の実施方法(現地集合、解散)となってから過去最高となった。	令和7年度から8年度の2ヶ年は、長寿命化改修工事を実施し、工事期間中は宿泊利用を制限する必要が生じることから、当該2ヶ年は利用者数の減少を見込んでいるが、使用が可能な期間を十分に活用し、市民の宿泊者数が全体の50%台(現在は45%)となるように市民へのパンフレットの配布やホームページの充実、SNSを活用することで新たな魅力の創出を図る。 市内小学校16校の自然体験学習を受け入れることを想定し、職員一人ひとりの引率対応力の向上や利用者に寄り添ったホスピタリティ溢れるサービスを提供するとともに、顧客満足度100%を維持し、市内の児童や生徒に質の高い教育的効果を提供するため、研修支援の対応力の向上を図る。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 32/45
基本方針10	青少年健全育成の推進	評価
施策(4)	子どもの居場所づくりの推進	(A)

【施策の達成状況】

目標	放課後等における子どもの安全・安心な居場所の計画的な整備に取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
○放課後子供教室の開設数	○事業未実施	○11小学校で実施	○11小学校で実施 大久保東(R2開設) 東習志野、秋津(R3開設) 袖ヶ浦西、袖ヶ浦東、藤崎(R4開設) 屋敷、実花、向山、香澄(R5開設) 鷺沼(R6開設)	
新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)			実績値(令和6年度)
○放課後子供教室の開設数	○16の小学校で実施	○11の小学校で実施		
				達成状況
小施策	① 放課後等における子どもの安全・安心な居場所の整備 ② 地域で子どもを育てる環境づくりの推進		◎ ○	

【主な取り組みの成果と課題】

① 放課後等における子どもの安全・安心な居場所の整備 【社会教育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
「習志野市後期第2次実施計画」に基づき、R7年度に津田沼小学校、大久保小学校、谷津南小学校の3校に放課後子供教室を開設するべく準備を進める必要がある。 この他の未設置校2校の開設にあたっては、「習志野市こども若者まんなか計画子ども計画」(R7～R11)等へできるだけ早期の位置付けを図る必要がある。 また、学級推計等を踏まえ、学校運営に支障のない余裕教室などの安全・安心な実施場所の確保や今後経常的に増大する予算を確保していく必要がある。	就学児童を対象に放課後等の安全・安心な子どもの居場所づくりとして、鷺沼小学校に「放課後子供教室」を新たに開設するとともに、令和7年度に開設する津田沼小学校、大久保小学校、谷津南小学校の契約候補者の選定や活動場所の環境整備等の開設準備を行った。 令和7年度を始期とする「習志野市こども・若者まんなか計画」において、未設置校の開設年度を位置づけた。 開設校の保護者を対象とした満足度調査の結果では、子どもが安心して過ごせる場所との回答が95%であり、放課後等における安全・安心な居場所として多くの子どもに利用された。 令和6年度は新たに、責任者であるコーディネーターを対象とした研修会と児童を対象としたアンケートを実施し、職員の資質向上と児童の意見を反映する運営に努めた。	「習志野市こども・若者まんなか計画」に基づき、未設置校について開設準備を行い、全市立小学校での実施を目指す。 高学年児童の参加率が低いため、高学年児童でも楽しめるよう学年に応じたプログラムの実施、書籍・遊具の充実を図る必要がある。 コーディネーターを含めた従事職員の資質向上に向けて、引き続き研修会の実施や情報共有できる場を設ける。 学級推計等を踏まえ、学校運営に支障のない余裕教室などの安全・安心な実施場所の確保や今後経常的に増大する予算を確保していく必要がある。

② 地域で子どもを育てる環境づくりの推進 【社会教育課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
地域住民との交流などの機会を提供するため、引き続き、放課後子供教室事業の活動や見守りに協力いただける地域ボランティアの募集を行っていく必要がある。	放課後子供教室において地域住民が主体となり、プログラムを実施することができた。 青少年育成団体連絡協議会等において、放課後子供教室地域ボランティアへの登録を呼びかけ、スポーツ団体を中心に新たに14名が登録した。(ボランティア登録人数 27名)。 放課後子供教室に通っていた児童が中学生となり、ボランティアに登録するなど、幅広い年齢層がボランティアとして活動した。	地域住民との交流などの機会を提供するため、引き続き、放課後子供教室の活動や見守りに協力いただける地域ボランティアの募集を行っていく。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 33/45
基本方針Ⅱ	「する」「みる」「支える」スポーツの推進	評価
施策(1)	生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進	(B)

【施策の達成状況】

目標	「する」「みる」「支える」スポーツを推進し、市民のスポーツ活動が充実するよう取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
(市民アンケートの結果において) ○週1回以上スポーツ・運動を行っている市民の割合 ○会場でスポーツ観戦したことのある市民の割合 ○スポーツボランティアなどの活動を経験したことのある市民の割合	○51.9% ○34.5% ○13.3%	○60.0% ○40.0% ○20.0%	○53.7% ○28.0% ○9.0%	
新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
小施策	① 「する」スポーツの推進 ② 「みる」スポーツの推進 ③ 「支える」スポーツの推進			達成状況 ○ ○ △

【主な取り組みの成果と課題】

① 「する」スポーツの推進 【生涯スポーツ課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
子育て世代が参加しやすい企画・運営を引き続きしていく必要がある。 令和6年度は現在流行しているニュースポーツ「モルック」を主としたイベントを実施する予定であり、より多くの親子が参加しやすいよう、スポーツイベントの充実を図っていく必要がある。	働き盛り・子育て世代がスポーツに取り組めるよう、「親子参加」の機会拡充を図った。 文化スポーツ振興財団が実施するスポーツイベントにおいて、親子や家族で参加できるファミリーイベントや親子体操を実施した。 ・親子体操参加者数22回 184組 ・ファミリーイベント参加者 4回 1,328人 ニュースポーツの周知・普及を推進し、誰でも気軽に取り組むことができる環境づくりに努めた。 ニュースポーツ用具を団体や市民に貸し出し、ニュースポーツの普及を推進した。 ・ニュースポーツ用具貸し出し回数 226回 新たなスポーツ奨励大会として「みんなでモルック」を企画・開催した。 ・みんなでモルック参加者数104人	令和6年度実施のアンケート結果から、週1回以上スポーツ・運動をしている人で割合が低いのは、子育て世代や働き盛り世代であった。また、定期的にスポーツ・運動を実施しない市民の多くが、「時間がない」ことを理由として挙げていることから、引き続き子育て世代が参加しやすいイベントの企画・運営を行っていくことや少ない時間で取り組むことができるスポーツ・運動の提供方法を検討していく必要がある。

② 「みる」スポーツの推進 【生涯スポーツ課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
トップチームの試合およびイベント等が開催できるよう、トップチームと連携し、実施に向けて取り組んでいく必要がある。また、PRの手法について検討していく必要がある。	<p>第一カッターフィールドにてアメリカンフットボールオービックシーガルズのホームゲームを4日間開催し、市民が身近に観戦できる機会を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オービックシーガルズホームゲーム観客数 3,667人(4日間) 千葉ロッテマリーンズ公式戦や新たにアルティーリ千葉(プロバスケットボールチーム)公式戦の市民招待を実施し、プロの試合を見る機会を提供した。 市制施行70周年記念事業として「ドリーム・ベースボール」を開催し、元プロ野球選手のプレーを間近で見る機会を提供した。 ・ドリーム・ベースボール観客数 約2,500人 	<p>引き続き、トップチームの試合およびイベント等が開催できるよう、トップチームと連携し、実施に向けて取り組んでいく。</p> <p>また、令和6年度実施のアンケート結果では、会場に行って観戦する人の割合が減少していることから、実際に会場に足を運んでもらうための取り組みの工夫が必要である。</p>

③ 「支える」スポーツの推進 【生涯スポーツ課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、スポーツイベントの企画・運営にアドバイスをし、参加者の増加を見込んだ開催方法やPR方法を検討し、イベントの振興を図っていく必要がある。	<p>スポーツ活動やコミュニティ活動の充実を図るために、スポーツ推進委員や市民スポーツ指導員、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ推進団体の活動を支援した。</p> <p>また、スポーツ推進委員主催による習志野市スポーツ奨励大会5大会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ奨励大会参加者数 686人(5大会) 市内16地区において、市民スポーツ指導員による地区事業実施した。 ・60事業、参加者9,674人 市制施行70周年記念事業として「ドリーム・ベースボール」を開催し、市民ボランティアを募り運営等に協力いただいた。 ・ドリーム・ベースボールボランティア参加人数 約135人 	<p>引き続き、スポーツ活動やコミュニティ活動の充実を図るために、スポーツ推進委員や市民スポーツ指導員、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ推進団体の活動を支援していく。</p> <p>また、市民のスポーツボランティア活動の経験者が減少していることから、スポーツボランティアの認知度の向上やボランティア機会の提供について検討していく必要がある。</p>

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 34/45
基本方針12	家庭教育力の向上	評価
施策(1)	家庭教育に関する学習機会の充実	(B)

【施策の達成状況】

目標	家庭教育に関する学習機会を増やし、地域に根差した家庭教育力の向上に努めます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○家庭教育に関する事業の開催回数及び参加者数	○251回 4,022人	○263回 4,223人	○193回 3,161人
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
小施策	① 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実			達成状況 ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実 【公民館】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
引き続き、子どもの発達段階に応じた家庭教育に係る講座の充実に努める。また保護者が参加しやすい環境づくりに努める必要がある。	乳幼児から中学生まで、子どもの発達段階に応じた家庭教育に係る講座を実施し、育児に対する保護者の不安の解消や子育て中の保護者の仲間づくりの一助となった。	子どもの発達段階に応じた家庭教育に係るニーズを捉え、講座の充実に努める。 また、保護者が参加しやすい環境づくりに努める。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 35/45
基本方針12	家庭教育力の向上	評価
施策(2)	家庭教育相談の充実	(B)

【施策の達成状況】

目標	学校や行政・他機関等とネットワークを構築し、家庭教育に関する相談体制の充実を図ります。また、「生活アンケート」を実施し、子ども達の日常生活を把握し、虐待されている恐れがある子どもの迅速な安全確保に努めます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	
	○来所相談件数における終結数の割合		○来所相談件数における終結数の割合 50%	
	○「生活アンケート」を基にした教育相談の実施	○0校	○23校	
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)	実績値(令和6年度)	
			達成状況	
小施策	① 家庭と学校、他機関をつなぐコーディネーター的役割の推進 ② 長欠・不登校児童生徒解消の推進 ③ 児童虐待の未然防止、早期発見・解消に向けた迅速な対応 ④ 一時保護等から学校に戻った児童生徒への組織的な対応		<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	

【主な取り組みの成果と課題】

① 家庭と学校、他機関をつなぐコーディネーター的役割の推進 【総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
児童生徒一人ひとりにあった支援をするために、各学校、関係機関、SSWとの連携を強化する。市の子育て支援課や状況によっては児童相談所との関わりをもつようになる。	各学校との連携においては、必要があるときに相談担当者が電話連絡をしたり、指導主事が学期ごとに学校を訪問したりして情報共有を行った。学校訪問では管理職、教育相談担当職員、養護教諭などとも情報を共有し、より良い支援策について協議を行った。 また、子育て支援課等関係機関と連携し、家庭と学校との連携状況や、総合教育センターと家庭との関わり方などについても情報共有を行った。	児童生徒一人ひとりにあった支援をするために、各学校、関係機関、SSWとの連携を強化する。学校でのケース会議を推進し、相談員が積極的に参加していくよう、関係機関との綿密な連携を図る。

② 長欠・不登校児童生徒解消の推進 【総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
不登校児童生徒支援事業として実施している「あいあい広場」の令和5年度実績を検証し、それを踏まえた今後の方針を検討する必要がある。	公民館等を利用して「あいあい広場」を、昨年に引き続き年間5回開催した。「あいあい広場」に参加したことで、フレンドあいあいにつながった方もいた。開催場所によって人数差が見られるが、保護者同士が自分の悩みや苦しみを話し合える場となり、子供たちにとって家族以外の人と関わることができる機会となった。	令和6年度の実績を検証することにより、令和7年度も市内の西部地区や中央地区地域での開催を継続する。また、保護者の支援を目的としてセミナーを開催すると共に、保護者同士の交流の場を提供する。

③ 児童虐待の未然防止、早期発見・解消に向けた迅速な対応 【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
早期発見・早期対応が継続されるように、各学校の情報共有体制を整える必要がある。	各学期で「教育相談アンケート」を実施とともに、アンケート回収後に教職員による個別の教育相談の期間を設定することで、早期発見・早期対応に努めた。	管理職研修において初期対応と関係機関との連携について周知を図る。

④ 一時保護等から学校に戻った児童生徒への組織的な対応 【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
令和5年度の実績を検証し、令和6年度も試行を継続し、今後の方針を検討する必要がある。	公民館等を利用した適応指導教室「フレンドあいあい」の充実に向けた支援事業を、昨年に引き続き年間5回開催した。さらに不登校児童生徒をもつ保護者を対象に、子どもへの対応法についてのセミナーを開催した。保護者同士の交流の場にもなり、有意義な事業であった。	令和6年度の実績を検証することにより、令和7年度も市内の西部地区や中央地区区域での開催を継続する。また、保護者の支援を目的としてセミナーを開催すると共に、保護者同士の交流の場を提供する。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 36/45
基本方針13	地域に開かれた学校づくり【教育課題①】	評価
施策(1)	積極的な情報公開と意見交換の充実	(B)

【施策の達成状況】

目標	学校・家庭・地域の円滑な関係を構築し、相互の意思疎通・共通理解を図ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
○学校ホームページ作成の基本方針に則り、必ず掲載する内容を全校で達成する。	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○ホームページ作成の基本に則ったすべての内容を掲載できた学校数23校	○19校	
新たな成果指標		新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
				達成状況
小施策	① 学校と家庭・地域相互の情報交換の推進			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 学校と家庭・地域相互の情報交換の推進 【総合教育センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
調査研究について、データを経年で蓄積し、過去と現状について閲覧できるようにする。フレンドあいあいやわくわく学びランドなどのイベント情報や、活動の様子がわかる情報発信を継続していく必要がある。 学校ホームページ作成の基本方針に則り、必ず掲載する内容については全校で統一し、意思疎通・共通理解のための基本情報を整える必要がある。	各学校において研究に取り組んだデータを経年で蓄積し、過去と現状について閲覧できるようにした。フレンドあいあいやわくわく学びランドなどのイベント情報や、活動の様子がわかる情報発信についても継続した。 学校ホームページ作成の基本方針に則り、必ず掲載しなければならない内容について19校で統一することができた。	学校ホームページ作成の基本方針に則り、必ず掲載する内容について全校で統一するよう校務支援システムを使って呼びかけを行っていく。 ただし、児童生徒の顔や名札などが関連付けられ、個人が特定される画像は掲載しない。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 37/45
基本方針13	地域に開かれた学校づくり【教育課題①】	評価
施策(2)	地域とともにある学校づくりの推進	(B)

【施策の達成状況】

目標	社会に開かれた教育課程の実現を図り、学校・家庭・地域の連携・協働した活動をより進めます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
○教職員の地域学校協働活動の概要や取組みに対する理解度	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○地域学校協働活動アンケート調査において「1全て理解している」「2ある程度理解している」の割合90%	○地域学校協働活動アンケート調査において「1全て理解している」「2ある程度理解している」の割合69%	
	○学校運営協議会を通して学校運営協議会委員や地域の方々との連携やコミュニケーションについての推進度	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○アンケート項目「校長、教頭、教職員とコミュニケーションをとりやすくなったと感じましたか」において、「とても感じている」の割合80%	○アンケート項目「校長、教頭、教職員とコミュニケーションをとりやすくなったと感じましたか」において、「とても感じている」が74%、「やや感じている」が23%
新たな成果指標		新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
				達成状況
小施策	① 社会に開かれた教育課程の推進 ② 地域社会との連携・協働した活動の推進 ③ 学校運営協議会の設置の促進			<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>

【主な取り組みの成果と課題】

① 社会に開かれた教育課程の推進 【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
協議する議題や協議結果の実践についての具体的な方策について、学校運営協議会ガイドラインに沿って各学校で実施できるよう周知を行っていく必要がある。また協議会の進め方や日程の組み方のモデルを示し、各校で地域の特色を生かしたテーマを設定し、協議が行えるようにする必要がある。	年度当初の担当者会議にてに協議会の流れを例示し周知した。保護者負担軽減についての協議や周年行事についての協議が行われ、学校運営協議会の議題内容が具体化してきている。年度末の担当者会議において、課題を共有し次年度重点的に取り上げることについて指導した結果、令和7年度の取組について見通しが持てるようになった。	学校運営協議会の議題内容を各校で事前に計画する必要がある。報告事項だけでなく協議をするために、学校が年間を見通した計画の中で、地域の協力において何をしてほしいのか、何ができるのかを明確にするよう指導が必要である。地域の特色を生かすテーマ設定ができるようにする。

② 地域社会との連携・協働した活動の推進【社会教育課・指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>学校及び推進員を対象に実施したアンケート調査において、「人材」、「活動費」、「認知度」が課題として確認できた。</p> <p>推進員及び学校教職員向けの研修を実施し、本制度への理解度を深めるとともに、より多くの地域住民に活動に参画していただくため、各校の取り組み活動等を地域に周知していく必要がある。また、令和6年度より、各校へ活動に対する費用を支給する必要がある。</p>	<p>地域住民と学校との情報共有を図り、連絡調整等を行う推進員を各校1名配置し、推進員と連絡・調整を円滑に行うための学校側の窓口として地域連携推進担当教職員を配置した。</p> <p>活動を推進するため、各校の推進員と地域連携推進担当教職員を対象とする「地域学校協働本部連絡会議」を年2回実施し、各学校における取組事例の共有や推進員同士の交流を図った。</p> <p>本制度について周知するため、各校の取り組み活動等を記したグランドデザインを作成し、市庁舎等の公共施設とモリシア津田沼にて展示した。</p> <p>活動を推進するため、各校に活動に対する費用を支給した。</p>	<p>本制度についての理解を深めるため、引き続き、推進員及び学校教職員向けの研修を実施する。</p> <p>活動に協力していただけるボランティアの募集などについて、幅広い年齢層にアプローチできるよう、アプリ等を活用した方法を検討していく。</p>

③ 学校運営協議会の設置の促進【指導課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>学校教育活動への参加や連携にはまだ課題が残り、地域住民への理解や人材確保などが必要である。学校側から、学校教育活動の地域への情報提供や発信を行い、地域の人々が参加しやすい環境づくりを行うことが必要である。</p>	<p>令和5年度に市立小・中・高等学校に学校運営協議会の設置が完了し、令和6年度の学校運営協議会の活動については、令和5年度と令和6年度を比較し検証を行った。学校ホームページに学校運営協議会の会議録などを市立小・中・高等学校の全校が公開し、地域の人々が閲覧できるようになった。</p>	<p>地域と共に活動する取組にはまだ課題が残るため、地域の方々が学校教育活動へ理解を深められるよう情報発信をする。</p>

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 38/45
基本方針14	地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり	評価
施策(1)	地域住民との協働による防犯・補導活動の推進	(B)

【施策の達成状況】

目標	青少年補導委員と連携し、街頭補導活動を定期的に実施します。 中学校区青少年健全育成連絡協議会と連携し、環境浄化や防犯活動を実施します。 「子ども110番の家」を拡充させ、学校と地域と行政が協力して子どもの安全を守ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○街頭補導及び自主的な防犯パトロールの継続的な実施による子どもの非行や犯罪等の実被害数 ○子ども110番の家加入件数	○非行・犯罪被害 補導数23件 (喫煙や交通面等) ○加入者943件	○非行・犯罪被害0件 ○加入者1,200件	○非行・犯罪行為0件 補導数139件 (1月末日現在) ○加入数 1,089件 (新規加入29件、 2月10日現在)
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
				達成状況
小施策	① 街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実 ② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりの推進			◎ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実 【保健体育安全課(青少年センター)】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
インターネットの浸透については、今後も拡大、低年齢化が進んでいくことが予想されることから、SNSに関する情報発信について、引き続き重点的に行っていく必要がある。インターネット適正利用啓発学習会でも、児童の発達の状況に応じた学習プログラムを実施していく必要がある。 街頭補導については、毎日の地道なパトロールを引き続き実施していく必要がある。 青少年補導委員と連携し、街頭補導で発見した問題については、関係所管に連絡するなど改善していく必要がある。	以下のとおり街頭補導を計画的に実施することができた。 ①毎日の午前・午後パトロール ②週1回の朝パトロール ③補導委員と行う薄暮パトロール ④補導委員と行う夜間パトロール 等 パトロールにおいては、児童生徒の非行行為、問題行動はなかった。また、補導委員と学区の様子について情報共有し、心配な場所についてはパトロールを強化することで未然防止に努めることができた。 毎月行われる青少年補導委員との役員会、センター連絡会では、各中学校区における児童生徒、地域の様子や環境浄化状況について情報を共有し、効果的な補導活動を行うことができた。	学校の訪問や事故の対応、議会対応等があると、パトロール活動を行うことができなかった。これまで同様のパトロール活動を継続していくよう関係機関や補導委員等と連携を図る。

② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりの推進 【保健体育安全課(青少年センター)】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
拡充に向けた目標値を意識し、実際に地道に活動して、個別の訪問などでも子どもたちの安全のため、という使命感を持って拡充していく必要がある。 民家については、引き続き課題であるが、小学校入学説明会学校などでも周知していく必要がある。	入学説明会や、小中学校の保護者向けの会議等で周知し、29件の入会があった。2、3月に商工会議所や商連に協力いただいて周知活動を図り、入会件数が増えることが予想される。	1件ずつ依頼することが時間的に難しく、商工会議所のように関係団体から組織全体に働きかけていただくような周知活動を考えていく必要がある。

※ 「子ども110番の家」は、子どもが何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動です。本事業では、加入者に、道路(通学路)に面した場所へ「子ども110番の家」プレートを設置していただき、子どもが救いを求めてきた際の一時保護、関係機関(主に警察)への通報などを依頼しています。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 39/45
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価
施策(1)	幼稚園・こども園の教育環境の整備	(B)

【施策の達成状況】

目標	教育・保育活動の充実に向けて、快適で安全・安心な教育・保育環境の整備に取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
○「こども園整備計画」に基づく市立こども園の開設の割合 ○施設の安全に関する保護者アンケートで満足している評価の割合	○3園 43% ○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○7園 100%	○6園 86% ○施設の安全に関する保護者アンケートで満足している評価の割合 75%以上	○施設の安全に関する保護者アンケートで満足している評価の割合 72.3%
新たな成果指標		新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
				達成状況
小施策	① 新たなこども園の設置と幼稚園の再編 ② 幼稚園・こども園の施設補修			○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 新たなこども園の設置と幼稚園の再編 【こども政策課・こども保育課】

令和5年度から見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
向山こども園では、小学校や地域との調整を行うことにより、開園後の安全対策等を実施することで、安全・安心な施設運営を行う必要がある。 引き続き、藤崎こども園の建設工事に取り組むとともに、教育・保育目標及び教育・保育計画、行事のあり方等の運営に関する詳細を、運営準備委員会を中心に検討を進めていく必要がある。	・「向山こども園」(令和6年4月開園) 小学校や地域との調整を密に行うと共に、施設利用者にも車両通行ルールなどの安全対策を周知徹底したことで、安全・安心な施設運営を実施することができた。 ・「藤崎こども園」の施設整備については、建設工事が工程通りに進み令和7年4月開園の準備が整った。	・向山こども園では、引き続き小学校や地域と調整を行うことで、安全・安心な施設運営を行う。 ・藤崎こども園では、小学校や地域との調整を行うことにより、開園後の安全対策等を実施することで、安全・安心な施設運営を行う。

② 幼稚園・こども園の施設補修 【こども政策課】

令和5年度から見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
予防的な修繕や維持管理委託では対応できない事例に対し、大規模な改修などの検討を進めていく必要がある。 引き続き園児の安全性を確保するため、日々の点検及び適切な修繕を実施する必要がある。	・各施設の老朽化対策として、予防的な修繕及び維持管理委託を実施したことにより、安定的な施設の維持ができた。 ・特定建築物定期点検を行うことで、施設の劣化部の特定を行い、今後の修繕に反映することができた。	・予防的な修繕や維持管理委託では対応できない事例が多いことから、東習志野こども園では大規模改修設計などを進めていく。 ・引き続き園児の安全性を確保するため、日々の点検及び適切な修繕を実施する。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 40/45
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価
施策(2)	小・中学校の教育環境の整備	(B)

【施策の達成状況】

目標	子どもたちにとって、快適で安全・安心な教育環境を整備し、教育活動の充実と教育の質の向上に取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○小・中学校校舎トイレの改修 (整備済みトイレ箇所数÷トイレ総箇所数)	○73.7%	○100%	○90.5%
	○小・中学校体育館トイレの改善 (洋式トイレ設置学校数÷全学校数)	○39.1% (洋式トイレ) ○34.8% (乾式化等)	○100% (洋式トイレ) ○69.6% (乾式化等)	○100% (洋式トイレ) ○60.9% (乾式化等)
	○小・中学校の特別教室並びに体育館へのエアコンの設置の割合	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○100%	○87% (特別教室) ○ 0% (体育館)
新たな成果指標		新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
				達成状況
小施策	① 学校施設の改築・長寿命化改修・大規模改修等の推進 ② 小中学校の体育館への空調設置の推進			○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 学校施設の改築・長寿命化改修・大規模改修等の推進 【教育総務課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、引き続き設計、工事を進めていく必要がある。	全小中学校体育館空調の設計にあたっては、避難所機能の確保等の観点から、停電時でも使用可能な発電機能を有するガス機器を選定した。また、工事期間中は体育館の使用ができないことから、近隣の学校で代替できるよう、中学校校区ごとにグループ分けするとともに、避難所としての収容人員や風水害時優先開設等を考慮し、グループ内における空調設置順を決定した。 大久保小学校、第二中学校の校舎改築工事、向山小学校、第一中学校の長寿命化改修工事、谷津南小学校の大規模改修工事が完了した。 大久保東小学校、鷺沼小学校の校舎・体育館改築工事の設計及び屋敷小学校の長寿命化改修工事、袖ヶ浦東小学校の大規模改修工事を進めた。	習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、引き続き設計、工事を進めていくとともに、令和8年度からを計画期間とする次期計画を策定し、計画的に学校施設の再生を進めていく必要がある。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 41/45
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価
施策(3)	市立高等学校の教育環境の整備	(B)

【施策の達成状況】

目標	施設の老朽化に対応するため、習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、計画的な改修を行っていきます。また、必要に応じた改修を適宜行います。		
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
	○学校アンケートにおける学習環境の項目の肯定的評価の割合	○生徒:82.4% ○保護者:77.4%	○生徒:87% ○保護者:82%
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)	実績値(令和6年度)
			達成状況
小施策	① 習志野高校の教育環境の整備の推進		○

【主な取り組みの成果と課題】

① 習志野高校の教育環境の整備の推進 【習志野高校】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
老朽化した施設・設備が日々残っているため、引き続き計画的な改修が必要となる。	第二グラウンド照明改修工事や生徒棟4階のトイレ改修など、老朽化した施設・設備の改修を行った。	老朽化した施設・設備が日々残っているため、引き続き計画的な改修が必要となる。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 42/45
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価
施策(4)	学校関連施設の環境整備	(A)

【施策の達成状況】

目標	<p>【給食センター】 PFI事業による運営になったことを受け、受託者（以下「SPC」という）に対する指導を徹底し、直営に変わらない安全・安心な給食の提供を行います。（なお、献立の作成や食材の選定・購入は引き続き、市職員が行います。）</p> <p>【鹿野山少年自然の家】 学校関連施設として、衛生管理の徹底に努め、安全・安心な施設整備を行います。</p>			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
	○給食センター 学校給食の安定的な供給	○給食センター 給食提供件数 100%	○100%	○100%
	○鹿野山少年自然の家 施設に関するアンケート	○鹿野山少年自然の 家満足度 98%	○100%	○100%
	新たな成果指標	新たな目標値（令和6年度設定）		実績値（令和6年度）
小施策	① 給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバック ② 給食センターの日常業務の円滑化			達成状況 ◎ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバック 【学校給食センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
安全・安心な給食の提供を維持するため、モニタリングを確実に行い、業務運営に支障がないよう、引き続き情報共有を図っていく必要がある。	年に4回のSPC企業によるモニタリングを確實に行い、内容について精査し運営・維持管理事業に反映している。 またSPC企業が参加する「関係者協議会」を月1回開催することにより、共通理解が必要な情報を共有することができた。	安全・安心な給食の提供を維持するため、モニタリングを確実に行い、業務運営に支障がないよう、引き続き情報共有を図っていく。

② 給食センターの日常業務の円滑化 【学校給食センター】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
安全・安心な給食の提供を維持するため、定期的に協議会を開催することで情報共有を図り、業務運営及び維持管理事業を確実に行う必要がある。	月に1度開催されるSPC企業の「関係者協議会」にて運営企業と情報共有を図り、業務運営及び維持管理事業を確実に進めることができた。	安全・安心な給食の提供を維持するため、定期的に協議会を開催することで情報共有を図り、業務運営及び維持管理事業を確実に行う。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 43/45
基本方針16	社会教育施設の再編・整備	評価
施策(1)	社会教育施設の整備	(B)

【施策の達成状況】

目標	社会教育施設を安全で快適に利用できるよう再編・整備に取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
○「第2次公共建築物再生計画～老朽化対策の行程表～」における生涯学習施設の改修・整備の実施	○実施	○富士吉田青年の家長寿命化改修を実施(本館棟) ○生涯学習施設について必要な改修整備を第3次公共建築物再生計画へ計上	○富士吉田青年の家長寿命化改修設計業務委託を実施。 ○総合教育センター再整備において、現施設利用者等の意見を「(仮称)新総合教育センター再整備基本構想」へ反映。	
新たな成果指標		新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
				達成状況
小施策	① 社会教育施設の改修・整備の推進			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 社会教育施設の改修・整備の推進 【社会教育課・公民館・図書館・富士吉田青年の家】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>引き続き、「第2次公共建築物再生計画」及び「生涯学習施設改修整備計画」に基づき、施設の改修・整備を進める。また、施設の老朽化や設備の経年劣化により、修繕・工事が必要な箇所が増加傾向にあるため、計画的に修繕を進める必要がある。</p> <p>令和6年度は、富士吉田青年の家長寿命化改修設計を引き続き行い、令和8年度の改修完了に向けて、適切に進行管理を行う必要がある。</p> <p>また、総合教育センター再整備・複合化については、令和6年4月以降に地域住民への意見聴取を行った上で、令和6年10月を目途に「習志野市総合教育センター再整備基本構想」を策定し、再整備に向けた検討を進めていく必要がある。</p>	<p>「第2次公共建築物再生計画」に基づき、富士吉田青年の家長寿命化改修のための設計業務委託を実施した。</p> <p>総合教育センターの再整備・複合化においては、総合教育センターとともに、令和6年4月のまちづくり会議での説明後、5月に地域で全4回の説明会を開催した。また、総合教育センターが実施した地域住民へのアンケート調査や、令和5年度に社会教育課が実施したサークル連携加盟15団体への個別ヒアリングの結果と合わせ、総合教育センターが令和7年3月に策定した「(仮称)新総合教育センター再整備基本構想」において、これらの意見を最大限反映し、「整備方針(基本方針)」及び「対象施設が持つ機能及び施設整備の基本的な方向性」に機能・施設整備の内容を明記した。</p>	<p>引き続き、「第2次公共建築物再生計画」及び「生涯学習施設改修整備計画」に基づき、施設の改修・整備を進める。また、施設の老朽化や設備の経年劣化により、修繕・工事が必要な箇所が増加傾向にあるため、計画的に修繕を進める。</p> <p>令和7年度は、富士吉田青年の家長寿命化改修工事の1年目として、本館棟の工事を実施する。</p> <p>総合教育センター再整備・複合化については、各施設の施設利用者、関係団体、地域住民から意見聴取した内容を反映しながら、再整備基本計画の策定作業を進める。併せて、第3次公共建築物再生計画への反映について市長事務部局と協議する。</p>

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 44/45
基本方針17	健康・体力を育むスポーツ施設の整備	評価
施策(1)	「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用)	(B)

【施策の達成状況】

目標	スポーツ施設を安全かつ快適に利用できるよう改修・整備を図ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)
① 施設内の安全は確保されていると思いますかの質問で「はい・ふつう」と答えた人の割合	①97%	①97%以上	①(R4 97%) (R5 96%) (R6 97%)	
	②96%	②96%以上	②(R4 96%) (R5 95%) (R6 95%)	
新たな成果指標		新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
小施策	① スポーツ環境の整備、安全性の維持			達成状況 ○

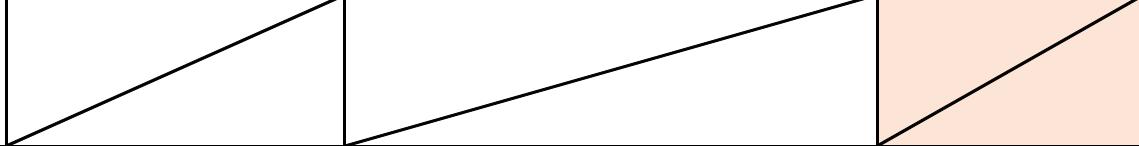
【主な取り組みの成果と課題】

① スポーツ環境の整備、安全性の維持 【生涯スポーツ課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>限りある市の施設を有効に活用するため、引き続き小学校の校庭や体育館及び学校水泳プールの開放を実施し、市民がスポーツをする場を提供していく必要がある。</p> <p>老朽化したスポーツ施設を安全安心に利用できるよう、改修等に努める必要がある。</p> <p>秋津野球場・サッカー場の再整備については、事業手法、事業規模、費用対効果の検討を行いつつ、利用団体との意見交換を引き続き行っていく必要がある。</p>	<p>学校体育施設開放事業の安心安全な運営に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校体育施設開放事業を実施した 学校数 16小学校 ・学校水泳プール一般開放事業を実施した 学校数 4校 秋津野球場・サッカー場の人工芝化に向け、事業手法や費用対効果の検討を行った。 	<p>限りある市の施設を有効に活用するため、引き続き小学校の校庭や体育館及び学校水泳プールの開放を実施し、市民がスポーツをする場を提供していく。</p> <p>老朽化したスポーツ施設を安全安心に利用できるよう、改修等に努める。</p> <p>秋津サッカー場の人工芝化工事を行い、今後多くの市民に利用していただくための周知方法等について検討していく必要がある。</p>

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 45/45
基本方針18	教育行政の効率的・効果的な展開	評価
施策(1)	教育委員会事務局の活性化	(B)

【施策の達成状況】

目標	教育行政に関するPDCAサイクルの確立と、積極的な情報発信により、教育委員会の活動の充実を図ります。		
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
	○市民意識調査における教育施策に対する満足度で、満足・やや満足と回答した割合	○23.4%	○35%
	○学校事務に関する会議、学校徴収金検討委員会の実施に伴う情報交換の回数	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○7回以上
	○平日・休日含む80時間以上超過勤務者数の軽減率	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○令和5年度比5%軽減
	○点検・評価のA評価の割合	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○40%
新たな成果指標		新たな目標値(令和6年度設定)	実績値(令和6年度)
			
小施策	① PDCAサイクルに基づく活動の推進 ② 広報活動の充実 ③ 学校事務との連携の強化 ④ 先進的な施策の研究 ⑤ 学校における働き方改革の推進	○ ○ ○ ○ ○	達成状況

【主な取り組みの成果と課題】

① PDCAサイクルに基づく活動の推進 【教育総務課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
経年により「施策の達成状況」における成果指標が、現状の施策を評価するための指標にそぐわないものが散見されたため、再設定を行い改めて目標値を定めることで、成果向上を目指す必要がある。	各施策の成果指標についての見直しを行い、令和6年度については45施策中28施策で新規や追加の成果指標を定めて点検及び評価を行った。新たな成果指標で実施状況を省みたことで、課題がより明確になり、現教育振興基本計画の残りの期間で実施すべきことの見通しを持つことができた。	令和7年度は次期教育振興基本計画の策定を行う。これまでの施策の成果と課題を精査するとともに、市民意識調査における市民の声や、パブリックコメントを含めた様々な声を聴取し、次期計画の方針に沿って施策に反映させていく。

② 広報活動の充実 【教育総務課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>機構改革に伴い、各課の担当行事などを見直し、精選され充実した記事作成を行うことで、教育活動の周知を図る。</p> <p>今後も学校教育のみの記事ではなく、生涯学習に関する取組や地域での教育活動など、幅広い内容を取り上げ、「地域とともにある学校」「学校を核とした地域」という視点で広報活動に努めていく必要がある。</p>	<p>市の市制施行70周年を受け、記念行事や冠行事が多く実施された中の一つとして、教育委員会が主催で実施した「子ども議会」については、広報誌やホームページに掲載して広くその実施を周知した他、学校写真展を実施して広報活動の充実を図ってきた。また、「学校教育だより」においては、学校教育に加え可能な範囲で社会教育に関する取組を取り上げて紹介するようにしてきた。</p>	<p>学校行事や地域行事を数多く取り上げていた地域の新聞が廃刊になつたことを受け、教育委員会が作成する「学校教育だより」においては、これまで以上に幅広い範囲から取り上げて記事を作成し、紹介していくようする。また、ホームページについて、広報の視点からの活用を工夫していくようする。</p>

③ 学校事務との連携の強化 【学務課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>若年層支援職員を置いたため、統括主任の負担は昨年度よりも減ったが、それでも統括主任の負担は大きい。また統括主任、若年層支援職員が在籍する学校のもう一人の事務職員の負担が大きかつた。若年層支援、共同実施ともに大きな効果があるため、今後も行っていく必要がある。</p>	<p>若年層支援職員による初若年層、経験年数の浅い臨時の任用職員に対する訪問支援の充実と、支援内容の確認及び助言を行った。</p> <p>若年層研修会を市教委との連携により実施。また、講師として1コマ担当する中堅層に対し、研修内容の確認や指導助言を行い育成に取り組んだ。</p> <p>市学校徴収金検討員会や働き方改革検討委員会において市教委と学校事務職員との連携を図ることができた。</p>	<p>将来的に主任となるべく人材の育成(中堅層の育成)や、事務職員が自校で教育支援や教員の事務負担軽減に向けた取組みへの意識向上を図っていく必要がある。</p> <p>事務の滞りによる訪問指導や各ブロックを巡回し指導、助言することにより、統括主任の負担が大きくなっているので、改善策を検討していく。</p>

④ 先進的な施策の研究 【教育総務課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>国第4期教育振興基本計画について研究するとともに、県の動向状況の情報収集し、習志野市基本構想をもとに次期「習志野市教育振興基本計画」策定に取り組む必要がある。</p>	<p>国第4期教育振興基本計画を受け、県の第4期教育振興基本計画策定の進捗状況及び市の基本構想策定の進捗状況を確認しながら、令和8年度～15年度計画期間とする次期習志野市教育振興基本計画の骨子案までの作成を終えた。この作成の過程においては、現行の計画の成果と課題を踏まえつつ、様々な調査の結果分析や市民意識調査の結果分析も含め、次期計画の方針について検討を重ねてきた。</p>	<p>令和6年度に作成した骨子案をもとに、令和7年度は計画案の作成、パブリックコメントの実施、そして策定までを終え、令和8年度からの実施とする。特に計画案の策定後には、パブリックコメントに向けた様々な手続きや、教育委員会会議での議決が必要となるため、遺漏なく実施していく必要がある。</p>

⑤ 学校における働き方改革の推進【学務課】

令和5年度の取り組みから見えた課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>超過勤務者は減少傾向にあるが、まだ減らしていく必要がある。令和4年度は、始業式前の年度初め準備期間が3日であったのに対して、令和6年度は4日間になる。始業式前の準備期間を確保していく必要がある。</p> <p>令和6年度途中より、C4th(シーフォース)を利用し、フェリカカードで出退勤を記録するシステムを導入予定である。この導入が勤務時間縮減にどう影響していくかを注視していく必要がある。</p>	<p>今年度始業式前の準備期間を4日間確保できた。</p> <p>昨年度までは教職員が50名以上の学校のみに産業医を配置することができなかつたが、今年度より時間外勤務が100時間を超えた教職員に対し健康確保のため、教職員49名以下の学校につきましても産業医による面談を実施することができた。面談を実施したことにより、教職員の意識が高まり超過勤務者が減少してきている。</p> <p>また、引き続き学校においてノー残業デイやノーブ活デイ、教育課程の工夫をして事務処理時間を確保する等、様々な取り組みをしている成果と考えられる。</p> <p>昨年9月よりC4th(シーフォース)を利用し、フェリカカードで出退勤を記録するシステムを導入したことによる勤務時間縮減については令和5年11月の80時間超35人、100時間超27人、令和6年11月の80時間14人、100時間超0人と減少が見られた。</p>	<p>C4thを利用した、出退勤記録システムや産業医面談により、超過勤務者は減少傾向にあるが、まだ減らしていく必要がある。また、今後も始業式前の年度初め準備期間を確保していく必要がある。</p> <p>コピー機のリース期間満了に伴い、スキャン機能を備えたコピー機を配置する予定なので、業務の効率が上がり、勤務時間削減につながると予想されるので注視していく。</p>

III 学識経験者からの意見聴取の結果

教育委員会が行った点検・評価案に対して、学識経験者からの意見聴取を行いました。いただいた御意見は令和7年度の教育行政方針の実施及び令和8年度の点検・評価の際に参考とさせていただきます。

(基本方針1) 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上

(施策1) 社会の変化に対応した幼児教育の推進

- ・コロナ禍後の諸活動が再開される中で、コロナ禍前との比較において変化していくべきものと従前の教育課程を再開するものとの精査を行い展開していくべきと考える。その中で、職員研修は非常に重要であると考えるので、研修への参加とそのフィードバックに一層努めるべきである。
- ・全般的によく取り組んでいる。一方で、社会の変化による課題を「①実態に応じたカリキュラム編成(特に接続期)②少人数化③実体験④表現機会⑤研修転移」と捉えているのに対して、成果指標や目標値が妥当であるかについては検討の余地があるだろう。指標は「意図的・計画的な集団教育の確保」に対する保護者評価となっているが、経年変化にも意味があると同時に、目標値が実績値を下回っている点、保護者の満足度の向上と課題解決との関連性等についての検討が必要である。また、少人数化への対応としての近隣の教育施設との交流を、回数等ではなく、職員間の対話に着目しているのは、優れた視点である。

(施策2) 「健康な心と体」を育てる教育の推進

- ・令和5年度の数値目標の設定により、実績が数値化され具体的になったことは評価できる点である。しかし「健康な体と心」の育成は、最重要項目である点から考えると、小施策の達成状況のすべてB評価である点はやや残念である。

(施策3) 幼児の安全・安心を守る教育の推進

- ・「安全・安心」は、職員の意識の持ち方が大変重要であることを十分に理解し、推進するべきである。

(施策4) 特別支援教育の推進

- ・数値目標が明解で、次への課題・方針が明確化しやすいので、一層の充実を期待したい。
- ・日々特別支援教育に取り組み、補助教諭との連携も必要な担任教諭のサポートが重要である。研修だけでなく相談体制作りについても検討が必要である。

(施策5) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進

- ・関連研修も長く行われており実績のある所と思われるが、接続への配慮事項は年とともに増加しているので、より個々の幼児児童のニーズに合わせたケースの研修の質を高めてほしい。
- ・相互参観等、職員の相互理解の推進に向けての取組みが進展しているのは評価される。目標値の達成と同時に、「習志野市接続期カリキュラム」の児童期の実践事例の充実を図っていただきたい。

(基本方針2) 子育て・子育ち支援の充実

(施策6) 多様なニーズに対応した子育て支援の推進

- ・情報が必要な人でも、自ら情報を取りにいかないケースもあると思われる。せっかくの支援の機会も届かないことは残念である。次年度に向けて目標値の達成に向けて、様々な手立てを一層工夫する必要があると考える。

(施策7) 家庭・地域との連携の強化

- ・実際に多様な子育て支援が推進され、施設開放についても目標値に向けての努力がなされている点は評価される。目標値の達成が望まれるが、育児相談開設比率が低い点、①家庭・地域での子育て支援の推進が△となっている点については、要因と改善策を検討する必要がある。
- ・園教育の理解につながる様々な取り組みがなされていることが評価され、市の広報への写真掲載等も効果的である。一方、若い世代はSNSから情報収集を行っている実態を踏まえ、保護者対象のアプリに加え、より一層の発信の工夫が望まれ、それが課程・社会との連携強化につながると考えられる。

(基本方針3) 信頼を築く習志野教育の進展

(施策8) いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展

- ・依然として高い数値を示しているが、相談方法、居場所づくり、授業への参加等においては、タブレット端末によるWEB対応が、今後大きな役割を担っていくと思われる。通信環境整備等も含めて、より実効性のある取り組みの研究・導入・活用を図っていくべきである。
- ・不登校児童生徒数の割合の実績値に、改めて課題の大きさが実感される。より多くの不登校児童生徒及び保護者支援の場とするため、開催場所や実施方法についての検討と教育相談員の増員という方針を実現してもらいたい。また、「子供に必要な具体的な取り組みの推進が図られるような数値目標を追加すべきではないか」という指摘に対して、校内適応指導教室設置100%を目指すという数値が示されたことは評価される。いじめについては、アンケート以外にも防止の取組みの進展を示す指標があることが望ましい。

(施策9) 特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展

- ・個々の児童・生徒のニーズに合わせて、手厚い対応が図られつつあると思われる。支援員も多く配置され、授業時もすき間のない支援体制がとられている。今後は各学校の司令塔ともいいくーディネータの育成が急務だと思われる。
- ・支援員の適切な配置が実現したことは成果であるが、基本方針の推進のために指標設定をするのであれば、支援員の専門性の向上（個別最適化、ICT活用等）を促す指標の検討が望まれる。

(施策10) 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展

- ・中堅層について手厚く手立てがとられている点は評価されると思う。しかし初期層も含め中学校においては教科指導について、小学校においては自校の研究教科について研修する機会を充実させる必要がある。ICT機器の利活用は、まだまだ職員個人のスキルに頼むところが大きく差が大きいように思うので一層の充実に期待したい。
- ・ICT等、ニーズに応じた研修の充実が伝わる記述となっている。一方、教職員のメンタルの側面が課題となっていることから、研修内容の幅を広げることも検討してほしい。

(基本方針4) 子どもの生きる力を育む教育の充実

(施策11) 確かな学力を保障する教育の推進

- ・学力学習状況調査の数値目標により、目標が具体的で改善の状況を精査しやすくなっている点が評価できる。さらに学力向上に向けて質問紙の回答をクロス集計するなどして、個に応じたきめ細やかな学力向上のための支援を期待したい。指導と評価の一体化はただ形にとらわれることなく、そうすることによる効果についても指導していきたい。
- ・全国学力・学習状況調査の比較だけでなく、ICT 活用の割合が加えられたのは改善されたが、「確かな学力」とは何なのかを検討しながら今後も評価指標を検討することが期待される。

(施策12) 豊かな心を育む教育の一層の推進

- ・セカンドスクールは本市の教育にとってかけがえのない財産である。富士吉田青年の家等の使用についてはさまざまな面からの検証が必要と思われる。

(施策13) 健やかな体を育む教育の推進

- ・ストレスチェックをどのようにいかすかについて、検討していただきたい。

(施策14) 食育の充実と安全・安心な学校給食の実施

- ・よく取り組まれている。

(施策15) 特色ある学校づくりの進展

- ・タブレットの活用は、学習用具の一つとして自然に活用していくことがより積極的な活用につながっていくと思われる。多くの小学校が公開研究会を実施し、成果を上げている点から中学校が1校限定である必要はあるのか。特色ある学校づくりの観点からも公開研究会の機会を生かせればより良いと考える。
- ・目標値が実績値を下回っているが、目標値か指標の見直しが必要ではないか。

(基本方針5) 子どもを未来につなげる教育の展開

(施策16) 学びに向かう力、人間性を發揮させる教育の展開

- ・電子図書館の活用状況は数値化が図りやすいと思われるの一考を図ってほしい。
- ・数値にできる指標と【主な取り組みの成果と課題】における文章での評価のバランスがよく、達成状況と課題がわかりやすい。

(施策17) 国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開

- ・人権意識の向上が最重要であろう。その面で人権について擁護委員の招聘等の実施がやや低調に思う。
- ・中学校職場体験実施状況における実績値が5校となっているのに対し、目標値が7校で現状維持となっているのは、なぜなのかがわからない。文章は具体的でわかりやすい。

(施策18) 1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開

- ・広く活用が進展している面も見られる。今後は、教員のスキルの向上と新規導入ソフトの活用習熟の研修機会の確保が必要である。
- ・「ICTをほぼ毎日使用して授業を受けた」児童生徒の割合の実績値と目標値が乖離している。ほぼ毎日使用することが高水準な教育の展開につながるかの検討も含め、検討の余地があるのではないか。

(施策19) 安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開

- ・令和6年度実績値が90%というには、各種災害や事件等が多く報道される現在においていかがなものか。実効性のある避難訓練や、その通りに動ける防災マニュアルの作成と周知は、確実に図られなければならないところである。

(基本方針6) 魅力ある市立高校づくり

(施策20) 多様な高校教育の一層の充実

- ・進路ガイダンスの充実、進路後援会の工夫、学習内容の蓄積が図られ進路選択の動機づくりが手厚く行われていることは生徒の適正な進路選択のために大変評価できる。今後は、進路選択の基盤となる学力向上の取り組みについても生徒の実態を踏まえた具体的な施策を評価項目に加えるべきと考える。
- ・適切な評価がなされており、市立高校に対する評価も高い。さらに、生徒の満足度を指標とすると、一層実態に即した評価になると考えられる。

(施策21) 地域や社会に開かれた高校づくりの推進

- ・学校運営協議会との有機的な連携が図られている点は評価できる、より一層の進展を図るとともに、通学してくる生徒の住んでいる地域との連携の方策についても考えてほしい。
- ・地域の方の学校評価アンケートの結果を成果指標としているが、生徒がどう感じているかについても指標に加えるとなおよいのではないか

(基本方針7) 生涯学習推進のまち習志野の推進

(施策22) 学習機会の充実

- ・生涯学習に対する市民の関心と参画意欲の高さが数値上からも理解できる。公民館事業の方向性に子ども向け講座を特化していくのであれば、評価の観点としてこの部分の実態と今後に向けての数値目標等が立てられるのではないかと考える。
- ・取り組みの充実度が伝わる評価となっているが、課題としている「大学や企業と連携」はとてもよい取組なので、その達成度に関する指標があるとなおよいのではないか。

(施策23) 学習成果の活用

- ・継続した活動が展開されており、本市の生涯学習の発展に大きく寄与してきたものであると評価できる。市民カレッジの卒業生が市内各所で活躍している様子もあり、今後もさらなる発展に向けて努力してほしい。
- ・利用団体や利用者数が指標となっているが、年齢層の偏りが課題となっている。若年層の利用を促す取り組みがなされていることは記述から読み取れるが、その契機になるような評価方法の導入も期待したい。

(施策24) 社会教育指導者の確保と養成

- ・指導者としての向上と養成を図る研修に職員が参加。指導者への意欲を持った市民にその内容が伝達されることで、裾野がひろがるのではないかと考える。

(施策25) 自主自立課題解決型社会の推進

- ・コロナ禍を経たことにより公民館利用や各サークルの状況に変化が起こっていることは否めないと想われる。新たな中心世代のニーズを調査してそれにマッチした企画・運営について研究する必要を感じる。
- ・「サークル団体と連携した、会員減少対策を検討する。」は具体的で有効な取り組みである。サークルの存在を知らせる広報活動については、学校施設への掲示や市民が多く訪れる商業施設等に協力を求めるなども一案ではないか。

(基本方針8) 芸術・文化活動の振興

(施策26) 芸術・文化活動の振興

- ・日常空間の中での文化活動の展開やアウトリーチによる聴衆や参画者を増やす取り組みなど、大変評価できる展開がある。文化ホールという中心地が閉じた中で、この弱点を利点に変える豊かな発想やそれに基づく活動は今後もさらに発展させてほしい。
- ・文化ホールとモリシア津田沼の閉館がもたらす影響が大きい。開館時期が見通せなくなっていることから、週末にも市庁舎で「市展」や「市民文化祭」等の文化行事を開催できるよう、行政関連施設と区分する追加工事を行うなどして、週末の来場に応じる必要があると考える。

(基本方針9) 文化財の保存と活用

(施策27) 文化財の保存

- ・円滑に事業が進捗していく評価できる。担当課における人的配置は市民サービスの観点からも早急に対応すべきである。

(施策28) 文化財の活用

- ・文化財の活用はさまざまな遺著事項や規制も多く、なかなか難しい側面もあると思うが、特に子でも世代には文化財は身近なものとして活用が図られることを希望する。
- ・「一日あたりの入館者数」だけではなく、ホームページの閲覧数も加えてはいかがか。小学校の授業で閲覧し、活用する指導の提案もできるのではないか。

(基本方針10) 青少年健全育成の推進

(施策29) 青少年育成団体の活動支援

- ・各団体の調整が円滑に進んでいる状況は好ましい。役員の交代・指導者の育成等についてはどの分野でも過渡期を迎えてると思われる。今後、そのための具体的方策と支援を一層進めてもらいたい。

(施策30) 家庭や地域の青少年教育力の向上

- ・情報リテラシーの啓発・研修は必要性の高まりから、何らかの形で実施されているのは評価できる。これは身近に起こりうる問題を多く含むので単年で終わるのではなく、継続的に実施すべき課題である。
- ・新たな成果指標が設定されたのは評価される。教職員はじめ、大人が学ぶ必要性が高まっている。

(施策31) 青少年のための施設における活動の充実

- ・社会的要因により利用者状況に波があるが、小学生の受け入れについては鹿野山のノーハウも参考により良いものとする研究をしっかり進めてももらいたい。

(施策32) 子どもの居場所づくりの推進

- ・満足度も高く評価できる。早急に完全な形での開設に至るよう準備してほしい。
- ・放課後子供教室が新たな子どもの居場所となり、市民の活躍の場にもなっているのがよくわかり、今後に期待したい。居場所の多様化や人財発掘に公民館との連携が求められる。

(基本方針11) 「する」「みる」「支える」スポーツの推進

(施策33) 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進

- ・「する」「みる」「支える」の各推進項目についてしっかり取り組まれているのは評価できる。実績値に上昇と下方ブレがみられる。実態を精査して、目標値の実現を望む。
- ・支えるスポーツボランティアの認知度の向上が求められる。中高生に対して周知するのも一案ではないか。

(基本方針12) 家庭教育力の向上

(施策34) 家庭教育に関する学習機会の充実

- ・収集型の講座形式では、参加可能な保護者の人数が頭打ちになっているのではないか。オンラインでの参加や学習可能な時間に視聴できるオンデマンド配信など、環境整備について研究してはいかがか。
- ・オンラインでの学習機会の充実も検討する必要がある。

(施策35) 家庭教育相談の充実

- ・各学校・関係機関がよく連携し、個々の児童生徒のケースに応じた対応が図られ、大変評価できる。不登校対応については校内適応指導教室も「フレンドあいあい」もともに成果をはたしていると受け止められる。

(基本方針13) 地域に開かれた学校づくり

(施策36) 積極的な情報公開と意見交換の充実

- ・情報公開について、市の整備状況と各学校の運用状況に開きがある。適切な情報を適切な時期に毎日発信するなど自校の教育活動の発信ツールと捉えている学校もある反面、更新がなかなかされず滞っている学校、児童生徒の顔等全て出してしまっている学校、過度な自主規制でパスワードにより一切の情報が見られない学校がある等、学校差が激しい。市教委の基準に照らして精査すべきと考える。

(施策37) 地域とともにある学校づくりの推進

- ・学校運営協議会については、事前の準備から案内、学校公開の様子、議題に沿った会議運営など行政と学校の連携ができる。次年度もさらに充実した内容となり、地域とともにある学校の具現化が各校で図されることを期待したい。
- ・今後は、学校運営協議会設置の成果についても評価を考える必要がある。市民の認知度も評価対象となる。

(基本方針14) 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

(施策38) 地域住民との協働による防犯・補導活動の推進

- ・各団体のパトロール活動はきちんと実施され、子どもたちの健全育成と地域防犯に大いに力を發揮しており大変評価できる点である。反面、非行・トラブルの型が変化ってきており、パトロールが始まつた頃とは様相が変わってきている。現代の非行の状況を関係機関とも連携し探っていく必要もあると考える。
- ・犯罪件数が0という成果があるが、一方、犯罪が街頭ではなくインターネット上で起きているという実態がある。ネット上のパトロールなどにより被害が生じないようにする施策が求められる。

(基本方針15) 安全で潤いのある学校環境の整備

(施策39) 幼稚園・こども園の教育環境の整備

- ・整備が計画に基づき順々と進められており、教育環境整備は評価できる。
- ・藤崎こども園の視察を通して、配慮された教育環境を確認することができた。評価基準が設置数だけでなく保護者アンケートの結果が併記されたことは評価される。

(施策40) 小・中学校の教育環境の整備

- ・施設再生計画に基づき順々と進められており、教育環境整備は評価できる。小中学校は避難場所としての用もなすことから、非常時を想定した整備状況も確認したい点である（特に体育館の設備）。

(施策41) 市立高等学校の教育環境の整備

- ・習志野高校については、県立高校並みの施設設備への環境整備が必要であると思われる。
- ・学校アンケートの結果を成果指標としていることは評価される。

(施策42) 学校関連施設の環境整備

- ・運営計画に沿って必要な環境整備がなされていると評価できる。

(基本方針16) 社会教育施設の再編・整備

(施策43) 社会教育施設の整備

- ・各計画に従って順々と環境が整えられていると思われる。総合教育センターの再整備については、生涯学習も加味した教育センターとの意味づけもされると思われるが、長年習志野市の学校教育を支えてきたという当初の設置理念も踏まえて整備をしていく必要があると考える。

(基本方針17) 健康・体力を育むスポーツ施設の整備

(施策44) 「支える」スポーツの推進（施設の整備と活用）

- ・整備・安全性の維持について数値目標に基づいて進捗させてほしい。
- ・学校水泳プールの不使用等の実態が示されていない。アンケート対象が施設利用者となっているが、市民における利用者比率やその理由なども明確になると、施策の推進につながると考えられる。

(基本方針18) 教育行政の効率的・効果的な展開

(施策45) 教育委員会事務局の活性化

- ・PDCA サイクルに基づき、年度ごとに有効な指標が加味され評価できる。数値目標化しにくい観点の扱いをどういう視点で行っていくかをよく吟味してほしい。学校における働き方改革が、単に時短にのみ目が向かないように、学校という職場の特性も鑑みながら推進していただきたい。人的保証が必要な分野を洗い出し配置に向けた努力をすることも大切であると考える。
- ・①に記載されている通り、各施策の成果指標について見直したことは高く評価される。市民目線で評価することで、課題がより明確になることから、今後も見直しを継続していただきたい。一方、「検討委員会の実施に伴う情報交換の回数」を成果指標とし、目標値を「7回以上」としている点について、その次の項目で「超過勤務者数の軽減」を目指しているのと矛盾しているように感じられる。回数を増やすことを目標にするのではなく、オンライン化等で実質的な成果をあげる工夫が必要なのでないか。働き方改革については、書類に追われて子どもと向き合えないことがないよう、当事者の声を聞く評価を行い、目標を設定し、保育者や教師を目指して社会に巣立った若者が働き続けられる一層のサポートを期待したい。

資料Ⅰ

○習志野市の教育課題（平成26年度～令和元年度）

習志野市教育委員会では、「習志野市教育振興基本計画（令和2年度～令和7年度）」の策定にあたり、文部科学省や千葉県教育委員会の理念や施策、前「教育基本計画（平成26年度～令和元年度）」、市民意識調査の実施状況などを踏まえ、本市の教育課題として以下を抽出し、市民の皆様の理解と協力を得ながら、課題解決に邁進しております。

学校教育		生涯学習	
課題1	「地域の風がいきかう学校づくり」の推進 (地域に開かれた学校教育の確立)	課題1	新しい公共の形成をめざす社会教育の推進(一市民、一ボランティアの確立)
課題2	「確かな学力」を育成する教育の推進 (生きる力→知の確立)	課題2	市民の学びを支援する公民館・図書館活動の推進(一市民、一文化の確立)
課題3	豊かな心を育む教育の推進 (生きる力→徳の確立)	課題3	芸術と文化の薫る都市“習志野”の推進 (一市民、一文化の確立)
課題4	健やかな体を育む教育の推進 (生きる力→体の確立)	課題4	生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進 (一市民、一スポーツの確立)
課題5	いじめ、不登校の未然防止・解決を目指す教育の推進(人間関係力の確立)	課題5	次代を担う青少年の健全育成の推進 (青少年の心と体の伴った成長の確立)
学社連携	「家庭・地域の教育力の充実」 (家庭教育・地域で子どもを育てる環境づくりの推進)		

習志野市は
持続可能な開発目標「SDGs」に取り組んでいます。

